

第3次
酒田市環境基本計画

【資料編】



酒 田 市

令和8年3月

(表紙の写真) 鳥海山と庄内平野

日本有数の穀倉地帯として知られ、米の生産が盛んな庄内平野は、先人の知恵と努力により築かれた酒田の発展の礎となった二次的な自然環境です。

目 次

1	酒田市環境基本条例	1
2	計画の策定体制	5
3	策定経過	5
4	酒田市環境審議会	8
5	諮問	9
6	答申	10
7	酒田市環境基本計画推進会議	11
8	市民参画の結果	13
1	市民アンケート	13
2	市民ワークショップ	39
3	パブリックコメント(意見公募)	49
9	酒田市の環境	55
1	気候変動に関する状況	55
(1)	気温・降水量等の推移	55
(2)	国内の温室効果ガスの排出量(電気・熱配分後)	57
(3)	山形県内の温室効果ガスの排出量	59
(4)	酒田市内の温室効果ガスの排出量	60
(5)	酒田市役所の温室効果ガスの排出量	61
2	資源循環に関する状況	63
(1)	ごみ処理量の推移	64
(2)	資源回収量の推移	69
(3)	ごみ減量化の取組	74
(4)	不法投棄の状況	79
(5)	し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	80
(6)	海岸漂着ごみに係るボランティア清掃の状況	82
3	自然環境に関する状況	83
(1)	酒田市の生き物(魚類等生息状況調査)	83
(2)	土地利用状況	86
(3)	鳥海イヌワシみらい館(猛禽類保護センター)の利用状況	87
(4)	傷病鳥獣救護の状況	87
4	大気・水環境に関する状況	88
(1)	大気環境	88
(2)	河川水質	97
(3)	海域水質	101
5	生活環境に関する状況	106
(1)	公害苦情等	106
(2)	騒音・振動	108

(3) 悪臭	117
(4) 発生源監視	120
(5) 地域の美化活動	121
(6) 大型獣類の状況	122
10 付録	123
酒田市の特徴的な生物【植物編】	123
酒田市の特徴的な生物【動物編】	127

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 27 号

美しく豊かな自然に恵まれた酒田市では、先人の英知と努力を受け継ぎ、これまでも「酒田市自然環境保全条例」を制定するなど市民の総力を結集してこれを守り育み、そしてその恵沢を享受してきた。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動の進展及び生活様式の変化は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の持つ復元能力を超える環境への負荷を増大させており、それが地球環境という空間的な広がり、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となっている。

環境は、人間をはじめとして、生きとし生けるものの母胎であり、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立つ有限なものである。

今こそ、私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承していく責務があることを深く受け止め、市、市民及び事業者のすべての者の参加と連携の下、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な酒田市の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、海洋の汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の低下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、市民がこの環境の恵沢を享受するとともに、良好な状態で将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の復元力には限界があることを認識し、資源の有効活用により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの有効活用、廃棄物の減量等に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に施策を行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、海浜、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全され、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全により、快適な都市環境の形成が図られること。

(4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効活用等により、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、酒田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ酒田市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第12条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)と連携して地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、市民等、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進等)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるよう、県その他の関係機関と協力して環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進及び支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の推進並びに前条の市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等との連携体制の整備等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について市民及び事業者の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、市民及び事業者と協力して各種の施策を推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 18 条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

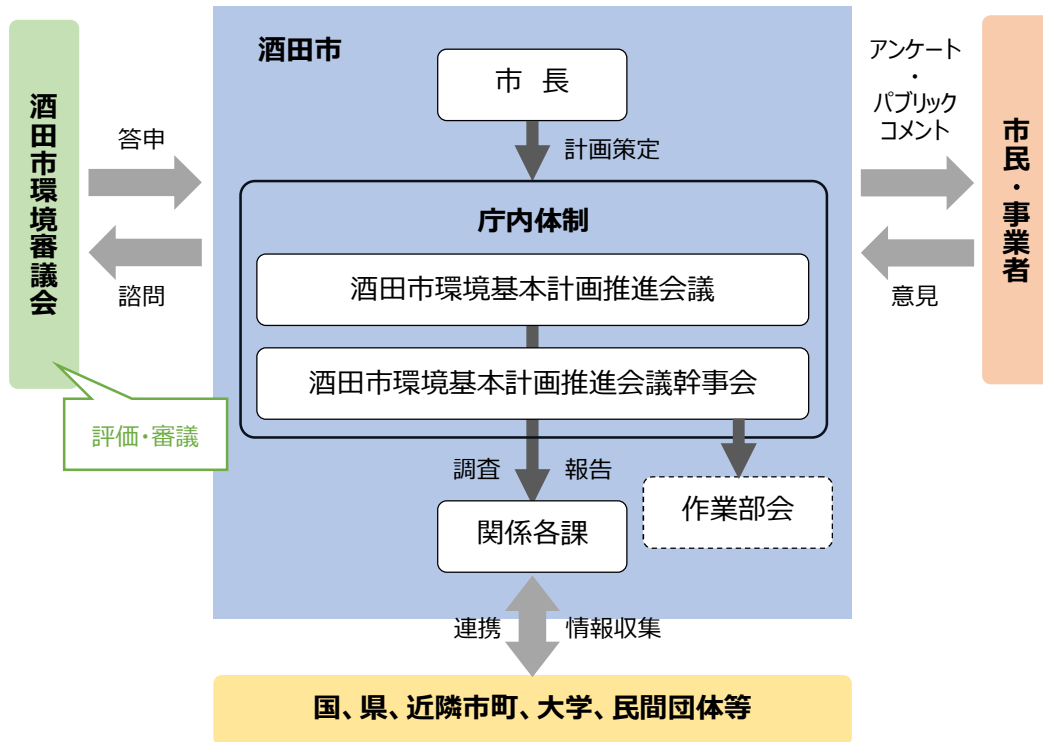
1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の酒田市環境基本条例(平成 13 年酒田市条例第 38 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、下記のとおり策定体制を整備し、検討を行いました。



3 策定経過

① 2023（令和5）年度

年月日	会議名等	主な内容
令和5年8月4日	酒田市環境基本計画推進会議	第2次酒田市環境基本計画の達成状況、スケジュールほか
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	市民アンケート	※事業所アンケートは地球温暖化対策実行計画策定業務で実施した結果を活用
令和6年1月15日 ～1月29日	小学生・中学生アンケート	
令和6年3月27日	第1回酒田市環境審議会	計画概要、スケジュール、アンケート結果ほか

② 2024（令和6）年度

年月日	会議名等	主な内容
令和6年6月8日	第1回さかた環境ワークショップ	

令和6年7月6日	第2回さかた環境ワークショップ	
令和6年7月25日 ～令和7年3月24日	大雨災害により計画策定を中断	酒田市環境基本計画推進会議・幹事会を中止。 第2次酒田市環境基本計画を1年延長
令和6年11月22日	酒田市議会 民生常任委員協議会	概要説明
令和7年3月25日	第1回酒田市環境審議会	計画概要、スケジュールほか

③ 2025（令和7）年度

年月日	会議名等	主な内容
令和7年5月1日	酒田市環境基本計画推進会議 幹事会（書面開催）	計画骨子協議、スケジュールほか
令和7年5月14日	酒田市環境基本計画推進会議	計画骨子審議、スケジュールほか
令和7年5月26日	第1回酒田市環境審議会	計画骨子審議
令和7年8月4日	酒田市環境基本計画推進会議 幹事会	計画原案協議、行動計画概要説明
令和7年8月21日	酒田市議会 民生常任委員協議会	計画骨子報告、意見聴取
令和7年8月28日	酒田市環境基本計画推進会議	計画原案・諮問案審議 市民意見公募案
令和7年9月19日	第2回酒田市環境審議会	諮問、計画原案説明
令和7年10月1日 ～10月14日	市民意見公募（庁内）	
令和7年10月30日	第3回酒田市環境審議会	計画原案審議
令和7年11月7日 ～11月26日	市民意見公募	
令和7年12月8日	酒田市環境基本計画推進会議 幹事会（書面開催）	計画案協議、市民意見公募結果
令和7年12月12日	酒田市議会 民生常任委員勉強会	計画原案説明、意見聴取
令和7年12月25日	酒田市環境基本計画推進会議	計画案審議、市民意見公募結果
令和8年1月16日	第4回酒田市環境審議会	計画案審議、市民意見公募結果 答申案審議

令和8年1月21日	第5回酒田市環境審議会	答申
令和8年1月28日	酒田市環境基本計画推進会議	最終案審議
令和8年2月16日	酒田市議会 民生常任委員協議会	報告

(参考) 酒田市の環境政策の経過

本市の環境政策（主な計画）の経過は下表に示すとおり、1972（昭和47）年から時代に沿った内容になるよう、策定を進めています。

年月	廃棄物・リサイクル関係	環境保全関係
1972（昭和47）年2月		「酒田市公害防止対策審議会条例」施行 ※平成6年8月廃止
1975（昭和50）年3月		「酒田市自然環境保全条例」施行 ※後に廃止
1993（平成5）年4月	「酒田市廃棄物減量等推進審議会条例」施行	
1994（平成6）年8月		「酒田市環境審議会条例」施行
1997（平成7）年3月	「酒田市ごみ処理基本計画」策定	
2002（平成14）年4月		「酒田市環境基本条例」施行
2005（平成17）年3月	「酒田市ごみ処理基本計画」策定	「酒田市環境基本計画」策定
2005（平成17）年11月	【新市合併】	
2006（平成18）年3月		「第1期酒田市環境保全実行計画」策定
2006（平成18）年12月	「酒田市ごみ処理基本計画」改定	
2011（平成23）年3月		「酒田市環境基本計画」見直し版策定
2013（平成25）年2月		「第2期酒田市役所環境保全実行計画 （酒田市地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）」策定
2015（平成27）年3月	「酒田市ごみ処理基本計画」策定	「第2次酒田市環境基本計画」策定
2018（平成30）年3月		「第3期酒田市役所環境保全実行計画 （酒田市地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）」策定
2020（令和2）年5月	「酒田市災害廃棄物処理計画」策定	
2020（令和3）年3月		「第2次酒田市環境基本計画」見直し版策定
2024（令和6）年7月	【7月25日からの大雨による災害】 「第2次酒田市環境基本計画」「酒田市ごみ処理基本計画」を1年間延長	
2026（令和8）年3月	「酒田市ごみ処理基本計画」 「酒田市食品ロス削減推進計画」策定	「第3次酒田市環境基本計画」 「酒田市気候変動適応計画」 「酒田市生物多様性地域戦略」 「酒田市地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）」策定

※2005（平成17）年10月以前については、旧酒田市の内容となる。

4 酒田市環境審議会

1. 目的

酒田市環境審議会は、計画に関する事項や市長の諮問に応じ、本市における環境の保全について調査及び審議することを目的に、酒田市環境審議会条例（平成 17 年条例第 226 号）に基づき設置されています。

2. 委員名簿

酒田市環境審議会の委員は下表に示すとおり、11 人で構成されています。

■酒田市環境審議会（委員任期：令和 6 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日（2 年間））

区 分	氏 名	所属等	備 考
第 1 号委員 識見を 有する者	飯田 映美	環境省鳥海南麓自然保護官事務所	
	古山 隆	東北公益文科大学	審議会会長
	相蘇 春菜	山形大学	
第 2 号委員 市民代表者	小野 英男	酒田市自治会連合会連絡協議会	
	阿部 邦彦	連合山形酒田飽海地域協議会	
	来生 賢太	(一社)酒田青年会議所	
	佐藤 一道	(特非)パートナーシップオフィス	
第 3 号委員 経済関係者	福島 美恵	酒田商工会議所	審議会副会長
	村井 輝子	庄内みどり農業協同組合	
	安藤 大栄	山形県漁業協同組合	
	齋藤 節子	北庄内森林組合	

■諮問（令和 7 年 9 月 19 日）



答申（令和 8 年 1 月 21 日）



環発第 270 号
令和7年9月19日

酒田市環境審議会
会長 古山 隆 様

酒田市長 矢口 明夫



酒田市環境基本計画について

酒田市環境基本条例（平成17年11月1日条例第27号）第8条第3項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第3次酒田市環境基本計画の策定について

2 諮問理由

酒田市では、酒田市環境基本条例の基本理念の着実な実現に向け、平成17年3月に策定した酒田市環境基本計画をはじめとして、平成27年3月に第2次酒田市環境基本計画を策定し、「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ」という目指す環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、地球温暖化の進行や自然環境の破壊等の環境問題に対し、温室効果ガス排出削減への取組をはじめ、廃棄物の排出抑制、生活環境の保全などの取組を進めてきましたが、その一方で、気候変動の影響への適応や、生物多様性に関する取組など、新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、本市における環境問題の解決に向けた施策等のより一層の推進を図るため、第3次酒田市環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月21日

酒田市長 矢口 明子 様

酒田市環境審議会
会長 古山



第3次酒田市環境基本計画について（答申）

令和7年9月19日付環発第270号にて諮問のありました第3次酒田市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申します。

なお、計画の推進に際しては、下記に付した事項に留意し推進されることを期待します。

記

- 1 目指す環境像「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・ところ～豊かな自然と住みよい環境が作りだすウェルビーイングのまち 酒田～」の実現のために、5つの基本目標の達成に向けて環境の保全に取り組むとともに、市民・事業者に広く周知し、計画を推進すること。
- 2 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の連携と効率的・効果的な事業の実施に努めること。
また、市が市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行うとともに、施策の進捗状況を公表すること。

以上

7 酒田市環境基本計画推進会議

1. 目的

酒田市環境基本条例(平成17年条例第27号)第8条に基づき策定した酒田市環境基本計画の推進を図るために、酒田市環境基本計画推進会議設置要綱に基づき設置されています。

2. 委員名簿

酒田市環境基本計画推進会議の委員は下表に示すとおり、推進会議(10人)、幹事会(27人)で構成されています。

■酒田市環境基本計画推進会議(令和7年度)

委員長	副市長
副委員長	市民部長
委員	総務部長、企画部長、地域創生部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、上下水道部長、教育委員会教育次長

■酒田市環境基本計画推進会議幹事会(令和7年度)

幹事長	市民部長
幹事	総務部総務課長、総務部財政課長、総務部契約検査課長、企画部企画調整課長、企画部都市デザイン課長、企画部文化政策課長、地域創生部商工港湾課長、地域創生部交流観光課長、市民部まちづくり推進課長、健康福祉部こども未来課長、健康福祉部保育こども園課長、健康福祉部健康課長、建設部土木課長、建設部整備課長、建設部建築課長、農林水産部農政課長、農林水産部農林水産課長、上下水道部管理課長、上下水道部工務課長、教育委員会企画管理課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会社会教育課長、教育委員会スポーツ振興課長、八幡総合支所長、松山総合支所長、平田総合支所長

■酒田市環境基本計画推進会議作業部会(令和7年度)

座長	環境衛生課長
部員	総務課、財政課、契約検査課、企画調整課、都市デザイン課、文化政策課、商工港湾課、交流観光課、まちづくり推進課、こども未来課、保育こども園課、健康課、土木課、整備課、建築課、農政課、農林水産課、上下水道部管理課、上下水道部工務課、教育委員会企画管理課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課、八幡総合支所、松山総合支所、平田総合支所の各課員

8 市民参画の結果

1. 市民アンケート

1. 調査の概要

1.1. 調査の目的

「第3次酒田市環境基本計画」の策定にあたり、市民の意識やニーズ、意見を把握し、計画の目指す方向性や施策・取組の検討に資するとともに、計画推進の段階では取組を効果的に実施するための参考資料とするために実施したものである。

1.2. 調査の設計

調査方法は以下のとおりである。

調査	対象	配布方法	回答方法	調査期間
市民アンケート	市内在住で16歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人	調査票を郵送	回答を記入した調査票用紙を返送	令和5年12月1日～令和6年1月4日
小学生アンケート	市内小学5年生697人	インターネットを介したWEB調査	インターネットを介したWEB回答	令和6年1月15日～1月29日
中学生アンケート	市内中学2年生777人			
事業者アンケート※	市内に拠点を有する事業所255社	調査票を郵送	回答を記入した調査票用紙を返送	令和5年11月

※酒田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定にあたり、実施したアンケートを第3次酒田市環境基本計画策定に係る「事業者アンケート」と位置付けるもの

1.3. 調査の回収結果

回答の回収結果は以下のとおりである。

調査	調査票配布数 (配信数)	回収数	回答率	(参考) H26
市民アンケート	1,000通	431通	43.1%	45.2%
小学生アンケート	697件	624件	89.5%	
中学生アンケート	777件	514件	66.2%	
事業者アンケート	255通	109通	42.7%	54.0%

1.4. 報告書の見方

本報告書で掲載している構成比及び割合は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、合計は100%にならないことがある。

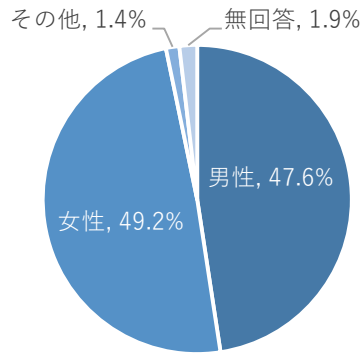
2. 市民アンケート集計結果

本結果は、第3次酒田市環境基本計画策定に係るアンケート報告書（2024（令和6）年12月）を再構成したもの

2.1. あなたのことについて

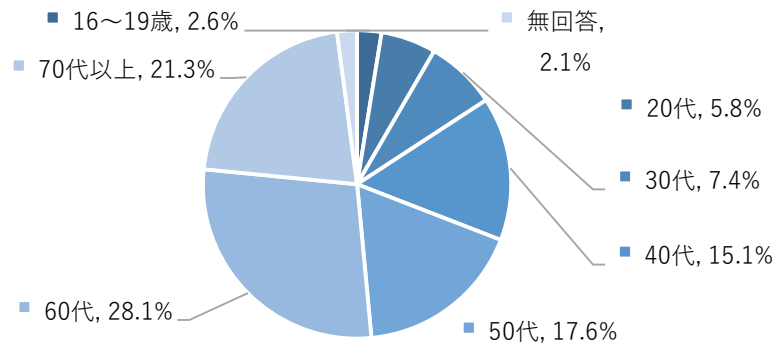
【問1】 あなたの性別

N=431



【問2】 あなたの年齢

N=431



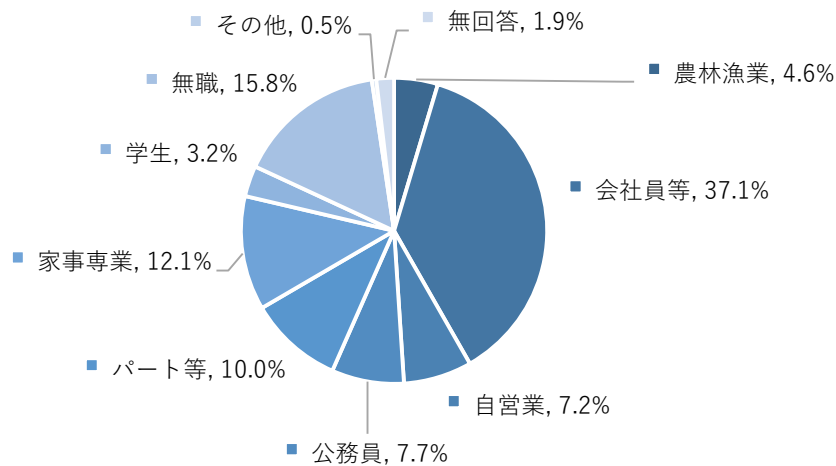
【問3】 あなたの居住地区

N=431

項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比
松原	43	10.0%	浜中	6	1.4%	日向	4	0.9%
宮野浦	26	6.0%	黒森	2	0.5%	南部	4	0.9%
若浜	26	6.0%	十坂	12	2.8%	山寺	1	0.2%
富士見	27	6.3%	東平田	11	2.6%	松嶺	6	1.4%
浜田	20	4.6%	中平田	5	1.2%	内郷	7	1.6%
泉	32	7.4%	北平田	3	0.7%	田沢	5	1.2%
松陵	31	7.2%	上田	6	1.4%	東陽	3	0.7%
港南	14	3.2%	本楯	6	1.4%	郡鏡・山谷	2	0.5%
塚成	19	4.4%	南遊佐	4	0.9%	南平田	10	2.3%
亀ヶ崎	34	7.9%	飛鳥	0	0.0%	砂越・砂越緑町	3	0.7%
西荒瀬	8	1.9%	観音寺	12	2.8%	無回答	4	0.9%
新堀	12	2.8%	一條	9	2.1%	合計	431	100.0%
広野	13	3.0%	大沢	1	0.2%			

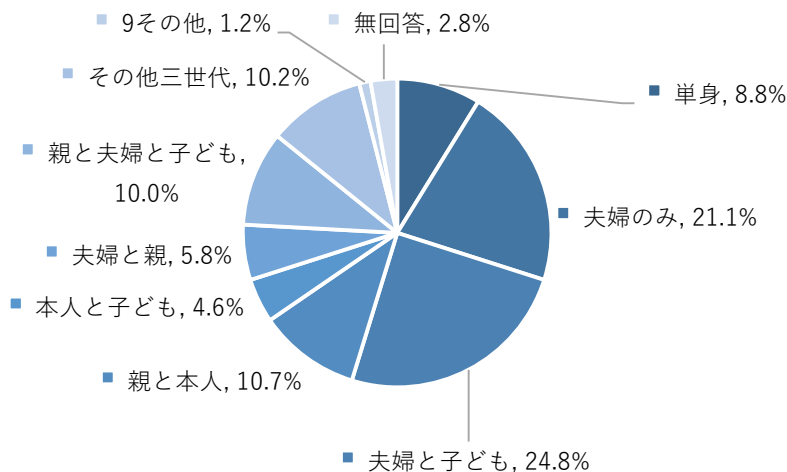
【問4】 あなたの職業

N=431



【問5】 あなたの家族構成

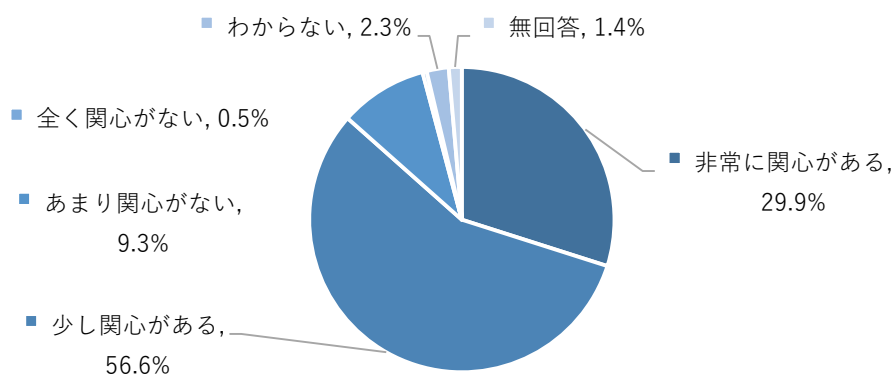
N=431



2.2. 環境問題への関心について

【問1】 環境問題にどの程度の関心をお持ちですか。

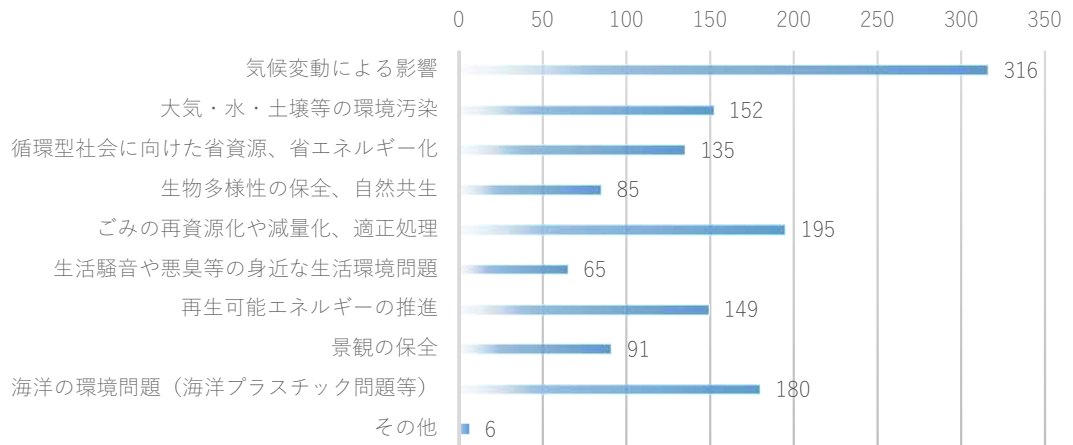
N=431



・「非常に関心がある」「少し関心がある」を合わせた『関心がある』評価が 86.5%、「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた『関心がない』評価が 9.8%となっている。

【問2】前問で「1 非常に興味がある」又は「2 少し興味がある」を選んだ方にお聞きします。現在、どのような環境問題に関心がありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=373

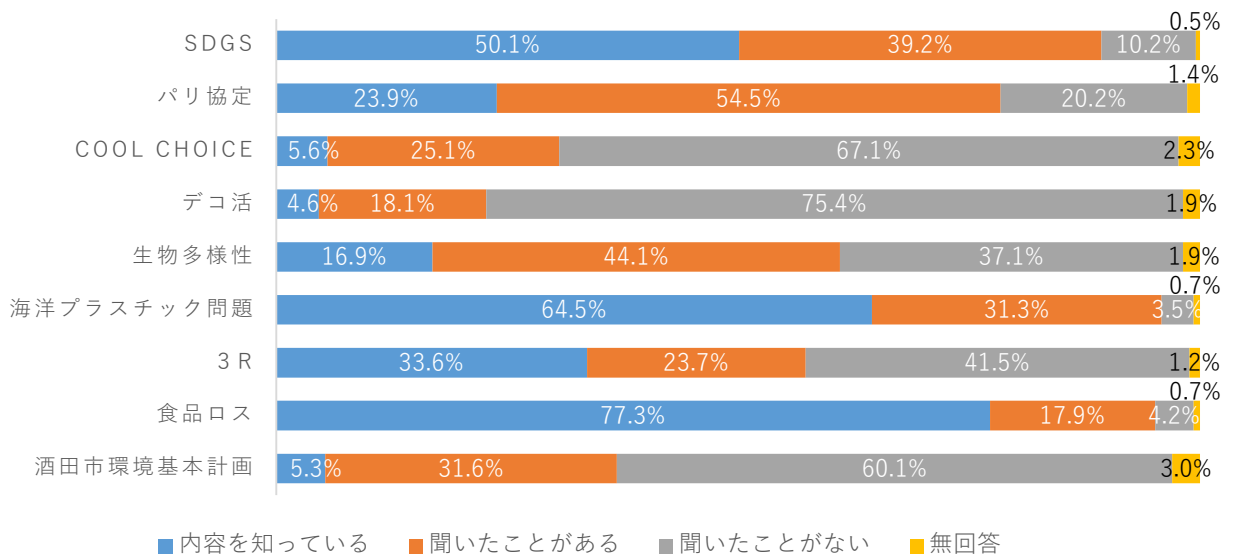


・「気候変動による影響」への関心が最も高く、次いで「ごみの再資源化や減量化、適正処理」、「海洋の環境問題」となっている。

・一方、「生活騒音や悪臭等の身近な生活環境問題」への関心が最も低く、次いで「生物多様性の保全、自然共生」、「景観への保全」となっている。

【問3】環境に関する下記の動向や施策についてご存じですか。次のそれぞれについて、最もあてはまるもの1つに○印をつけてください。

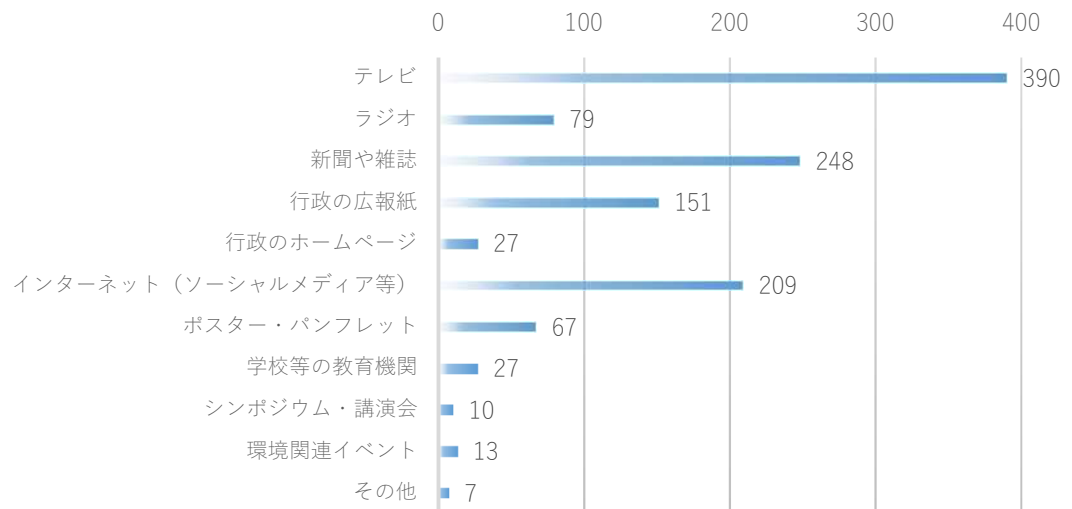
N=431



・「内容を知っている」「聞いたことがある」を合わせた認知度は、「海洋プラスチック問題」が95.8%と最も高く、次いで「食品ロス」95.2%、「SDGs」89.3%となっている。

・一方、「デコ活」に関する認知度が22.7%と最も低く、「COOL CHOICE」30.7%、「酒田市環境基本計画」36.9%となっている。

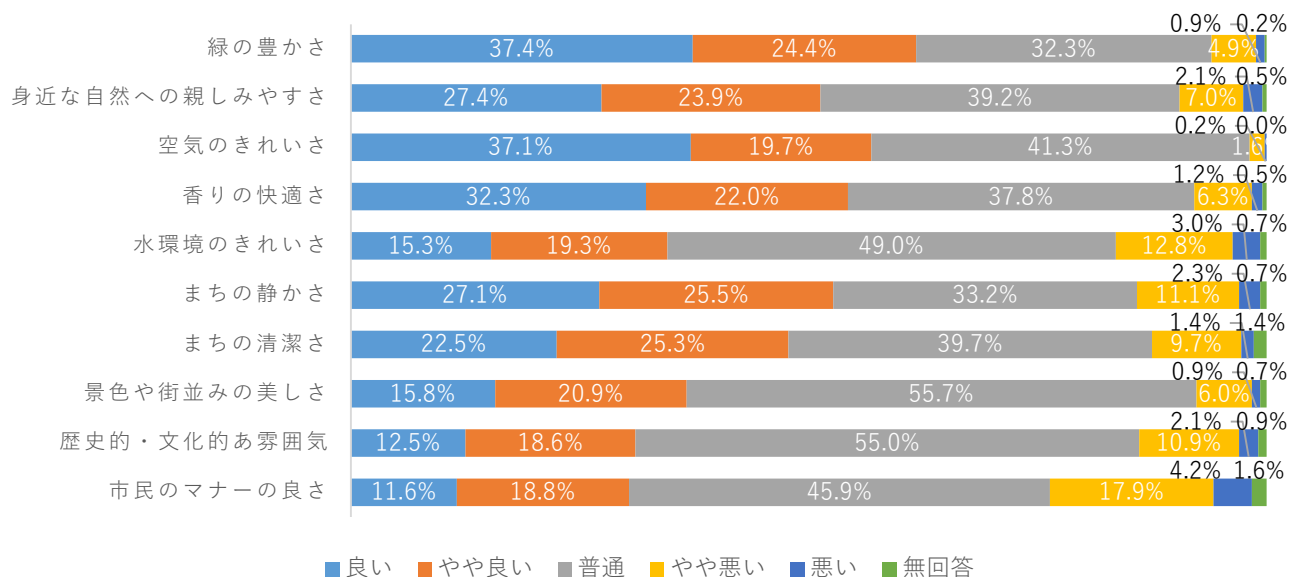
【問4】環境に関する知識や情報をどこから入手していますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431



- ・「テレビ」が最も多く、次いで「新聞や雑誌」、「インターネット（ソーシャルメディア等）」となっている。
- ・行政に関するものは、「行政の広報紙」が比較的多くなっていたが、「行政のホームページ」は全体でも、活用度は少ないものとなっている。

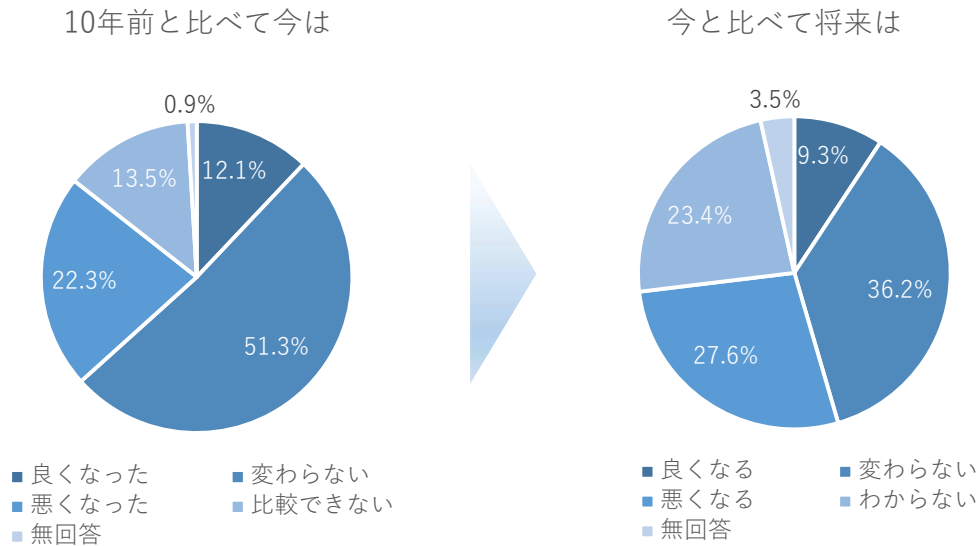
2.3. 身近な環境について

【問1】あなたが住んでいる地域の環境についてどのように感じていますか。次のそれぞれについて、最もあてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



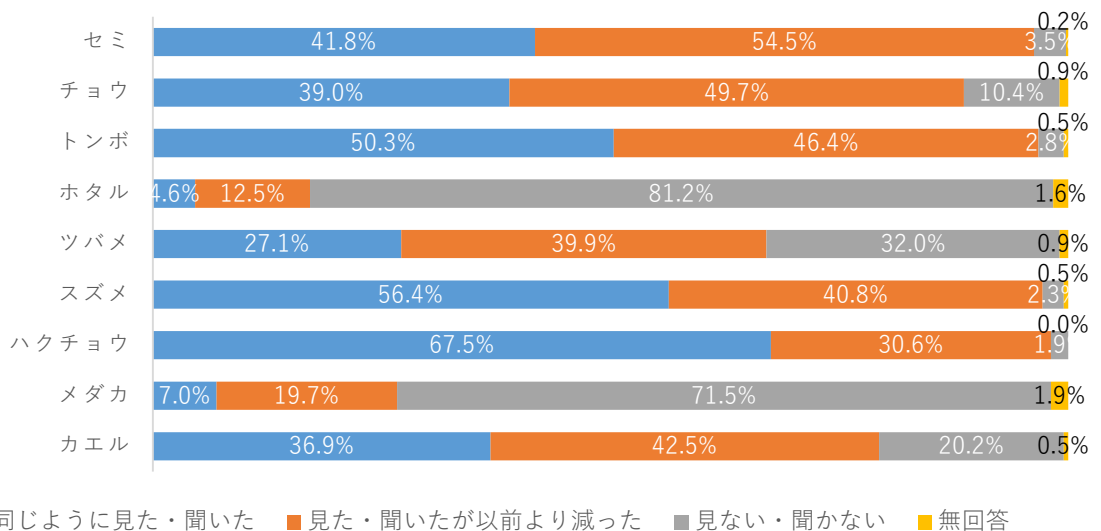
- ・「良い」「やや良い」を合わせた『良い』評価は、「緑の豊かさ」が61.8%と最も高く、次いで「空気のきれいさ」56.8%、「香りの快適さ」54.0%となっている。
- ・一方、「悪い」「やや悪い」と合わせた『悪い』評価は、「市民のマナーの良さ」が22.1%と最も高く、次いで「水環境のきれいさ」15.8%、「まちの静かさ」13.4%となっている。

【問2】住んでいる地域の環境の変化を10年前と比べてどのように感じていますか。また、これからはどのように変わっていくと思いますか。次のそれぞれについて、最もあてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



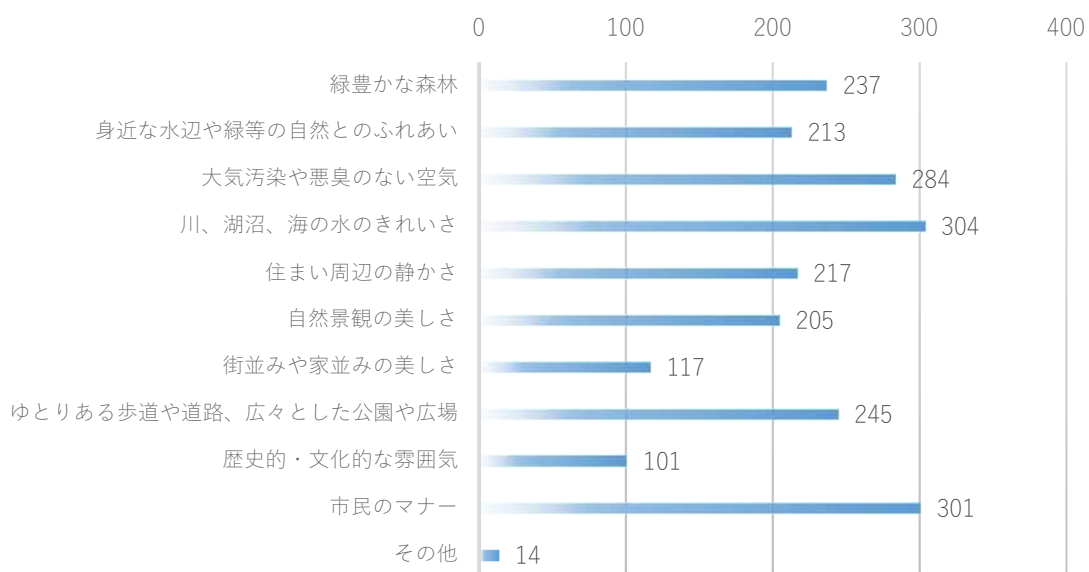
- ・住んでいる地域の環境の変化を10年前と比べて「変わらない」評価が最も高く、次いで「悪くなった」評価となっている。
- ・将来への展望については、「変わらない」評価が最も高く、次いで「悪くなる」評価となっている。

【問3】過去1年間に市内で次の生き物を見たり、鳴き声を聞いたりしましたか。それぞれについて、最もあてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



- ・「以前と同じように見た・聞いた」は、「ハクチョウ」と最も高く、次いで「スズメ」、「トンボ」となっている。
- ・「見た・聞いたが以前より減った」は、「セミ」が最も高く、次いで「チョウ」、「トンボ」となっている。
- ・「見ない・聞かない」は、「ホタル」が最も高く、次いで「メダカ」、「ツバメ」となっている。

【問4】快適で住み良い環境を確保していく上で、重要と考える要素として、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431



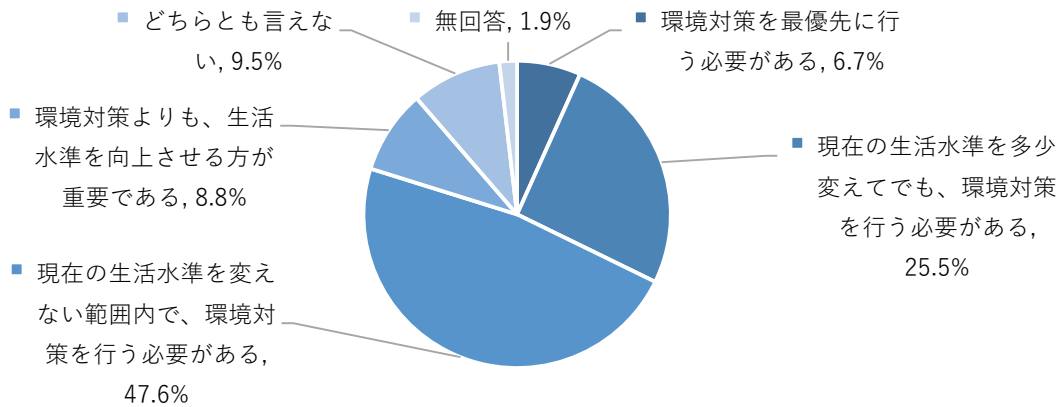
- ・「川、湖沼、海の水のきれいさ」が最も多く、次いで「市民のマナー」、「大気汚染や悪臭のない空気」となっている。
- ・一方、「歴史的・文化的な雰囲気」が最も低く、次いで「街並みや家並みの美しさ」、「自然景観の美しさ」となっている。

【問5】酒田市の中で残したい（好きな）ところ（自然、風景、場所等）がありますか。その場所や名前を記入してください。（自由記載）

場所・名前	回答数
鳥海山	22
飛島	5
最上川（河川）	4
玉簾の滝	5
山居倉庫	46
眺海の森	13
日和山公園	58
飯森山公園（土門拳記念館、市美術館）	10
酒田港	10
酒田の海・砂浜（海岸林）	26
庄内平野（田園風景）	11
街並み・個別施設	29
その他	36

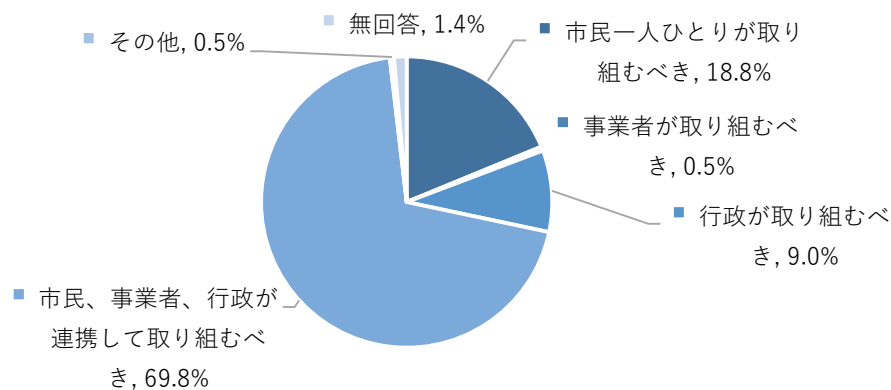
2.4. 環境に対する考え方、取り組みについて

【問1】環境を良くする対策を進めていくと、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくることが考えられますが、これについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431

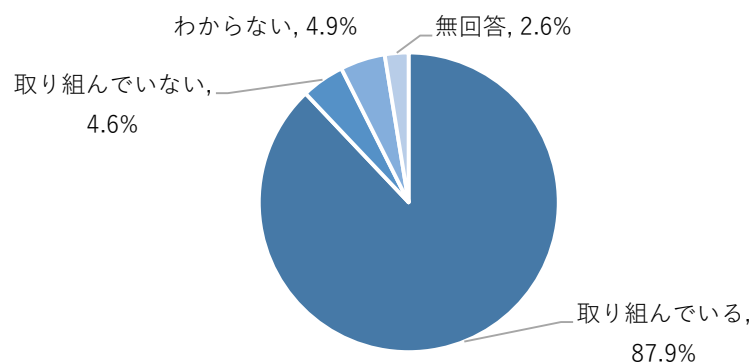


・「環境対策を最優先に行う必要がある」「現在の生活水準を多少変えてでも、環境対策を行う必要がある」「現在の生活水準を変えない範囲内で、環境対策を行う必要がある」を合わせた“環境対策を優先する”割合は79.8%となっている。うち、「現在の生活水準を変えない範囲内で、環境対策を行う必要がある」が47.6%と最も高くなっている。

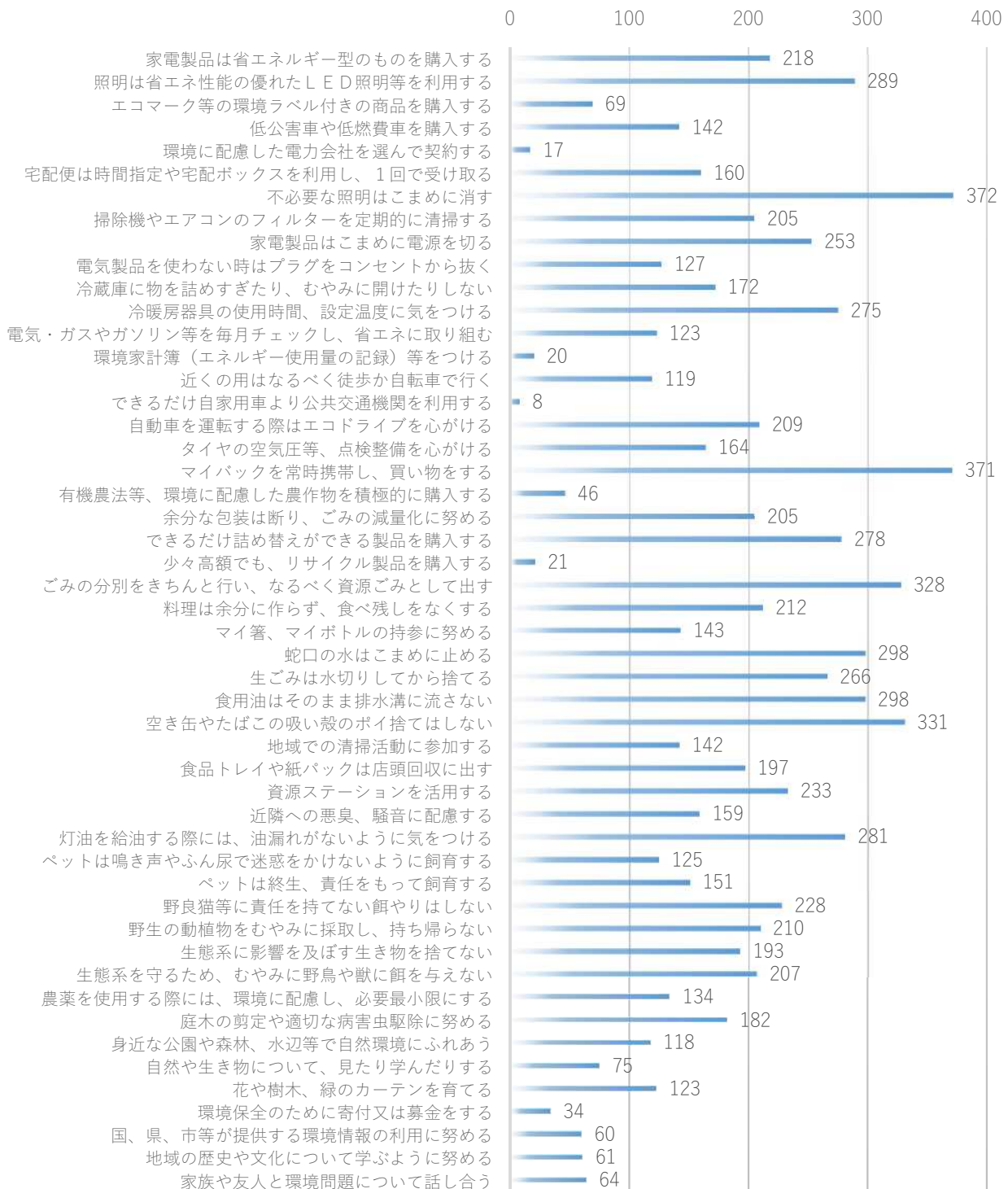
【問2】今日の環境問題を解決するためには、誰が取り組みを進めるべきだと思いますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



【問3】家にいるとき、省エネや節電に取り組んでいますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



【問4】日常生活でどのような環境に関する取り組みをしていますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431

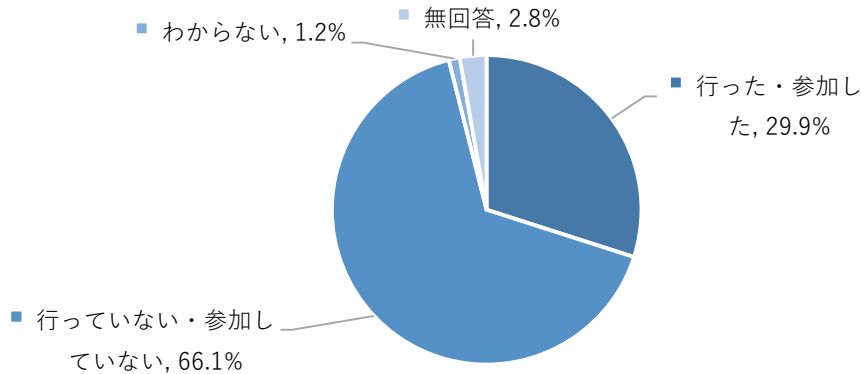


・「 unnecessary照明はこまめに消す」が最も高く、次いで「マイバックを常時携帯し、買い物をする」、「空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てはしない」となっている。

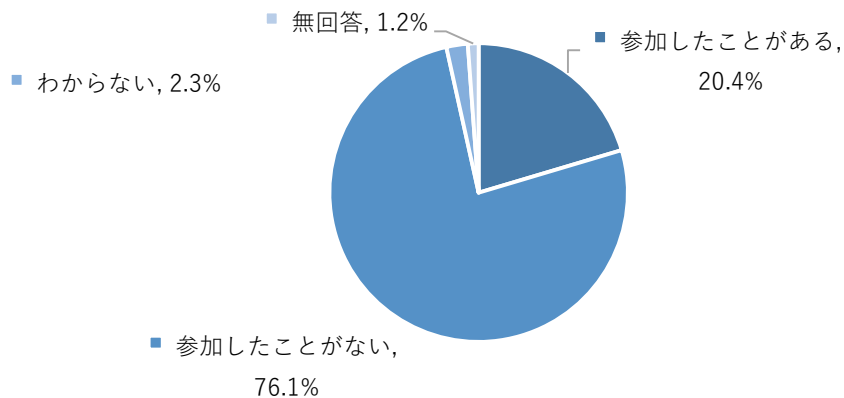
・一方、「できるだけ自家用車より公共交通機関を利用する」が最も低く、次いで「環境に配慮した電力会社を選んで契約する」、「環境家計簿（エネルギー使用量の記録）等をつける」となっている。

2.5. 環境活動への取り組み、参加について

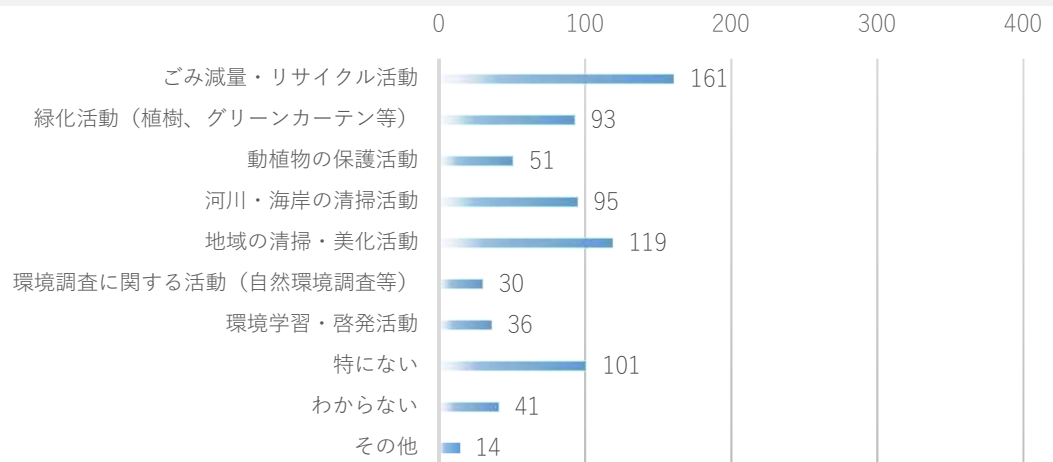
【問1】過去1年間、自然に親しむ活動（登山、野山の散策、ハイキング、バードウォッチング等）を行ったり、イベント（河川・海岸の清掃活動等）に参加したりしましたか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



【問2】これまで環境に関するイベント（フェスティバル、講演会、学習会、自然観察会等）に参加したことがありますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=431



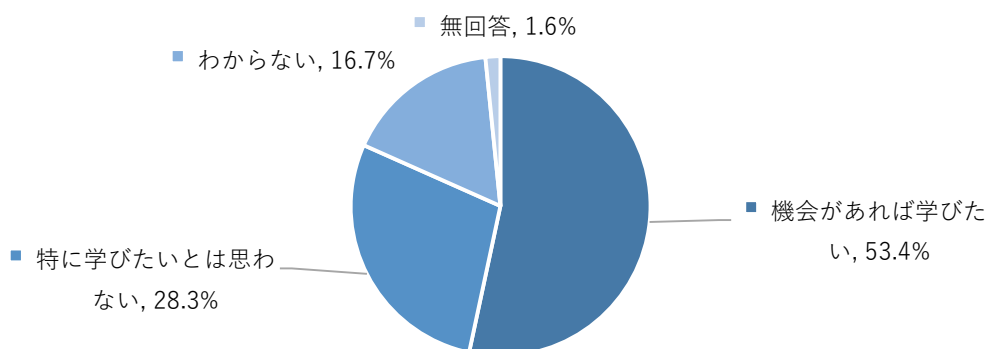
【問3】今後どのような環境に関する活動に参加したいですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431



- ・「ごみ減量・リサイクル活動」が最も高く、次いで「地域の清掃・美化活動」、「河川・海岸の清掃活動」となっている。
- ・一方、「環境調査に関する活動」が最も低く、次いで「環境学習・啓発活動」、「動植物の保護活動」となっている。

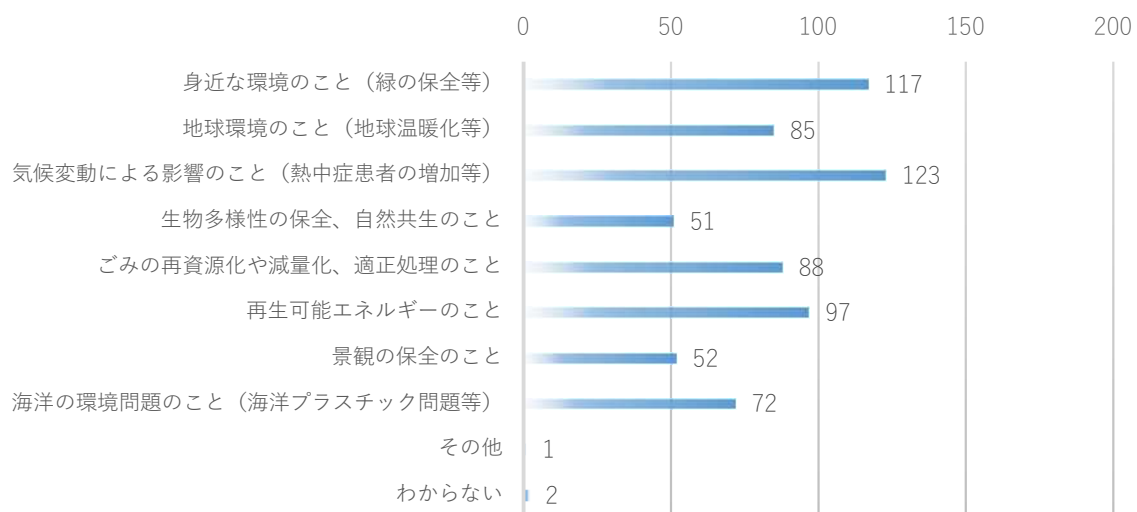
【問4】 今後、環境について学びたいと思いますか。あてはまるもの1つに○印をつけてください。

N=431



【問5】 前問で「1 機会があれば学びたい」を選んだ方にお聞きします。今後、環境の中でどのようなことを知りたいですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=230



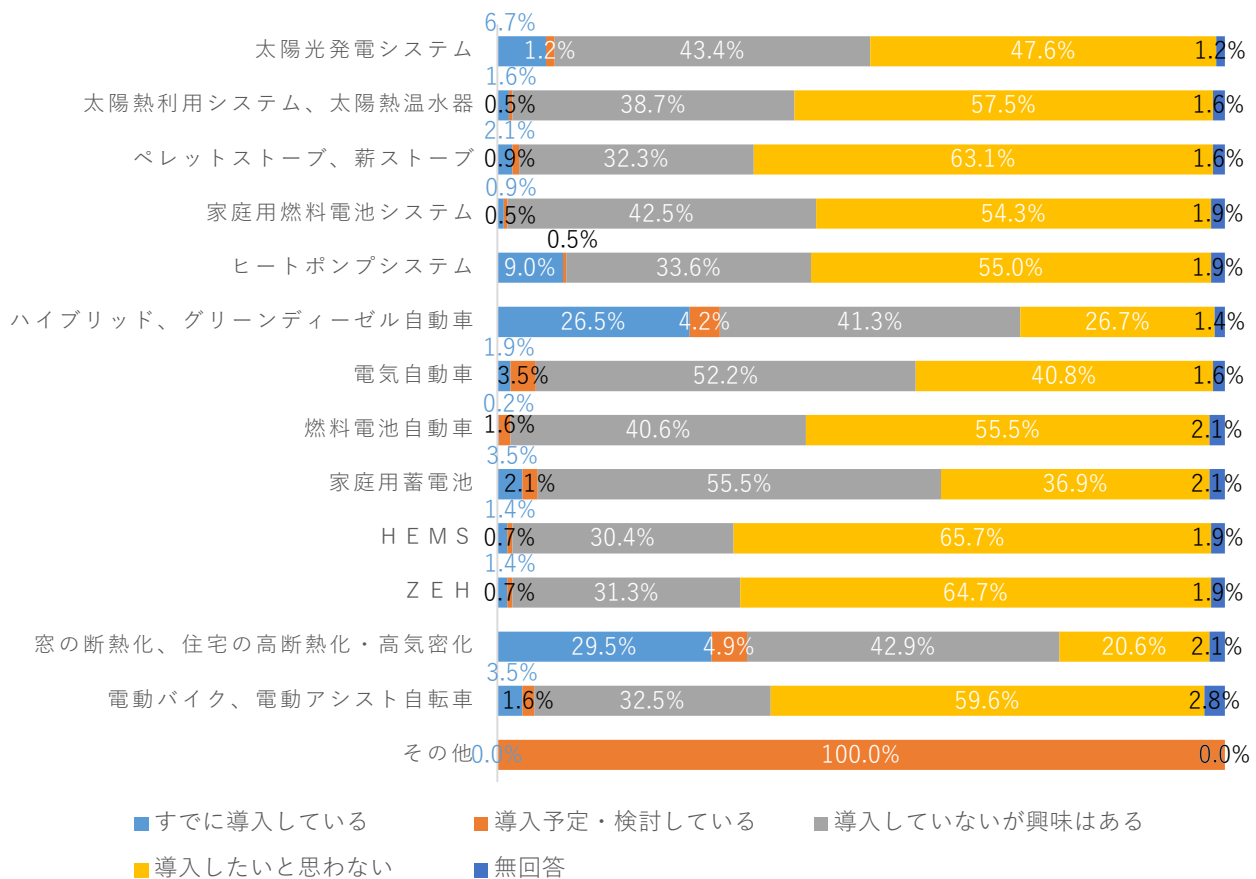
・「気候変動による影響のこと（熱中症患者の増加等）」が最も高く、次いで「身近な環境のこと（緑の保全等）」、「再生可能エネルギーのこと」となっている。

・一方、「生物多様性の保全、自然共生のこと」が最も低く、次いで「景観の保全のこと」、「海洋の環境問題のこと（海洋プラスチック問題等）」となっている。

2.6. エネルギー設備等の導入について

【問1】環境に配慮したエネルギー設備、省エネルギーにつながる設備について、あなたのお住まいで導入されていますか、もしくは導入したいと思いますか。次のそれぞれについて、最もあてはまるもの1つに○印をつけてください。

N=431



(用語の解説)

※1 H E M S

Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略語で、家電や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりすることにより、家庭で使うエネルギーを節約するための装置のこと。

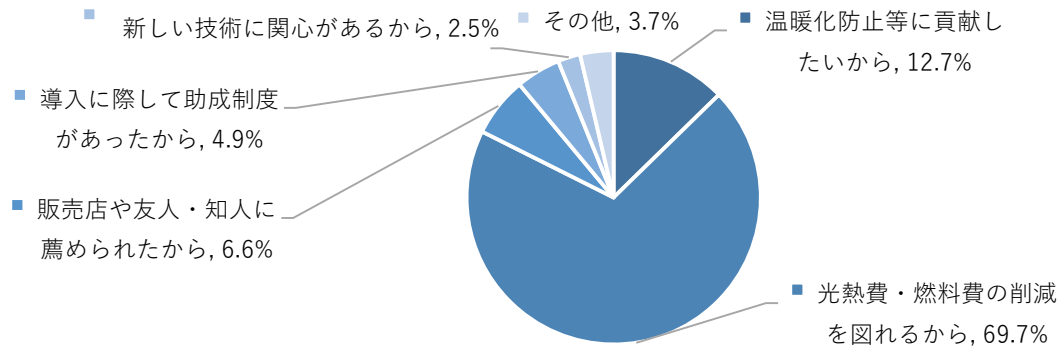
※2 Z E H

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になる。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。

・「すでに導入している」「導入予定・検討している」「導入していないが興味がある」を合わせた“導入に対する関心がある”割合は、「窓の断熱化、住宅の高断熱化・高气密化」が77.3%と最も高く、次いで「ハイブリッド自動車、グリーンディーゼル自動車」72.0%、「家庭用蓄電池」61.1%となっている。

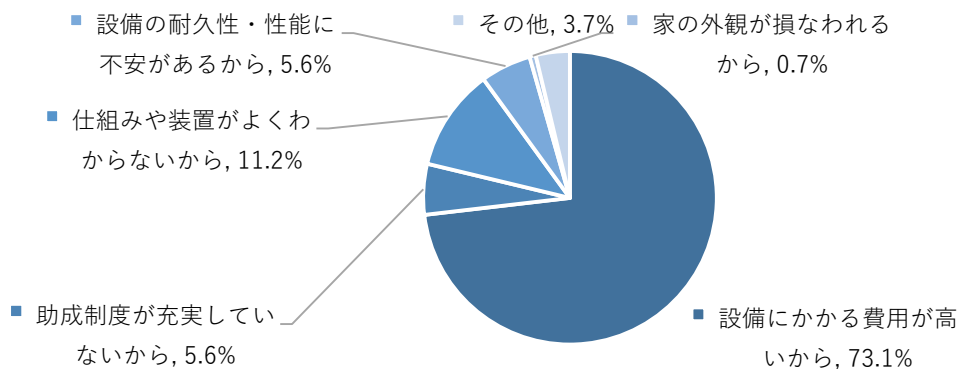
・「導入したいと思わない」割合は、「HEMS」が65.7%と最も高く、次いで「ZEH」64.7%、「ペレットストーブ・薪ストーブ」63.1%となっている。

【問2】前問のうち、1つでも「1 すでに導入している」又は「2 導入予定・検討している」を選んだ方にお聞きします。どのような理由で導入された（することを検討している）か、あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=244



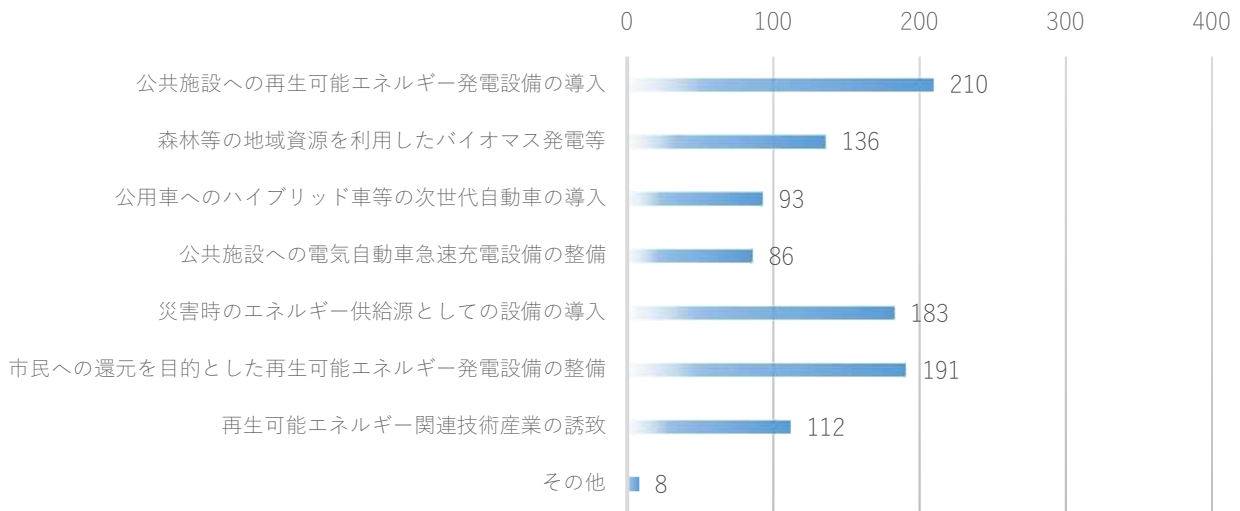
・「光熱費・燃料費の削減を図れるから」が最も高く、次いで「温暖化防止等に貢献したいから」、「販売店や友人・知人に勧められたから」となっている。

【問3】問1のうち、1つでも「3 導入していないが興味はある」を選んだ方にお聞きします。どのような理由で導入できないのか、あてはまるもの1つに○印をつけてください。 N=428



・「設備にかかる費用が高いから」が最も高く、次いで「仕組みや装置がよくわからないから」、「助成制度が充実していないから」、「設備の耐久性・性能に不安があるから」となっている。

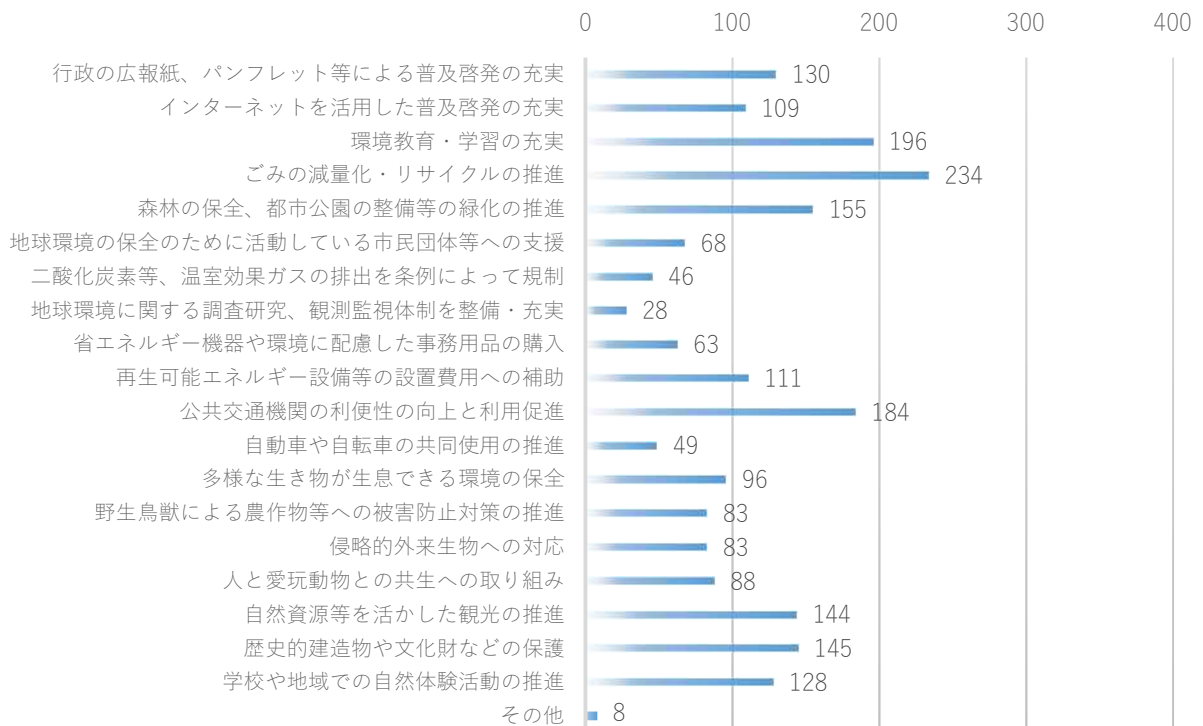
【問4】自治体の再生可能エネルギー導入の取り組みとして、次の導入案が考えられますが、今後、酒田市ではどのようなものに優先的に取り組む必要があると思いますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431



・「公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入」が最も高く、次いで「市民への還元を目的とした再生可能エネルギー発電設備の整備」、「災害時のエネルギー供給源としての設備の導入」となっている。

2.7. 環境に関して酒田市に期待すること

【問1】酒田市の環境政策に関して期待していることは何ですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。 N=431



・「ごみの減量化・リサイクルの推進」が最も高く、次いで「環境教育・学習の充実」となっている。

3. 小学生アンケート集計結果

3.1. 小学5年生の回答

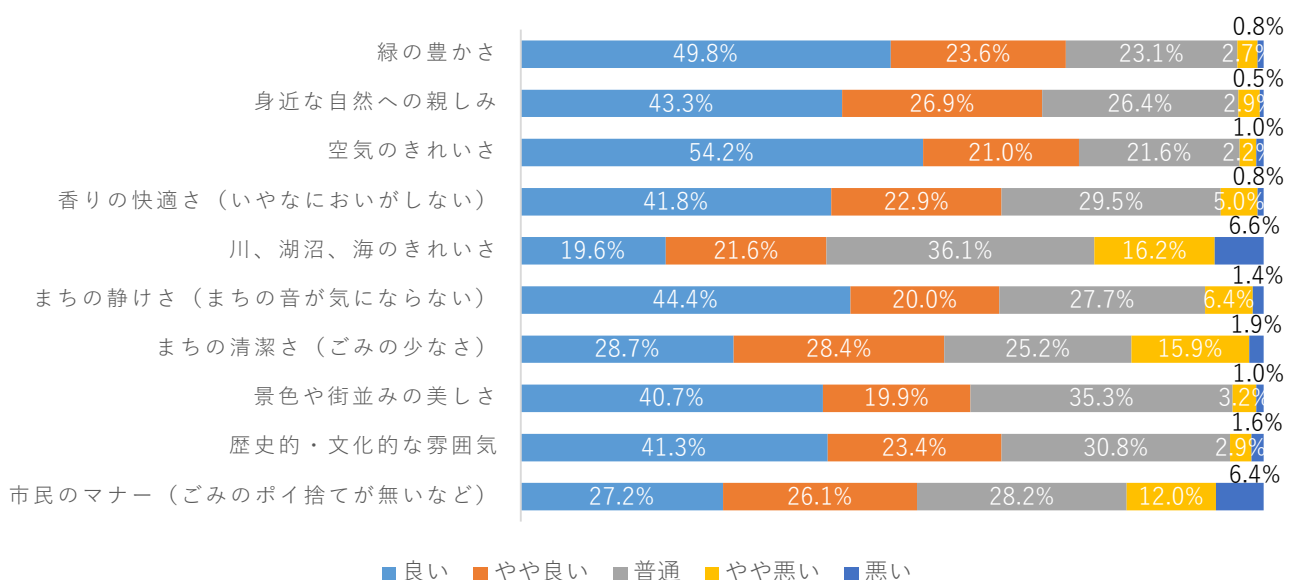
【問1】通っている小学校を選んでください。

N=624

項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比
琢成小	18	2.9%	泉小	51	8.2%	宮野浦小	51	8.2%
浜田小	27	4.3%	西荒瀬小	22	3.5%	平田小	19	3.0%
若浜小	57	9.1%	新堀小	15	2.4%	鳥海小	23	3.7%
富士見小	42	6.7%	広野小	10	1.6%	一條小	6	1.0%
亀ヶ崎小	75	12.0%	浜中小	13	2.1%	八幡小	18	2.9%
松原小	68	10.9%	黒森小	7	1.1%	松山小	13	2.1%
松陵小	36	5.8%	十坂小	25	4.0%	南平田小	28	4.5%
						計	624	100.0%

【問2】住んでいる地いき（家のふきん）の環境についてどのように感じていますか。次のそれぞれについて、もっともあてはまるものを選んでください。

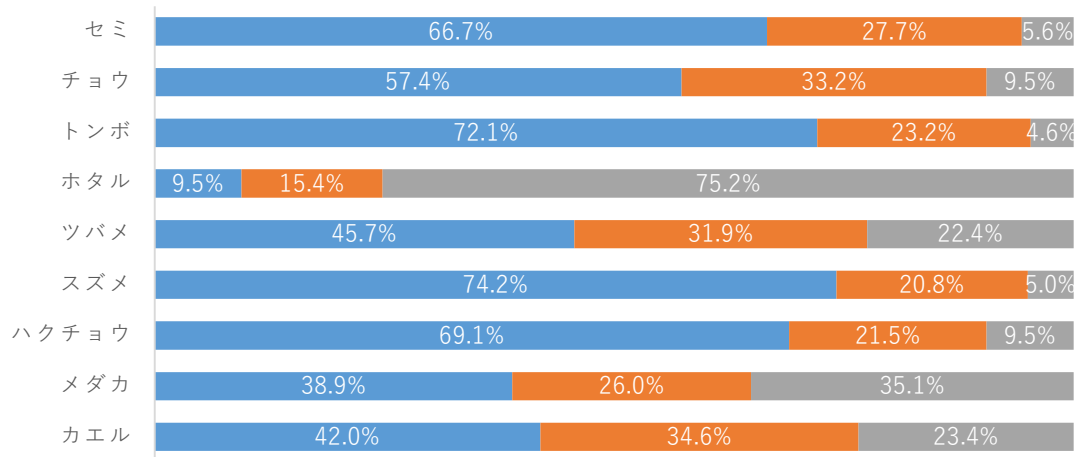
N=624



・「良い」「やや良い」を合わせた『良い』評価は、「空気のきれいさ」が75.2%と最も高く、次いで「緑の豊かさ」73.4%、「身近な自然への親しみ」70.2%となっている。

・一方、「悪い」「やや悪い」と合わせた『悪い』評価は、「川、湖沼、海のきれいさ」が22.8%と最も高く、次いで「市民のマナー（ごみのポイ捨てが無いなど）」18.4%、「まちの清潔さ（ごみの少なさ）」17.8%となっている。

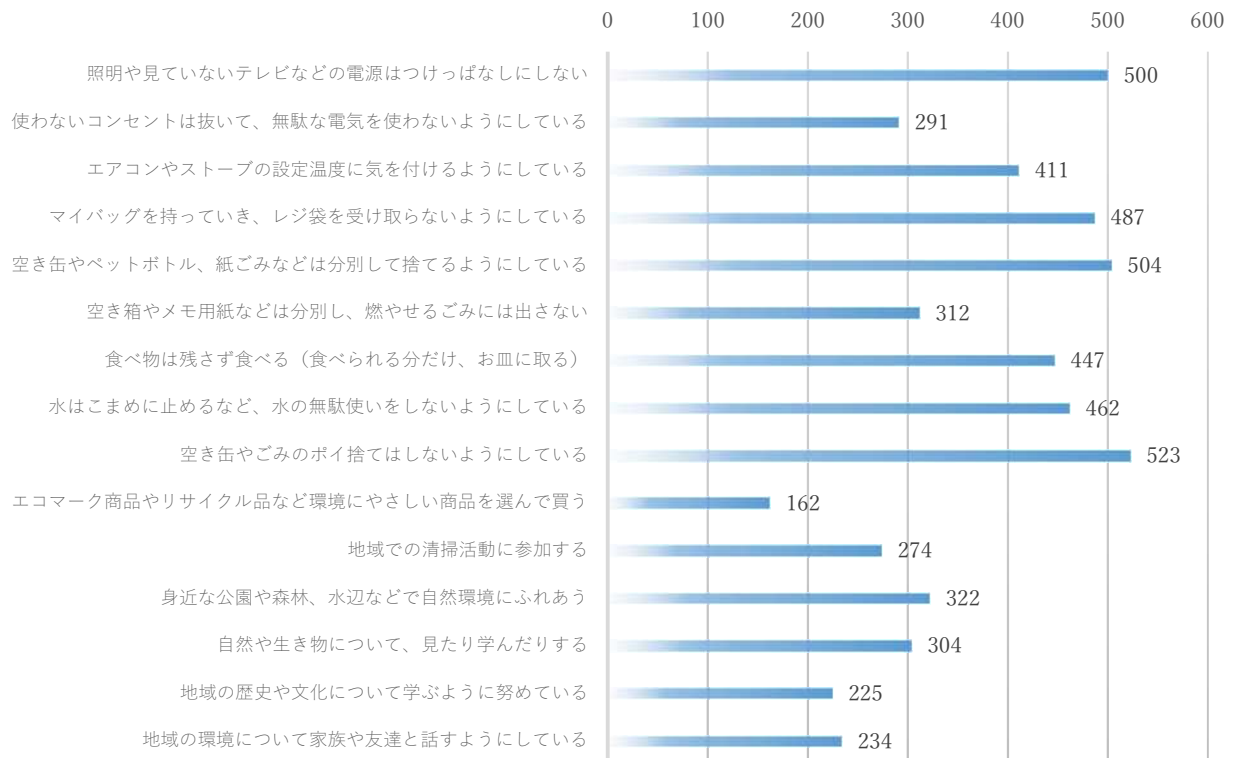
【問3】過去1年間に市内で次のいきものを見たり、鳴き声を聞いたりしましたか。それぞれについて、もっともあてはまるものを選んでください。 N=624



■ 以前と同じように見た・聞いた ■ 見た・聞いたが以前より減った ■ 見ない・聞かない

- ・「以前と同じように見た・聞いた」は、「スズメ」が最も高く、次いで「トンボ」、「ハクチョウ」となっている。
- ・「見た・聞いたが以前より減った」は、「カエル」が最も高く、次いで「チョウ」、「ツバメ」となっている。
- ・「見ない・聞かない」は、「ホタル」が最も高く、次いで「メダカ」、「カエル」となっている。

【問4】日常生活でどのような環境に関する取り組みをしていますか。あてはまるものすべてを選んでください。 N=624

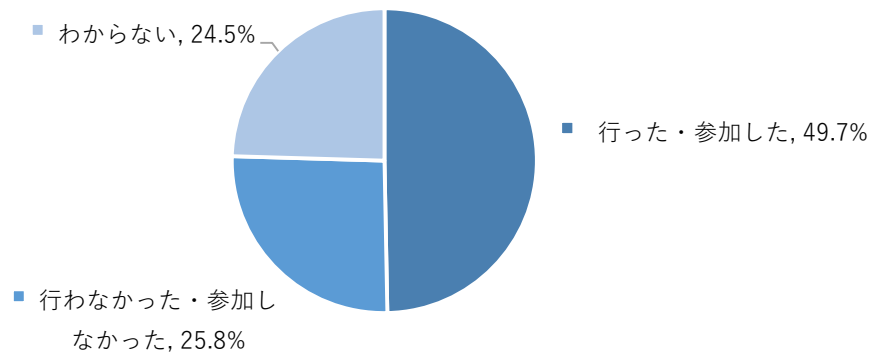


- ・「空き缶やゴミのポイ捨てはしないようにしている」が最も高く、次いで「空き缶やペットボトル、紙ゴミなどは分別

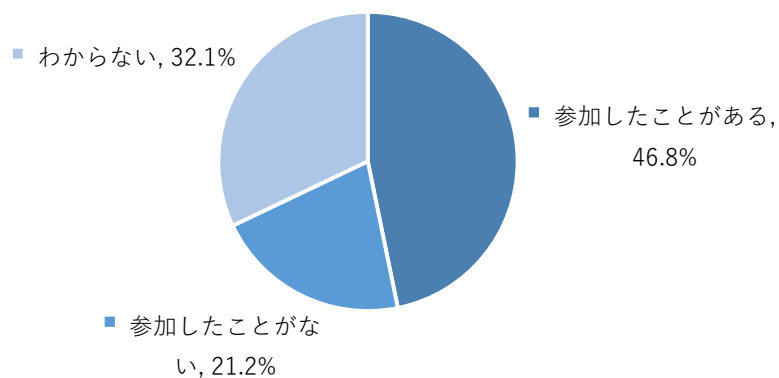
して捨てるようにしている」、「照明や見ていないテレビなどの電源はつけっぱなしにしない」となっている。

・一方、「エコマーク商品やリサイクル品など環境にやさしい商品を選んで買う」が最も低く、次いで「地域の歴史や文化について学ぶように努めている」となっている。

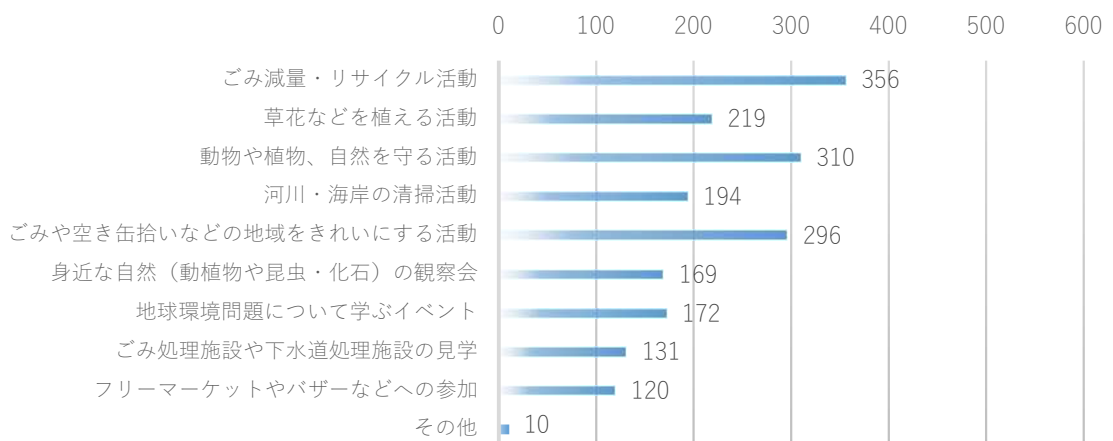
【問5】 過去1年間、自然に親しむ活動（登山、野山の散さく、ハイキング、バードウォッチング、河川、海岸、里山の清そう活動など）を行ったり、イベントに参加したりしましたか。あてはまるものを選んでください。 N=624



【問6】 これまで環境に関するイベント（フェスティバル、講演会、学習会、自然観察会など）に参加したことがありますか。あてはまるものを選んでください。 N=624



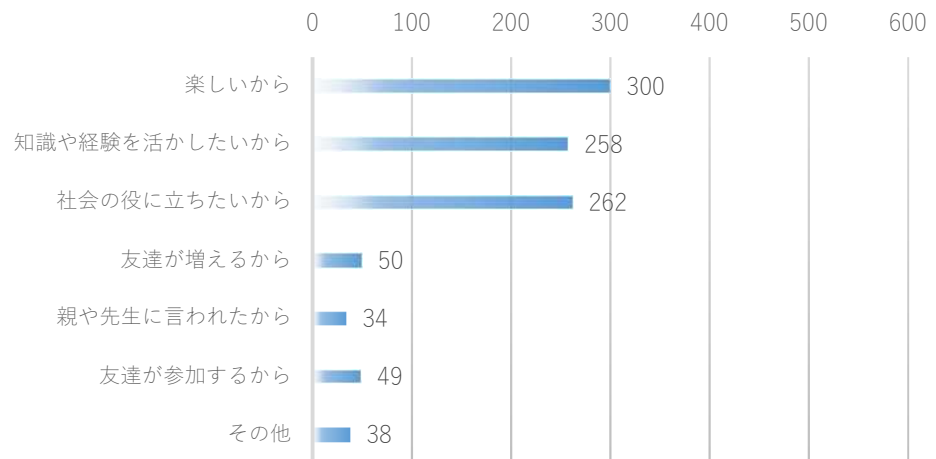
【問7】 今後どのような環境に関する活動に参加したいですか。あてはまるものすべてを選んでください。 N=624



・「ごみ減量・リサイクル活動」が最も高く、次いで「動物や植物、自然を守る活動」、「ごみや空き缶拾いなどの地域をきれいにする活動」となっている。

・一方、「フリーマーケットやバザーなどへの参加」が最も低く、次いで「ごみ処理施設や下水道処理施設の見学」、「身近な自然（動植物や昆虫・化石）の観察会」となっている。

【問 8】問 7 でチェックをつけた人に聞きます。参加したいと思った理由を教えてください。あてはまるものすべてを選んでください。 N=624



・「楽しいから」が最も高く、次いで「社会の役に立ちたいから」、「知識や経験を活かしたいから」となっている。

・一方、「親や先生に言われたから」が最も低く、次いで「友達に参加するか」、「友達が増えるから」となっている。

【問 9】酒田市の中で残したい（好きな）ところ（自然、風景、場所など）がありますか。あてはまるものすべてを選んでください。

場所・名前	回答数
鳥海山	505
飛島	372
最上川（河川）	442
玉簾の滝	321
山居倉庫	391
眺海の森	214
日和山公園	463
飯森山公園（土門拳記念館、市美術館）	284
酒田港	367
酒田の海・砂浜（海岸林）	334
庄内平野（田園風景）	369
街並み・個別施設	367
その他	36

4. 中学生アンケート集計結果

4.1. 中学2年生の回答

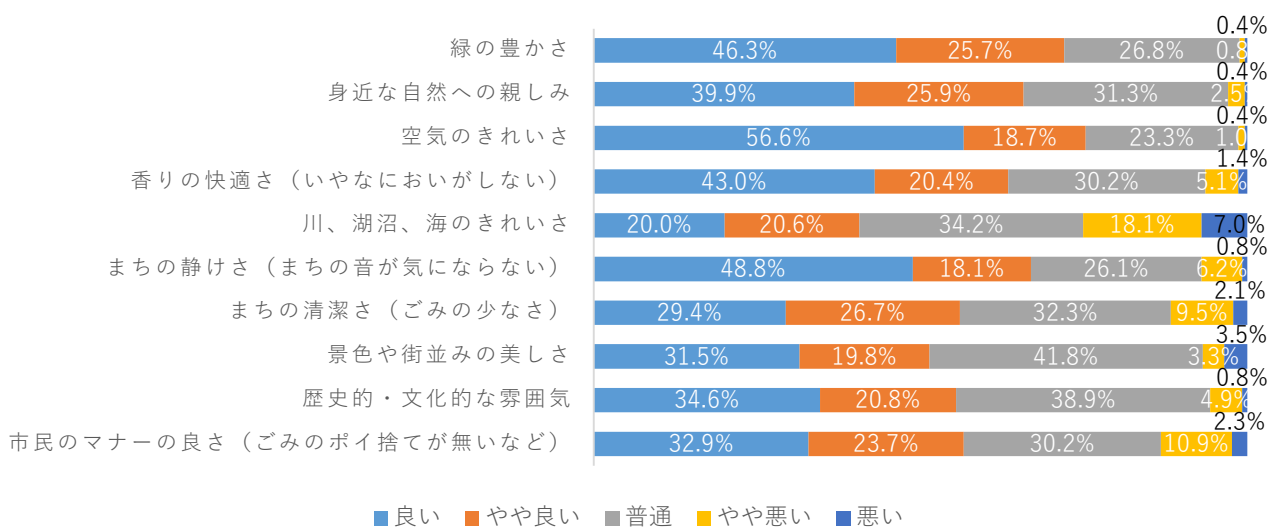
【問1】通っている中学校を選んでください。

N=514

項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比
第一中	68	13.2%	第四中	110	21.4%	東部中	37	7.2%
第二中	66	12.8%	第六中	67	13.0%	計	514	100.0%
第三中	117	22.8%	鳥海八幡中	49	9.5%			

【問2】住んでいる地域（家の付近）の環境についてどのように感じていますか。次のそれぞれについて、もっともあてはまるものを選んでください。

N=514

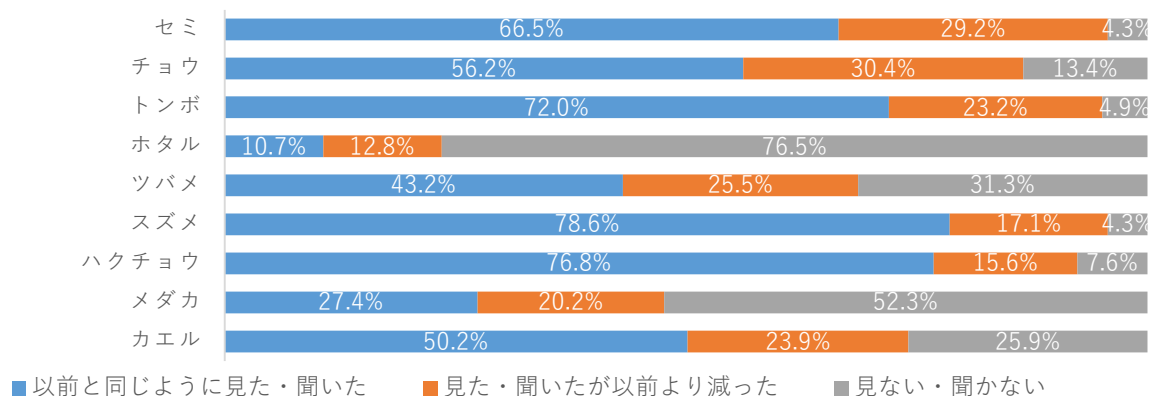


・「良い」「やや良い」を合わせた『良い』評価は、「空気のきれいさ」が75.3%と最も高く、次いで「緑の豊かさ」72.0%、「まちの静けさ（まちの音が気にならない）」66.9%となっている。

・一方、「悪い」「やや悪い」と合わせた『悪い』評価は、「川、湖沼、海きれいさ」が25.1%と最も高く、次いで「市民のマナーの良さ（ごみのポイ捨てが無いなど）」13.2%、「まちの清潔さ（ごみの少なさ）」11.6%となっている。

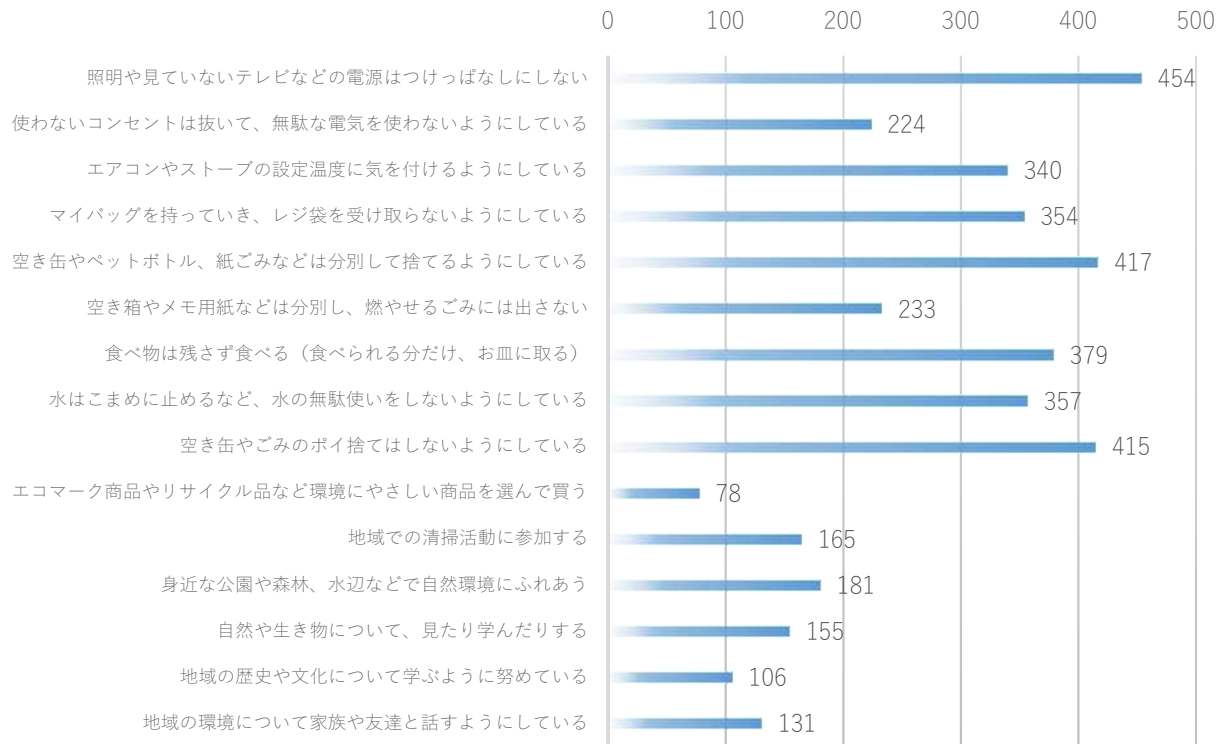
【問3】過去1年間に市内で次のいきものを見たり、鳴き声を聞いたりしましたか。それぞれについて、もっともあてはまるものを選んでください。

N=514



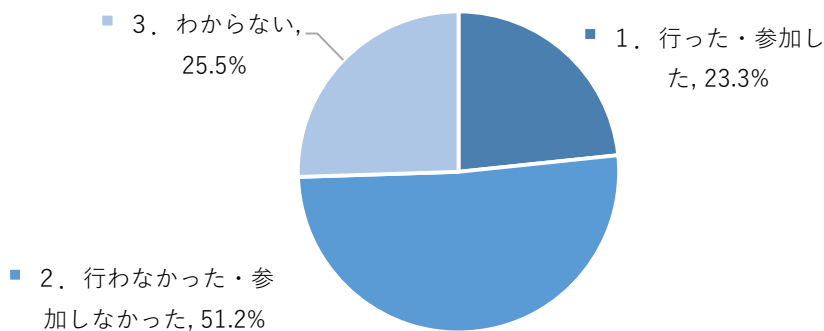
- ・「以前と同じように見た・聞いた」は、「スズメ」が最も高く、次いで「ハクチョウ」、「トンボ」となっている。
- ・「見た・聞いたが以前より減った」は、「チョウ」が最も高く、次いで「セミ」、「ツバメ」となっている。
- ・「見ない・聞かない」は、「ホタル」が最も高く、次いで「メダカ」、「ツバメ」となっている。

【問4】日常生活でどのような環境に関する取り組みをしていますか。あてはまるものすべて選んでください。 N=514

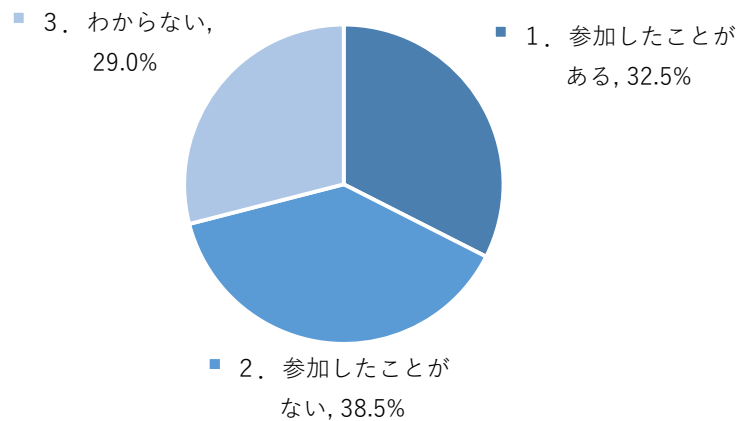


- ・「照明や見ていないテレビなどの電源はつけっぱなしにしない」が最も高く、次いで「空き缶やペットボトル、紙ごみなどは分別して捨てるようにしている」となっている。
- ・一方、「エコマーク商品やリサイクル品など環境にやさしい商品を選んで買う」が最も低く、次いで「地域の歴史や文化について学ぶよう努めている」となっている。

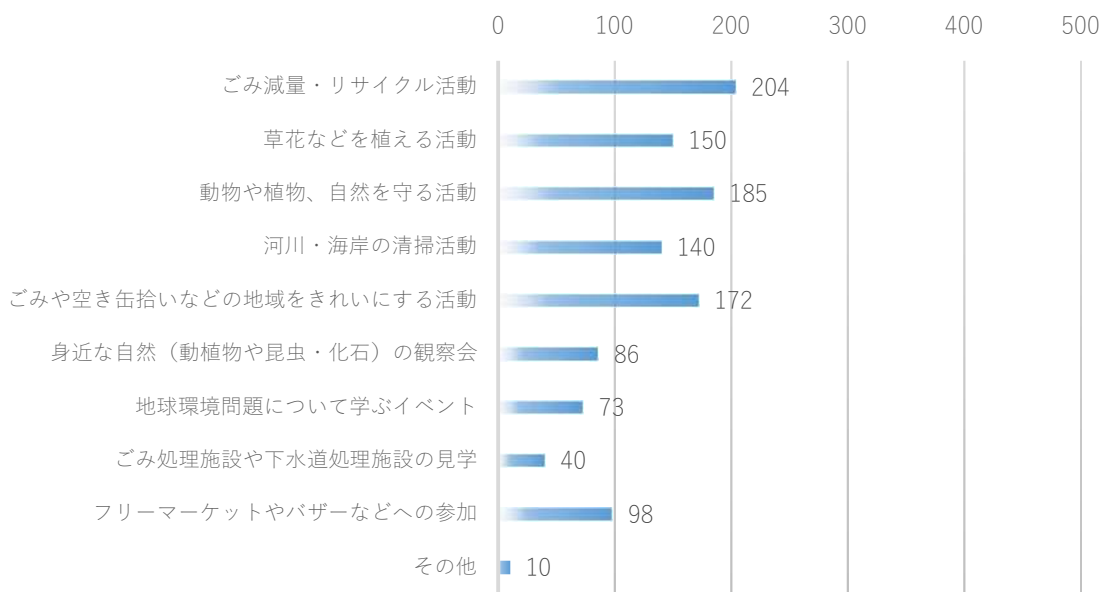
【問5】過去1年間、自然に親しむ活動（登山、野山の散策、ハイキング、バードウォッチング、河川、海岸、里山の清掃活動など）を行ったり、イベントに参加したりしましたか。あてはまるものを選んでください。 N=514



【問6】これまで環境に関するイベント（フェスティバル、講演会、学習会、自然観察会など）に参加したことがありますか。あてはまるものを選んでください。 N=514



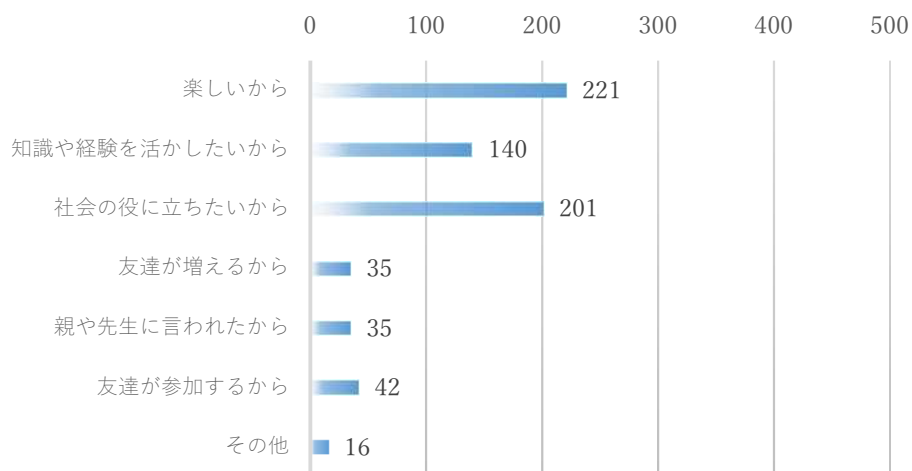
【問7】今後どのような環境に関する活動に参加したいですか。あてはまるものすべてを選んでください。 N=514



・「ごみ減量・リサイクル活動」が最も高く、次いで「動物や植物、自然を守る活動」、「ごみや空き缶拾いなどの地域をきれいにする活動」となっている。

・一方、「ごみ処理施設や下水道処理施設の見学」が最も低く、次いで「地球環境問題について学ぶイベント」、「身近な自然（動植物や昆虫・化石）の観察会」となっている。

【問8】問7でチェックをつけた人に聞きます。参加したいと思った理由を教えてください。あてはまるものすべてを選んでください。 N=514



- ・「楽しいから」が最も高く、次いで「社会の役に立ちたいから」、「知識や経験を活かしたいから」となっている。
- ・一方、「友達が増えるから」・「親や先生に言われたから」が最も低く、次いで「友達に参加するか」となっている。

【問9】酒田市の中で残したい（好きな）ところ（自然、風景、場所など）がありますか。あてはまるものすべてを選んでください。

場所・名前	回答数
鳥海山	381
飛島	244
最上川（河川）	288
玉簾の滝	298
山居倉庫	272
眺海の森	160
日和山公園	350
飯森山公園（土門拳記念館、市美術館）	226
酒田港	256
酒田の海・砂浜（海岸林）	253
庄内平野（田園風景）	254
街並み・個別施設	232
その他	24

5. 事業所の環境エネルギー対策に関するアンケート集計結果

本結果は、地球温暖化対策実行計画策定支援業務報告書（東北芸術工科大学 2024年1月5日）より抜粋したもの

貴事業所の業種

建設業	11	10%
製造業（食料品）	11	10%
製造業（食料品以外）	17	16%
運輸倉庫業	5	5%
卸売業	10	9%
小売業	11	10%
金融保険	0	0%
飲食店	0	0%
サービス業	17	16%
医療福祉	4	4%
農林水産業	10	9%
その他	11	10%
合計	107	100%

事業所の所在地

京田	18	日吉町	2	黒森	1	東両羽町	1
東町	6	浜松町	2	山寺	1	八幡	1
大宮町	5	砂越	2	若竹町	1	飯森山	1
船場町	4	十里塚	1	寿町	1	飛鳥	1
大浜	4	みずほ	1	曙町	1	浜中	1
中町	4	一番町	1	上青沢	1	富士見町	1
宮海	3	駅東	1	西田	1	穂積	1
幸町	3	岡島田	1	千石町	1	法連寺	1
両羽町	3	卸町	1	相生	1	北新橋	1
あきほ町	2	亀ヶ崎	1	草津	1	北新町	1
こがね町	2	宮海字明治	1	大宮	1	北仁田小泉	1
山居町	2	旧平田	1	大蔵	1	本町	1
上安町	2	御成町	1	中央西町	1	麓	1
新橋	2	広栄町	1	土淵	1		
東泉町	2	広野	1	東栄町	1		

事業所の従業員数

9人以下	37	34%
10～29人	31	28%
30～49人	11	10%
50～99人	17	16%
100～299人	9	8%
300～999人	3	3%
1000人以上	1	1%
合計	109	100%

貴事業所には省エネやCO2削減の目標はあるか

省エネの目標	59	54%
再生可能エネルギーの目標	9	8%
CO2削減の目標	9	8%

最近5年間ほどの間で、貴事業所の電気の使用量（料金ではなく）は増えているか

増えている	26	25%
減っている	29	27%
変わらない	46	43%
わからない	5	5%
合計	106	100%

最近5年間ほどの間で、貴事業所の石油やガスの使用量（料金ではなく）は増えているか

増えている	27	25%
減っている	22	21%
変わらない	56	52%
わからない	2	2%
合計	107	100%

貴事業所と取引のある企業から、求められていることはあるか

省エネの強化	27	25%
再生可能エネルギーの導入	6	6%
CO2削減	9	8%

貴事業所では施設のエネルギー使用状況を分析されたことはあるか

日常的に使用状況を管理している	25	23%
日常的ではないが使用状況を 分析したことはある	30	28%
使用状況を分析したことはない	53	49%
合計	108	100%

電力や石油価格高騰は貴事業所の経営に影響があるか

非常に大きな影響がある	59	54%
少し影響がある	39	36%
あまり影響はない	11	10%
合計	109	100%

貴事業所の省エネ対策としてすでに導入しているもの、検討したことがあるもの

	導入済み		検討した	
LED照明の導入	46	42%	55	50%
高効率空調の導入	13	12%	13	12%
ファン・ポンプ等のインバータ導入	8	7%	4	4%
高性能ボイラーの導入	3	3%	7	6%
電力の基本料金を抑えるためのデマンド制御	9	8%	17	16%

機器別使用量の見える化システム導入	4	4%	3	3%
窓ガラスや建物の断熱強化	8	7%	12	11%
部屋や機器の温度設定の見直し	22	20%	33	30%
その他	1	1%	2	2%

専門家による省エネ診断を受けたことはあるか

ある	14	13%
ない	94	87%
合計	108	100%

メーカー等から省エネ機器の導入提案を受けたことはあるか

ある	45	42%
ない	62	58%
合計	107	100%

専門家による省エネ診断やメーカー等の省エネ提案を受けてみたいと思うか

費用がかからないなら希望する	30	28%
多少費用がかかっても希望する	1	1%
特に希望しない	75	71%
合計	106	100%

ここ1, 2年の間で太陽光発電の設置を検討したことはあるか

すでに設置している	15	14%
設置を検討したことがある	17	16%
検討したことはない	76	70%
合計	108	100%

ここ1, 2年の間で太陽光発電の設置について事業者からの提案を受けたことはあるか

ある	25	24%
ない	80	76%
合計	105	100%

屋根や敷地内に太陽光発電を設置の投資が何年で回収できるなら導入したいと思うか

1年以内	12	13%
3年以内	28	31%
5年以内	31	34%
10年以内	19	21%
合計	90	100%

現在契約されている電力会社の状況

東北電力以外の新電力会社に変えたことはなく、以前から東北電力のまま	77	72%
新電力会社との契約をやめて最終保障供給料金契約	9	8%
東北電力以外の電力会社	21	20%
合計	107	100%

酒田市内の風力発電などの再生可能エネルギーでつくられた電気を使えるとしたら、使いたいか

今の電気代より少し高くても使いたい	2	2%
今の電気代と変わらないなら使いたい	32	30%
今の電気代より安いなら使いたい	62	59%
今の電気代より安くても使いたくない	9	9%
合計	105	100%

エネルギー設備や省エネルギー機器等の導入に関して、どのような課題があるか

費用が高い	71	65%
設備の耐久性・性能に不安がある	40	37%
情報が不足している	34	31%
必要としていない	15	14%
その他	5	5%

貴事業所では廃棄物の減量計画を策定しているか

ある	13	12%
ない	94	88%
合計	107	100%

貴事業所では、ごみの減量化やリサイクルにどのような取組を行っているか

減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる	13	12%
ごみの減量化やリサイクルを推進する部署や担当者を設置している	20	18%
ごみの減量化やリサイクルのマニュアルを作成している	8	7%
特に取り組んでいない	75	69%

貴事業所における環境マネジメントシステムの構築状況について、あてはまるものはどれか

「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムを実施している	10	10%
「エコアクション21」に基づく環境マネジメントシステムを実施している	3	3%
山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度を利用している	0	0%
1, 2以外の環境マネジメントシステムを構築している	3	3%
環境マネジメントシステムに取り組んでいない	87	84%
合計	103	100%

貴事業所では、従業員への環境教育を実施しているか

定期的に行っている	7	7%
定期的ではないが、行ったことはある	34	32%
行ったことはない	66	62%
合計	107	100%

省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入、環境対策に関するセミナー等に参加したことはあるか

省エネルギー対策に関するセミナー等	19	17%
再生可能エネルギー導入に関するセミナー等	16	15%
地球温暖化対策、CO2削減対策に関するセミナー等	12	11%
廃棄物対策に関するセミナー等	10	9%
その他環境対策に関するセミナー等	16	15%

2. 市民ワークショップ

1. ワークショップの概要

1.1. 実施の目的

「第3次酒田市環境基本計画」の策定にあたり、市民の意識やニーズ、意見を把握し、計画の目指す方向性や施策・取組の検討に資するとともに、計画推進の段階では取組を効果的に実施するための参考資料とするために実施したものである。

1.2. 参加メンバー

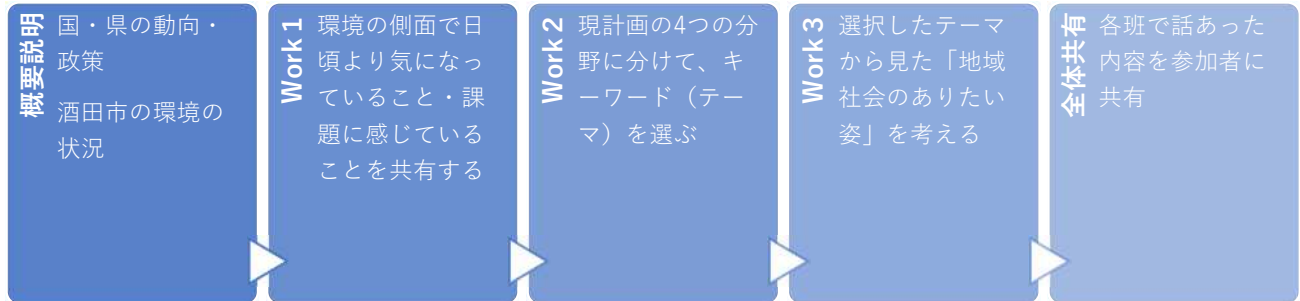
- (1) 市内在住・在職・在学の方を対象に市広報（酒田市広報「私の街さかた」2024.5.1）等による募集
- (2) 無作為抽出した市民 500 人へワークショップへの参加案内を直接郵送し募集
- (3) 応募内容
 - ①一般公募 12名
 - ②東北公益文科大学学生等 10名

1.3. 開催の経過

開催日	内容・テーマ
第1回 【日時】R6.6.8（土） 13:30～17:00 【場所】酒田市総合文化センター410・411号室	○主催者あいさつ ○講話：「環境基本計画とは、国・県の環境行政、温暖化対策など」 講師 東北芸術工科大学三浦秀一教授 ○説明：酒田市の環境について（酒田市環境衛生課） ○ワークショップの概要説明 ○テーマ： ①「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」を考えよう ②私が思う「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」 ■参加者数：20人
第2回 【日時】R6.7.6（土） 13:30～16:30 【場所】酒田勤労者福祉センター多目的ホール	○前回の振り返り ○ワークショップの概要説明 ○テーマ： ①「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組み」を考えよう ②環境面で地域社会（酒田市）のために私ができること ■参加者数：23人
第3回 【日時】R6.9月上旬 【場所】酒田市総合文化センター	➤令和6年7月25日からの大雨に伴う災害により中止（全2回終了）

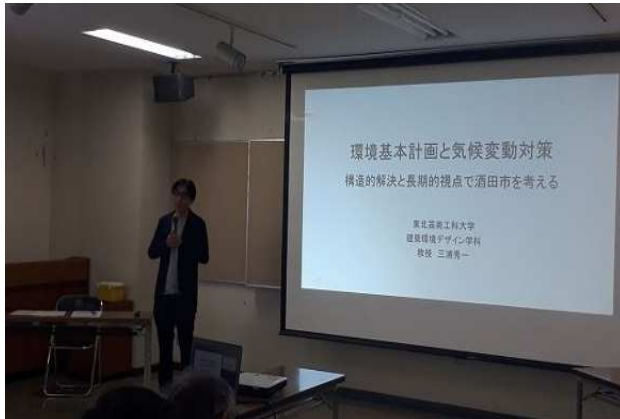
2. ワークショッププログラム概要

第1回テーマ 「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」を考えよう



【講義】「環境基本計画と気候変動対策 構造的解決と長期的視点で酒田市を考える」

講師：東北芸術工科大学建築環境デザイン学科 三浦秀一教授

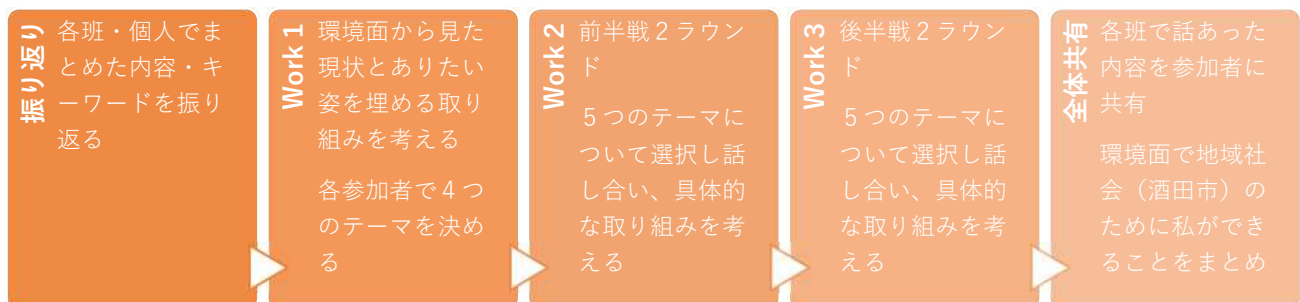


第1回 三浦教授による講義の様子



第1回 講義聴講の様子

第2回テーマ 「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組み」を考えよう



3. 第1回ワークショップ

- 第1回のワークショップでは、環境基本計画とはどういうものか、国・県の環境行政の動向（気候変動対策を中心）、酒田市の環境の状況についてインプットを簡単に行い、ワークショップの進め方について説明しました。
- 「環境面からの見た地域社会（酒田市）のありたい姿」について、各個人で書きだし、現計画の4つの目標に分けて、参加者同士で話し合いをしました。
 - 1 「身近な環境」に関する目標（美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理）
 - 2 「資源利用」に関する目標（省資源、循環型社会の形成）
 - 3 「自然環境」に関する目標（豊かな自然の保護と活用）
 - 4 「地球環境」に関する目標（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進）
- 参加者同士の話し合いで出し合ったキーワード（テーマ）の中からいくつか選んで、そのテーマから見た「地域社会のありたい姿」を各班で考えました。
- 各参加者（私）が思う「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」にまとめ、お互いに紹介しました。

■第1回ワークショップの様子等



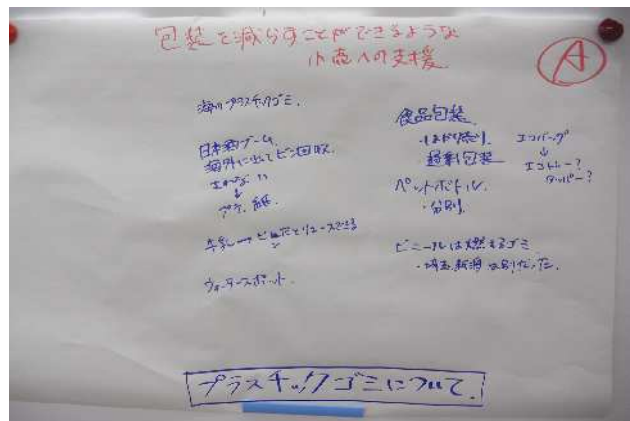
概要説明



各班グループワーク



Work 2 の例



Work 3 の例

■第1回ワークショップにおける市民意見・キーワード

基本目標の分類	テーマ	ありたい姿	手段(と思われるキーワード)	その他キーワード
1 身近な環境	美しい地域づくり	①市民のゴミに対する意識の向上 ②美しい景観を守り、維持		・地域ぐるみでの協力
2 資源利用	ごみ処理	便利なサービスの広報	①QRコード ②分別ルールのLINE ③ゴミ箱の設置(悪臭対策)	・分別ルールのLINEを知らない人が多い ・ゴミ処理費用(説明不足では?) ・3R
2 資源利用		安心して快適な美しい地域	①プラごみと燃えるごみの分別によりリサイクルに回すことができる。 ②ペットボトルのキャップをトイレトーパーにリサイクル	・側溝清掃をしていないため匂うところがある
2 資源利用	プラスチックゴミ	プラスチックゴミをさらに減らす	①マイトレイ・マイ容器を持ち歩く ②酒田産木材の利用(おもちゃ、景品、メダル等)	・食品の過剰包装 ・プラスチック製品から酒田産木材の利用
2 資源利用	プラスチックゴミ	プラスチックゴミのリサイクル	①紙や衣類へリサイクル ②なんでもかんでもすぐに燃やさない	・プラスチック(ペットボトルなど)がもっと多くの物にリサイクルしている姿
2 資源利用	プラスチックゴミ	包装を減らすことができるような小売への支援	①はかり売りの取り組み ②ペットボトル分別の徹底 ③エコパック(エコトレイ、タッパー)の利用 ④牛乳ピンのリユース	・食品包装 ・過剰包装 ・海のプラスチックゴミ ・日本酒ブーム(海外に出されたピンは回収されていない) ・ビニールは燃えるごみ(埼玉、新潟は別だった)
3 自然環境	海洋ごみ	海洋ゴミ0を目指す	①ごみを減らす ②集めたごみの再生(プラスチックリサイクル)	・市民の応援、協力 ・マイクロプラスチック ・ブルーカーボン ・食、安全安心 ・公益大(人材、お金、とりくみ) ・県内全域で実施 ・最上川からごみが流れてくる ・生態系
3 自然環境	自然の保持	山・海・野原の整備、活用を皆で協力して行う	①教育の中で取り入れて、酒田の自然の価値を教える(授業にも取り入れる) ②ネイチャーレジャーを取り入れる	・ボランティアも良いが「有料」での実施も考える
3 自然環境	最上川と海的环境保全	①豊かな水の再生 ②漁業をつくる	①ブルーカーボン ②サクラマスの増殖	・最上川(源流から河口)
4 地球環境	自動車	自動車からのCO2を減らす	①助け合い(乗せてもらう) ②バスを利用	
4 地球環境	自動車のCO2排出	公用車、るんるんバスのEV・水素エネルギーの転換	①インフラの整備(充電設備、水素ステーション) ②市民への自動車導入補助	
4 地球環境	自動車	自動車を環境配慮に変えて安全な市	①電気自動車、ハイブリッド車に補助金	・若者も車の運転に不安がある方
4 地球環境	電気自動車	①(電気自動車を)所有・維持しやすい制度 ②街中での充電設備の整備	①充電設備への補助金 ②2台目で電気自動車が買やすい補助金 ③庁舎、ガソリンスタンドでの充電設備の整備	・市内で出てきた「わからない」や「悩み」を友達感覚でLINEで即解決に導いてもらえる状況 ・地域住民の声をリアルに反映
4 地球環境	再生可能エネルギー	酒田市の発電量で全て市民の電力消費がまかなえる	①市民意識の向上(出来ることから始める) ②ゴミを少なくする ③自転車を利用	
4 地球環境	二酸化炭素	二酸化炭素の削減	①徒歩での移動 ②るんるんバスの利用 ③ポイントの付与と市内での利用	・仕事をしていない人は、基本徒歩でガンバル(年配者の免許返納) ・るんるんバス、図書館等の公共施設のエコ利用時の適温を職員間で学び徹底 ・物を捨てる前に再度考え、無駄をなくす
4 地球環境	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの推進	①新築住宅への太陽光パネルの設置義務化 ②風力発電の促進	・再エネの促進 ・建設会社の産業の創出 ・(風力発電で)太陽光発電の補完(夜、冬期間のカバー)
4 地球環境	電気自動車	電気自動車の普及	①電気自動車補助金 ②インフラ(充電設備)の普及	・通学で自転車に乗れないとき自動車になる ・バスがもっと使いやすければCO2削減(るんるんバス) ・大学通学は車
4 地球環境	電気自動車	①安心して走れる環境 ②充電しやすい環境	①自動車のルールづくり ②充電設備の補助金	・生活に必要な(近場の買い物) ・2台目として電気自動車なら使える ・自転車が歩道走る(怖い(運転乱暴))
4 地球環境	二酸化炭素	二酸化炭素の発生が少ない生活		・車で移動しないこと(徒歩、自動車) ・徒歩で移動することへの特典(ポイント)があればいい ・自転車に乗りよう ・安心、安全に暮らせる ・市民一人一人の幸福(不安や困り事への対応)を考える ・まずは大人がやる
そのほか	街づくり	住み続けたいと思うまち	①交通の便を良くする ②豊かな食文化を維持する	
そのほか	街づくり	①今後2050年への新都市計画 ②再生可能エネルギーのまちづくり		・酒田大火より復興した酒田の洞落(中心市街地、空き家) ・太陽の家を太陽のまちへ
そのほか	街づくり	空き家・空き店舗がない		・景観が良くなる
そのほか	広報	酒田市全広報LINE化計画	①LINEの登録者数を増やす	
そのほか	食べものにかかわる環境	食が豊かで安心・安全	①貧困フードバンク	・ウェルビーイング ・ラーメン、そば ・耕作放棄地 ・太陽光利用した温室栽培 ・海の豊かごと漁業

出された「ありたい姿」を分類し、第2回の「テーマ」を構成

□第2回ワークショップに向けてのテーマ分け

第1回ワークショップで出された「ありたい姿」
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車からのCO2を減らす ・公用車、るんるんバスのEV・水素エネルギーの転換 ・自動車を環境配慮に変えて安全な市 ・(電気自動車を)所有・維持しやすい制度 ・街中での充電設備の整備 ・二酸化炭素の削減 ・電気自動車の普及 ・(電気自動車が)安心して走れる環境 ・充電しやすい環境 ・二酸化炭素の発生が少ない生活
<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観を守り、維持 ・空き家・空き店舗がない
(追加項目)
<ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適な美しい地域(プラごみと燃えるごみの分別によりリサイクルに回す) ・プラスチックゴミをさらに減らす ・プラスチックゴミのリサイクル
<ul style="list-style-type: none"> ・漁業をつくる ・住み続けたいと思うまち(豊かな食文化を維持する) ・食が豊かで安心・安全
<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市の発電量で全て市民の消費電力がまかなえる ・再生可能エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーのまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ箱の設置(悪臭対策)
<ul style="list-style-type: none"> ・市民のごみに対する意識の向上 ・包装を減らすことができるような小売への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋ゴミ0を目指す ・山・海・野原の整備、活用を皆で協力して行う ・豊かな水の再生
(追加項目)

第2回ワークショップの「テーマ」
<p>①脱炭素・低炭素 二酸化炭素の発生が少ない酒田市へ</p>
<p>②外面の様子 安全で美しい酒田市へ</p>
<p>③動物愛護・管理 動物の管理が適正な酒田市へ</p>
<p>④資源の循環 リサイクルで資源を循環する酒田市へ</p>
<p>⑤食料システム 環境負荷の少ない食料地産地消の酒田市へ</p>
<p>⑥再生可能エネルギー 再生可能エネルギー地産地消の酒田市へ</p>
<p>⑦騒音、悪臭 騒音、悪臭のない酒田市へ</p>
<p>⑧廃棄物の削減 ゴミを最小化する酒田市へ</p>
<p>⑨自然環境 きれいな海、川、水、里山の酒田市へ</p>
<p>⑩環境教育 環境教育が充実した酒田市へ</p>

4. 第2回ワークショップ

■第2回のワークショップでは、第1回で各班・個人でまとめた内容・キーワードについての振り返りを行い、ワークショップの進め方について説明しました。

■「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組み」について、各個人で前半戦・後半戦それぞれについて2つテーマを選択（計4テーマ選択）して書きだし、参加者同士で話し合いました。

【前半戦テーマ】①二酸化炭素の発生が少ない酒田市へ、②安全で美しい酒田市へ、
③動物の管理が適正な酒田市へ、④リサイクルで資源を循環する酒田市へ、
⑤環境負荷の少ない食料地産地消の酒田市へ

【後半戦テーマ】⑥再生可能エネルギー地産地消の酒田市へ、⑦騒音、悪臭のない酒田市へ、
⑧ゴミを最小化する酒田市へ、⑨きれいな海、川、水、里山の酒田市へ、
⑩環境教育が充実した酒田市へ

■前半戦・後半戦の各5テーマをさらに2つに分け、「行政」「企業」「地域」「個人」が取り組む考え・アイデアを書きだしました。

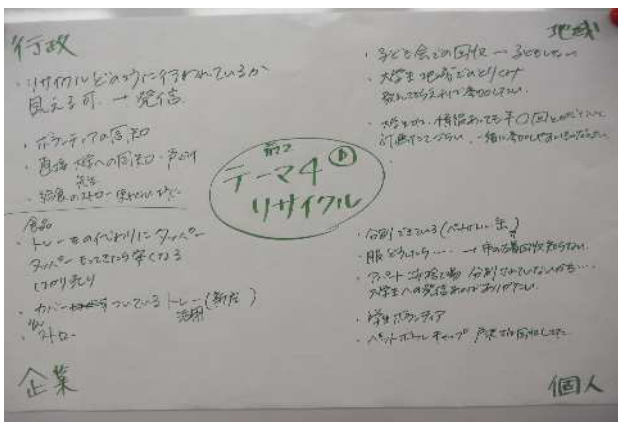
■第2回ワークショップの様子等



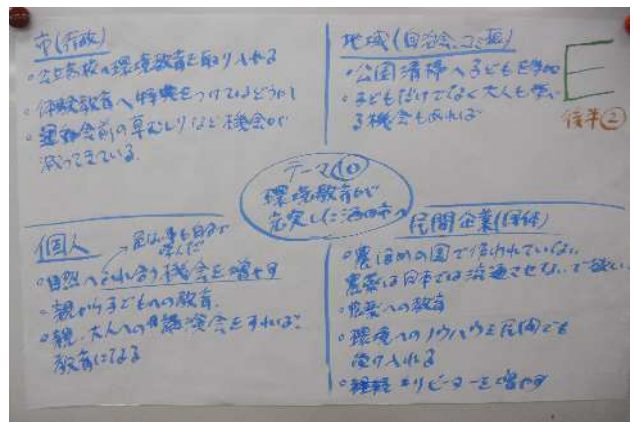
概要説明



各班グループワーク



Work 2 の例



Work 3 の例

■第2回ワークショップにおける市民意見・キーワード

【WSの内容】環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組みを考えよう

(前半戦の5テーマ)

テーマ	各主体における「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組み」			
	市	企業	地域	市民
① 脱炭素・低炭素 二酸化炭素の発生が少ない酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設28度（適正温度の確認、広報などで周知） るんるんバスの利用者への特典（クーポン券など） 電気自動車への補助金 植物を増やす 再生可能エネルギーの普及 エネルギー教育（研究機関の創設など） 道路の整備 熱を遮断する仕組み（高気密、高断熱化）への補助金 			<ul style="list-style-type: none"> 自動車の乗り合い 自動車以外の移動手段（バス、電車、自転車、徒歩など） LEDへの交換 太陽光パネルの設置
② 外面の様子 安全で美しい酒田へ	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の管理をする 美化活動の出前講座 美化活動への参加の呼びかけ ゴミ箱を増やす 声かけ、PR 隣地の木の伐採を許可する 空き家をリノベーションして、移住者向けに 	<ul style="list-style-type: none"> 大学生と一緒に空き家の活用 空き家の利活用 外の人の視点を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミステーションのガラス対策 観光地（寺社）の清掃 一人でごみ出しができない高齢者をフォローする体制 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化活動サークルをつくる
③ 動物愛護・管理 動物の管理が適正な酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> 避妊・去勢手術への助成 草刈りなど環境の管理 狐の育成について補助 街路樹を増やす 多頭飼育になる原因説明 鳥獣保護法改正（ガラス） 	<ul style="list-style-type: none"> ブリーダー等の待遇改善 	<ul style="list-style-type: none"> 猫の保護 鳥類やクマの捕獲 草刈りなど環境の管理 空き家の管理 地域猫活動 ガラス警告音を鳴らす ゴミステーションの管理 	<ul style="list-style-type: none"> 避妊去勢手術の実施 ペットの排泄物の処理 飼い主のマナー、ルール、モラルの再確認 多頭飼育にならないようにルール（モラル）を守る 野良猫に餌をあげない 飼い主のマナーの改善 ポイ捨てをしない
④ 資源の循環 リサイクルで資源を循環する酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> 市からのアナウンス（ごみ排出量の多さ） どのようにリサイクルされているのか周知 排出量が多い理由の説明 ビニール類の分別 サーキュラーエコノミー リサイクルの見える化 ボランティアの周知 直接大学への周知、声掛け 給食のストローを使わないように 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル業者がまわってこない（他市ではやっていた） ペットボトルリサイクル 紙のリサイクルが、採算あわない 食品トレーの代わりにタッパーを使用 カバーがついているトレーを使用（新庄市） ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> 紙、古着等の回収（収入を町内会費に充てるのはどうか） 子ども会での資源回収（子供減で取り組みが減っている） 大学生の地域での取り組み 大学生が参加しやすいように 	<ul style="list-style-type: none"> 分別への意識 リサイクル製品を買う意識 プラごみ捨てられるのは、家事が楽にはなる 市の古着回収を知らない アパートのゴミ捨て場は、分別がされていない事が多いので、大学生への分別情報の発信 学生ボランティア ペットボトルキャップを戸沢村では回収していた
⑤ 食料システム 環境負荷の少ない食料 地産地消の酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> 有機、無農薬の生産者への補助金 無農薬野菜の広報活動 若い生産者、人材の育成（農業体験） 耕作放棄地を市が管理 酒田産を市外へアピール 	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク、フードパントリー こども食堂 保育園へ食育 産直施設を増やす 太陽光を使用し自家発電 傷みにくい食品でアピールし、食品ロスをアピール こども食堂にて余った食材を使う 塩水を使って食品を作る（魚しょう、塩辛） こども食堂で地元の味に触れてもらう 鮭の卵（いくら）は、食べたり産卵にまわす、身はさけぶしにすることもできる 	<ul style="list-style-type: none"> 農業と畜産 耕作放棄地を地域が管理（移住者でも） 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消 地元のものを買う 食べきれないものは冷凍 農業のイメージを変える（服装、勤務時間など） 食品を冷凍 食材にする前に捨てる 野菜をスーパーではなく、畑で収穫して調達する

(後半戦の5テーマ)

テーマ	各主体における「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取り組み」			
	市	企業	地域	市民
⑥ 再生可能エネルギー 再生可能エネルギー地 産地消の酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設をもっと低コストで建設 ・活用できる施設を(木質バイオマスなど) ・太陽光パネルに対しての補助金の増額 ・風力発電の災害対策と責任の所在をはっきりさせる ・空き家の解体で出た木材をバイオマスへ利用できないか ・太陽光パネルと景観の問題 ・発電施設をもっと知る必要がある ・様々な再エネの可能性を模索 ・受光しやすい都市計画を ・都市計画の中に災害再エネの視点を 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキュート(次世代型) 		
⑦ 騒音、悪臭 騒音、悪臭のない酒田 市へ	<ul style="list-style-type: none"> ・うるさいバイクを何とかするルールづくり ・防音の基準制定 ・空き家、どぶそうじ ・大きい車が通ると揺れるアパート→建築基準を厳しくする ・南陽市ではゴミステーションを倉庫のような建物にしている ・下水の臭いが強い場所の点検 ・出前講座 		<ul style="list-style-type: none"> ・キンモクセイなどの季節の木や花を植える 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣への配慮、思いやり、コミュニケーション
⑧ 廃棄物の削減 ゴミを最小化する酒田 市へ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミについて情報発信(LINEなど) ・ゴミのリサイクル情報 ・市が生ごみを集めて肥料化し販売する ・埋め立て処理場についての数値(市民の負担)を情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを増やさないための食べ方(レンジ)を広める ・ゴミ袋(小)をもっと増やす ・捨てないで次の人に使ってもらう仕組み ・飲食店でおしぼりを紙ではなく布の利用へ ・残したものをテイクアウトできるように ・包装を簡潔に ・量り売りをする努力 ・マイトレ ・プラのものを木(酒田産)のものに ・リサイクルできるものを販売 ・廃棄するような食材を消費者へ届ける仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ袋に名前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミについてもっと知る ・ゴミ排出量について他の自治体と競う ・ゴミに責任を(名前を書く) ・作りすぎない、残さない ・購入するときに必要なものか考える ・あるもので代替できないか ・ゴミを減らす方法などを共有 ・マイカトラリー(スプーン、フォーク)の習慣を ・リサイクルできるように知識を身につける
⑨ 自然環境 きれいな海、川、水、 里山の酒田市へ	<ul style="list-style-type: none"> ・里山、クマ対策、川の清掃 ・木の伐採に対しての補助金 ・里山でアクティビティ ・海岸漂着ごみを機械で回収(鶴岡市) ・杉林を雑木へ ・杉の活用 ・松枯れ対策 ・海岸ゴミ処理の補助金 ・海洋教育 ・海岸ゴミ集め大会 ・環境教育(イベントなど) ・川ゴミは上流市町村の問題でもあり市から問題提起してほしい→大学の研究テーマでもいいかも(縦割りにしない仕組み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花粉が出にくい杉の開発 ・山の手入れをしてほしい ・機械のリース、作業のお願い ・海ごみを再利用して商品化し興味関心の喚起 ・ゴミ回収のための技術開発 ・ゴミ回収大会の主催(企業イメージアップ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・山菜取りを、他の地域の人も参加しやすい仕組みにすることで、里山保全につなげる ・古民家カフェ ・ボランティア ・里山の交流人口を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤を使わない、イオン水で洗う ・環境への意識 ・高齢者、子供、大人、学生のそれぞれに合った啓発 ・ゴミ拾い
⑩ 環境教育 環境教育が充実した酒 田市へ	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧川の生物観察をほかの学校でも実施 ・鳥海山の観察、登山、水の恵みの教育 ・農業、畜産体験(中学校でもあってよいのでは) ・公立高校へ環境教育を取り入れる ・体験教育への特典を付ける ・運動会前の草むしりなどの機械が減ってきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学から受けた教育を小学生に教える(ESD教育)機会が少ない ・コクヨがリサイクルした紙をノートに製本していた ・東北エプソンペーパーラボ ・農業を使わないように ・農業への教育 ・リピーターを増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsについてなど大人が学べる機会があってもよい ・環境に配慮したものを購入 ・自然と触れ合う機会を増やす ・親から子供への教育 ・親、大人への講演会をすれば教育になる 	

【WS の内容】 環境面で地域社会（酒田市）のために私ができることを考えよう

- ・ 小さなボランティア活動に参加して地域の人との関係を深め、互いに酒田市を見つめ直す
- ・ 今までの生活を見直す（車移動、食品）
- ・ 今日初めて知る酒田市の現状が多くあったので、行動に移せるよう自分の住んでいる地域のことを知る
- ・ 環境に興味をもつこと！環境を知ること！できることから始めること！
- ・ 物品を購入する時は、本当に必要か再考する、又、廃棄する時は再利用出来ないか再考する
- ・ 省エネの為に自宅の適温管理（しっかり学び安全な温度）し、公共施設などにも提案する
- ・ ゴミを出す時の分別
- ・ 地域の緑化・美化活動に友達を誘いながら参加する
- ・ 緑化・美化活動、ボランティアに多く参加する
- ・ 騒音問題は注意する。思いやりが大切
- ・ 生ごみなどの悪臭の原因は、新聞紙に包むなど自分で対処する
- ・ 地域でお互いに思いやりを持って生活をする（騒音、溝掃除、空き家見守りなど）
- ・ SDGs を胸に環境に良いと思うもののメリット・デメリットを学習し、時に導入しながら、日々の買い物に一生懸命とりくむ！
- ・ 太陽光パネル、電気自動車等のメリット・デメリットは自分でも調べること
- ・ 地域の環境をよくするために近隣の住民を”助け合いの精神“は忘れずに
- ・ 大学生という比較的時間のある今に今回のような WS に参加し、多くの人の思いや考え方を知り、それを広めていくことだと思う。
- ・ 地域のもの（海・山・田）をたくさんたべる
- ・ 体験した事・情報を家族・友人に話す
- ・ すぐできること（食事を作りすぎない、お買い物は本当に必要か考える）
- ・ 環境に対してアンテナをはっておく
- ・ ワークショップなどに積極的に参加し現状を知る
- ・ ボランティアなどに参加する
- ・ 一緒に取り組む仲間づくり
- ・ 環境教育、SDGs 教育の普及
- ・ エネルギーに関する科学教育の実施
- ・ 地域清掃などのボランティア活動への参加
- ・ SDGs 教育をしっかり受けて自分にできることについて日々考える・意識する
- ・ ワークショップなどに積極的に参加することで自分ごととしての意識をもつ
- ・ ごみの分別を心がける
- ・ 子どもにごみの分別の仕方を教える
- ・ ムダな買い物をしない
- ・ 良く考えながら行動に移す
- ・ 近所、知り合いとも話し合う
- ・ 日頃から節電を心がける
- ・ 食べられる量を購入し、フードロス削減
- ・ なるべく酒田市で生産された食材を購入する
- ・ ロスが少なくなるようにし、余った食品はフードバンクなどに寄付する
- ・ 環境に配慮した商品を購入する
- ・ 日頃から環境に対する意識をもち、環境保全活動に積極的に参加する

5. 具手的な提案やキーワード

テーマ	提案内容・キーワード
二酸化炭素の発生が 少ないまち	公共交通機関の利用促進（るんるんバスの利用に特典付与）
	エネルギー教育の実施（メリット・デメリットを知る機会を設ける）
	高気密・高断熱化の補助金の拡充
安全で美しいまち	大学生と一緒に空き家の活用
	一人でゴミ出しができない高齢者等をフォローする体制
動物の管理が適正なまち	猫の不妊・去勢手術の充実と確実にできる方法
リサイクルで資源を 循環するまち	リサイクルの見える化の発信（どのように行われているかの周知）
環境負荷の少ない 食料地産地消のまち	地産地消
再生可能エネルギー 地産地消のまち	再エネの地元での活用
ゴミを最小化するまち	生ごみを増やさないレシピの普及
	量り売り・マイトレーの普及
	ごみ情報の発信（ごみを減らす方法を市民間で共有）
きれいな海、川、水、 里山のまち	海岸ごみの処理への補助
	川ごみ問題の全県的な提起
環境教育が充実したまち	SDGs について大人が学べる機会の創出
	自然へふれあう機会を増やす・体験教育への特典を設ける

6. ワークショップでの結果を受けて

ワークショップ参加者から出た意見やキーワードを、今後策定する第3次酒田市環境基本計画に取り入れながら、市民アンケートの結果も合わせて、市民のウェルビーイング向上を目指した施策につなげることができる計画の検討を行っていきます。

3. パブリックコメント（意見公募）

1. 実施の目的

酒田市意見募集手続要綱第7条の規定に基づき、第3次酒田市環境基本計画（案）の策定に関して、計画の目的、内容等広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する市の考え方を公表する手続となる。

- | | |
|---------------|---|
| 2. 政策等の題名 | 第3次酒田市環境基本基本計画（案） |
| 3. 周知の方法 | 酒田市広報（令和7年11月1日号）、酒田市ホームページ |
| 4. 政策等の案の公表の日 | 令和7年11月7日（金） |
| 5. 意見募集期間 | 令和7年11月7日（金）～11月26日（火） |
| 6. 意見提出対象者 | ア. 本市に住所を有する方
イ. 本市に事務所や事業所を有する方
ウ. 本市の事務所や事業所に勤務する方
エ. 本市の学校に在学する方
オ. 本市に納税義務のある方
カ. 意見募集に係る事案に利害関係を有する方 |
| 7. 閲覧場所 | 酒田市ホームページ
市役所本庁舎2階行政情報閲覧コーナー
各総合支所閲覧窓口（3か所） |
| 8. 意見募集結果 | 提出数 2件（個人2件）
<内訳> 電子メール：2件

意見件数 26件
<内訳> ①意見に基づき原案を修正したもの：1件
②意見を検討したが、原案どおりとしたもの：8件
③原案の内容以外の意見を承ったもの：12件
④感想や質問等：5件 |

※提出されたものに複数の内容がある場合、それぞれを1件として整理

9. 提出意見の内容と意見に対する本市の考え方

№	箇所	意見等（原文）	本市の考え方	対応
1	第2章 酒田市の環境を取り巻く状況 2 第2次環境基本計画の評価 (1) 第2次環境基本計画の目標達成状況 1「身近な環境」に関する目標 安心して快適な美しい地域づくり(P.12)	市に寄せられる苦情件数の減少ですが、苦情が半減したので達成とあります。苦情数の減少は評価しますが、苦情の内容について、解決した件数は何件ありますか。あるいは、解決しなかった件数は何件ありますか？その比率はどうなっていますか？苦情の内容で、今後の環境計画で取り上げるべき課題があれば、提示してください。	苦情相談については、市が申立者及び原因者の双方に聞き取りを行い、解決の糸口となる方法や手段の教示により対応しています。現在、継続しているケースはありません。なお、典型7公害については年々減少傾向にありますが、野良猫や伴侶動物の飼養に関する件数は依然として多い状況にあります。本計画においても「基本目標【安心・快適社会】安心して快適に住めるまち」において、取組の必要性について提示しています。	④
2		また、環境基準の達成（生活の環境に好ましい環境の指標）のところでは、ここで大気については、概ね達成したとあります。大気で達成できなかった主な課題は何ですか？	大気環境の測定項目のうち光化学オキシダントについては、環境基準（1時間値0.06ppm以下）を上回る日が観測されたため、概ね達成となったものです。なお、同項目については環境基準を達成できなかったものの、屋外活動自粛を促す注意報発令基準（0.12ppm）は下回っています。光化学オキシダントの環境基準が達成できない主な要因は、越境汚染の影響や国内での原因物質（NOx、VOC）濃度の複雑な関係など、複数の要因が絡み合っているためと考えられます。	④
3		大気の香りについて 「街が匂う」、都市の香りがするけど、東京のようなビル街はない酒田の不思議です。香（臭）害防止が山形県から出されていますが、酒田はまだですか。香りは個々人の責任において他人に迷惑をかけないというのが大方の方針ですが、酒田の場合、大気そのものが香臭となって、街のあちこちに漂うのです。これはもはや香臭災害です。市に、香りに関する苦情はこれまで何件ありましたか。個々人の努力で、達成できない、香臭対策は第3次環境基本計画に取り上げるべき喫緊の優先課題と思いません。	悪臭に関する苦情相談は、例年10件前後あり（令和6年度：7件）、その原因は、農畜産業や野焼きに起因するもので、いわゆる「香り」によるものは寄せられていません。今後の状況を踏まえ、検討していきたいと考えます。	④
4	第2章 酒田市の環境を取り巻く状況 2 第2次環境基本計画の評価 (2) 第2次環境基本計画「行動計画編」の達成状況 基本目標4「地球環境」に関する目標 二酸化炭素の発生が少ない生活(P.13)	未達成の施策として、低公害車仕様の推進とあります。この評価ですが、13年経過の軽自動車の税額を上げる施策が続いていますが、これは環境目標達成のために直ちに廃止すべきです。その理由は現在流通している年代車はすでに当時の環境基準を達成している低公害自動車であり、車検を通過しています。燃費も20Km/L以上を達成しています。もともとこの税制は新車販売促進の懲罰的的制度です。実際のCO2排出量を数値で表せばその影響は、全体として通減してゆきます。昔の条例を見直して効果の薄い懲罰的な制度は廃止するなり、実際に有効な納得できる施策に改善を求めます。新車エコカー割引も収益は酒田を通り抜けて自動車産業に吸収され、酒田地域の経済発展とは無縁です。	SDGsの観点からも、公用車への低公害車使用の推進に関しては、単に導入すればよいということだけでなく、持続可能な生産消費形態を確保するために、市が率先して“つかう責任”を果たすことは重要であると考えます。エコカー（低公害車、クリーンエネルギーカー）の各種取組については、国等の動向を注視し、適宜対応していきたいと考えます。	②
5	第2章 酒田市の環境を取り巻く状況 2 第2次環境基本計画の評価 (7) 計画の検証、市民意識を	省エネと節電の違いが曖昧です。強いて見つければ、エコドライブおよび自動車と節電でしょうか。省エネルギーには熱エネルギーの省エネと、電気省エネの二つの理解が必要です。17頁以降の(7)計画の検証、市民意識を踏まえた課題整理の箇所ですらに吟味されたい。事業者アンケートの	省エネと節電は、どちらもエネルギー消費を抑える取り組みですが、省エネは電力だけでなく石油やガスを含むエネルギー全般の効率的な利用を目指すのに対し、節電は電力の使用量を節約することに特化するものとなります。なお、本計画は施策の枠組みを示すもの	②

	踏まえた課題整理(P.17)	調査結果と考察を見ても、再生可能エネルギーについては設問によるのかもしれませんが、電気が主体で、熱エネルギーの省エネについて、もっと深掘りする必要があります。事業用の小型熱源の低炭素化、脱炭素化は、燃料構成と熱利用の高効率化と温度の多段的活用で無駄なく使う熱の省エネと組み合わせることで推進できます。これらの設備更新を促す県の制度を活用して、酒田の産業の低炭素化、脱炭素化の支援が求められます。	で、具体的な事業手法については踏み込んだ記載はしておりません。具体的な対策などは市の事務事業や個別計画となる酒田市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】及び【区域施策編】において検討していきたいと考えます。	
6	第3章 計画の基本理念 1 目指す環境像(P.19)	(提案) 原点は先駆者井山武司の太陽の家パッシブソーラーハウスの紹介。コラムなどで、酒田で始まった環境共生住宅の原点を紹介(例) 光が丘松稜コミセン他	ご意見として承ります。	③
7	第4章 施策の展開 基本目標【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち 施策の柱：地球温暖化対策 (1) 現状と課題	(追加) 減少の主因はコロナ禍の影響で経済が停滞縮小したことを忘れてはなりません。遅れた省エネ設備および高効率機器の更新支援対策はこれからが本番です。	いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。本計画においても P.26 にて、住宅の ZEH 化などの普及啓発や誘導策について検討することが重要と提示しています。	③
8	施策の柱：地球温暖化対策 (1) 現状と課題 ■省エネルギーについて(P.25)	緩和と適応は同位の概念で、どちらかが上位で、他は低位という関係ではありません。 (1) 地球温暖化(気候変動)緩和対策から <電気エネルギーと熱エネルギー> 省エネルギーについて多く記載されていますが、殆どが電気の省エネです。したがって省エネは電気だけでいいと、勘違いして勝手に理解されています。熱エネルギーの省エネについても、重視すべきです。具体的には、燃焼および蒸気などの高温排熱を低温まで多段的な活用を指します。市民学習の課題として、エネルギーの法則は必須です。コラムで啓発してください。	電気エネルギーと熱エネルギーは交換し合って利用される密接不可分なものです。また、省エネについても限りある資源を有効活用し、地球温暖化防止につなげるために重要であり、電気やガス、ガソリンなど、あらゆるエネルギーが対象となります。本計画では、市民の皆様在省エネについて取り組んでいただくため、より身近で利用割合が大きい電気を中心に記載しております。熱エネルギーの記載については、今後検討していきたいと考えます。	②
9	第4章 施策の展開 基本目標【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち 施策の柱：気候変動適応策(P.30~40)	(3) 気候変動(地球温暖化)適応対策について 適応対策は計画期間の5年間で達成できることは極僅かです。しかし将来に向けて、目的を実現する地道な施策が求められます。地域の環境特性と深く関わる課題です。家の改修・新築の例では、現在地の気候変動影響を予め知ることから始まります。ハザードマップ(津波、洪水)などで安全性を確認できる、相談窓口の開設です。具体的な推進は現在の移住・定住の支援分野の拡張などの対応が考えられます。適応は、居住地の移転、耕作地の放棄など、従来の概念を超える選択を含みます。	いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	③
10	第4章 施策の展開 基本目標【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち 施策の柱：気候変動適応策 対策を進めるべき分野の整理 ■酒田市における気候変動影響評価表(P.37)	酒田市における気候変動影響評価表から(抜けている重点課題) 野生鳥獣の影響。クマ、イノシシ、ニホンジカ、サル等が該当すると認識します。農業面に加え市街地への出没対策など、本計画でも取り上げるべきと思います。	大型獣類の対策については、山形県第二種鳥獣管理計画において規定しており、市町村はそれに沿って対策を実施しています。本計画においても「基本目標【安心・快適社会】安心して快適に住めるまち」において、市の取組にて提示しています。なお、本計画は施策の枠組みを示すもので、具体的な事業手法については踏み込んだ記載はしていません。具体的な対策などは個別計画やガイドライン等で定めることとしています。	②
11		水産業では、回遊性魚介類についての評価がありますが、酒田市の場合は加えて沿岸	「沿岸域・内水面漁場環境等」の項目を追加します。	①

		の魚類、甲殻類、およびサケ、サクラマス、アユなど重要種があります。		
12		この表に洪水はありますが、早魃がありません。地域の水循環は重要な課題です。進行している松枯れを見ると、センチュウとカミキリムシ対策に依存しすぎです。松枯れはフェーン現象、メロンなど砂丘農業における過度の揚水の影響もあります。	本評価表の参考とする国の気候変動影響評価報告書では、「干ばつ」は食料需給や産業・経済活動のその他（海外影響）の小項目において、影響が記載されています。今回、本市において「重大性」「緊急性」「確信度」より大きい項目を選択し記載しているため、「干ばつ」は記載していません。いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	②
13		内水氾濫・田んぼダム・市街地浸水：流域治水として田んぼダムが喧伝されています。酒田市ではどの程度有効ですか。上流の降雨と酒田市内の降雨、沿岸の高潮などの条件が重なればいつでも発生します。排水が間に合わなければ農業被害も起きます。また低標高の市街地は冠水します。下水道も雨水が流入する旧式な構造が残っているので、手の打ち様がありません。ポンプに頼る、電力多消費構造の都市インフラに頼る酒田市の難題は続きます。条件を加味してシミュレーションして評価できれば、いざという時に頼りになります。	「田んぼダム」の取組については、令和5年2月時点で、本市では2つの団体が実施（または検討）しています。まだ、取組を開始して日が浅いこともあり、その効果や有効性については検証されていません。しかしながら、先行している他県の事例では、冠水被害が減少したなども報告されています。いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	②
14	第4章 施策の展開 基本目標【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち(P.41)	<ゴミについての雑感> ○海洋ゴミ 1) 漁業廃棄物 魚網を防獣ネットに利用している風景を車窓に見ますが、活用してみたい。産廃処理や再生ルートが整備されていると思いますが、知る方法がありません。	個別計画となる酒田市ごみ処理基本計画において検討していきたいと考えます。	③
15		2) 漂着ごみ・漂流ゴミ・堆積ごみ 海岸漂着ごみについてのみ、清掃ボランティアで現状を理解できますが、他のゴミはわかりません。酒田市の条例外のこれらのゴミの将来は不安です。	個別計画となる酒田市ごみ処理基本計画において検討していきたいと考えます。	③
16		3) プラごみの処理 焼却処理がこれまでの方法ですが、炭化処理、油化処理（分留）など処理方法が増え、処理可能プラごみの範囲が広がり、リサイクルにつながると聞きます。自治体の一般廃棄物処理を超えるかも知れませんが、次世代ゴミ処理の展望は興味があります。	個別計画となる酒田市ごみ処理基本計画において検討していきたいと考えます。	③
17		○海洋汚染 タイヤの老化防止材 6PPD キノンが紫外線の影響を受けて猛毒物質を生成すると既報がありますが、タイヤ粉塵の河川や海底への環境堆積、および毒性を含めて大きな環境負荷となります。酒田市の立ち位置は分かりませんが、山形県の河川海洋の要に立地する酒田市としては、現況を把握しつつ、発言すべきである、看過できない課題と思います。	個別計画となる酒田市ごみ処理基本計画において検討していきたいと考えます。	③
18	第4章 施策の展開 基本目標【自然共生社会】豊かな自然環境と人が共生するまち(P.52)	52頁 共感できる良い引用です。	ご評価いただきありがとうございます。	④

19	第4章 施策の展開 基本目標【自然共生社会】豊かな自然環境と人が共生するまち 施策と取組 施策の柱：生物多様性の保全	外来種について（追加） ワルナスビを加えてください。悠々の森、アイアイひらたの第2駐車場付近にワルナスビを発見、駆除が追いつきません。	当該記載については、外来生物法に基づく特定外来生物（緊急対策外来種）の中から本市への定着状況を踏まえて優先的に掲載しています。ワルナスビなどの外来種については国等の対策に係る動向を踏まえ、ホームページ等での周知を検討していきたいと考えます。	②
20	(1) 現状と課題 ■外来種について(P.57)	（意見）松枯れについて 酒田市内に限ってみても、松の枯れ木が目立つこの頃です。海岸の砂丘林は伐採と薬剤散布をしていますが、その費用対効果は疑問です。薬害の方が怖いです。市内の保存樹は寺社の境内林、その多くが松枯れで年々衰えています。保存樹木は150年生、伐採は1本100万円を超えます。私有地の枯松やその他の松枯れは放置林の状態です。さて悪役はマツノザイセンチュウと運び屋マツノマダラカミキリの仕業と言われ、これを退治することが、松林の保全につながると教わりました。しかしです。別な視点があるかも知れません。松林は先ずフェーン現象などで高温と乾燥の強いストレスを受けて樹勢が弱ります。松の根と土壌を媒介する微生物の菌根菌が変調をきたして栄養と水分が届かなくなります。弱ったマツにマツノマダラカミキリはマツノザイセンチュウを連れて移住します。こうして松枯れを拡げます。マツ枯れを助長するもう一つの要因があります。メロンやイチゴ、ナガイモ、ゴボウ、サツマイモ、ラッキョウなどの砂丘農業です。年間を通じて砂丘の地下水を多量にポンプで汲み上げて、地下水位を下げて、松林をさらに砂漠のように乾燥させます。松林の保全と砂丘農業の持続性をどのように折り合いをつけるか、気候変動の重要な適応課題です。マツノザイセンチュウは、マツを枯らす悪者ではなく、マツを分解する友達かも知れません。それを手伝うマツノマダラカミキリはヘルパーの役割です。松林の更新を担う生物の多様性です。	いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	③
21	第4章 施策の展開 基本目標【安心・快適社会】安心して快適に住めるまち(P.61)	（提案）ここに、実践課題として「香害のないまちづくり」が入ると思います。	今後の苦情相談の状況を踏まえ、検討していきたいと考えます。(No.3 関連)	②
22	安心して快適に住めるまち(P.61)	（提案）都市計画と税制支援で、スペースシェアリング（太陽熱と太陽光発電誘導政策） 酒田市のルールでは道路に面した出入口の左側の境となる塀の費用を各自が負担します。同様のことを太陽熱や太陽光発電で行えるよう、隣家に日陰を造らない、土地のレイアウトと家屋と屋根の構造を配慮してはいかがでしょうか。再生可能エネルギーを利用しやすい思いやりと助け合いのルールです。南側の日照を享受しつつ、北側は隣家に日照が届く屋根の形です。「酒田屋根」という独特の様式は新しい景観を生み出し、地域ブランドになるかも知れません。建坪率を下げますが、税制を優遇するなど、ソフトな支援が将来に結果を残します。都市計画のマスタープランの修正も可能とします。これも一つの省エネルギー高効率化の事案です。屋根の上に太陽光発電あるいは太陽熱利用設備を設置する義務が、多くの都市で採用されています。酒田もそうする時期はまもなく到来します。公益と私権の調整で空間の活用を円	いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	③

		滑にする工夫の一つです。		
23		<p>(提案) コミュニティキッチン (ト一屋閉店の訃報に接して)</p> <p>来年1月ト一屋住吉町店が閉店とのびっくりニュース。中町店はとっくに閉店、千石町店も閉店した今、住吉町だけは残っていたのに残念です。今年千日町へ移住してきた方は、歩いて行けるト一屋住吉町店の存在を定住地の理由にしていました。賢い選択だと思います。お店には昔の中町店のお客様も見えます。何より毎日生き生きと活発なレジ対応は、ボケが改善する楽しい対応です。閉店したら地域はト一屋の難民で溢れます。車を持たない人が大勢います。設備の老朽化という理由ですが、省エネ機器、高効率空調機、冷蔵庫、キッチン設備など再生可能エネルギーの見本市ができる支援をお願いします。あるいは地域おこし協力隊を募集して、店舗再生事業をリードするなり、さまざまな支援が可能と思います。店を改修して、コミュニティスペースを併設しても良いでしょう。地域食堂の新しい形「コミュニティキッチン」です。安心して快適に住めるまちづくりの実践です。また「協働社会」みんなが協働して環境保全に取り組むまちづくりの拠点です。緊急社会実験を提案します。</p>	<p>いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	③
24	第4章 施策の展開 基本目標【協働社会】みんなが協働して環境保全に取り組むまち(P.67)	<p>(提案) 第三次酒田市環境基本計画に寄せて</p> <p>酒田大火から50年、酒田は2050カーボンニュートラルにむかって新しい歩みを始めます。地域計画の実現の成否は、郷土愛です。太陽建築という井山武司が主唱した環境負荷の小さい住空間はこのシンボルにふさわしく愛に満ちています。大火復興50年のエネルギーを今再燃してバトンを受け取り「酒田スタイル2050」として推進する機会です。地域の人はもちろん、移住や観光も含めた拡がりの協働を目指します。人が集まり、資本も集まる新しいまちづくり「酒田スタイル2050」です。通常各種計画にタイトルはつけますが、情念は希薄です。郷土愛、復興力、どれも再生可能エネルギーの源泉としての「情念」があり「人」がいます。</p>	<p>いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	③
25		<p>(提案) 環境学習の必須課題 「エネルギー保存の法則」これだけは必要です。</p>	<p>いただいたご意見は関係部署と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	③
26	全般	<p>「環境基本計画を酒田市民の皆さんに知ってもらうためにはどうすればよいか。」この視点で考え、酒田市環境衛生課のHPの案を作成してみました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後、ホームページ等の活用も含め、広報の方法について検討していきたいと考えます。</p>	④

1. 気候変動に関する状況

近年の酒田市における気象データと気候変動に影響を与える温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出量に関するデータとなります。

温室効果ガス排出量については、国内、山形県内、酒田市内、酒田市の事務事業の区分で取りまとめています。

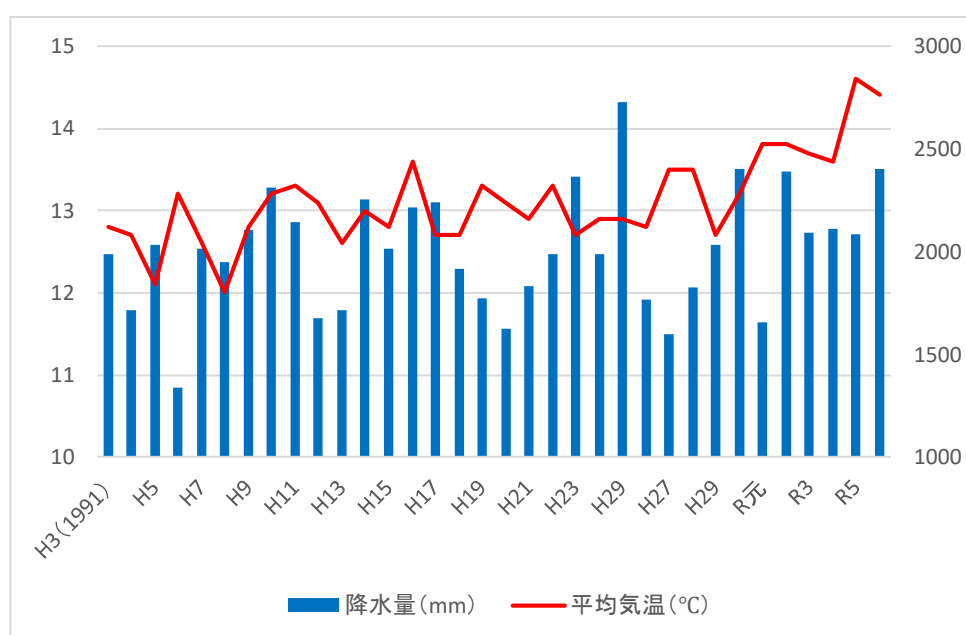
(1) 気温・降水量等の推移【酒田測候所】

年度	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)
H3 (1991)	12.8	1990.0	73	4.4	1510.0
H4	12.7	1715.0	73	4.3	1552.6
H5	12.1	2033.5	72	4.6	1347.4
H6	13.2	1340.0	72	4.3	1707.8
H7	12.6	2011.5	73	4.3	1353.9
H8	12.0	1947.0	72	4.3	1519.1
H9	12.8	2102.5	72	4.2	1496.6
H10	13.2	2311.5	74	4.3	1396.7
H11	13.3	2146.0	73	4.4	1541.6
H12	13.1	1674.5	71	4.5	1518.8
H13	12.6	1718.0	70	4.5	1561.9
H14	13.0	2253.5	74	4.3	1521.1
H15	12.8	2011.5	74	4.3	1430.2
H16	13.6	2217.0	72	4.5	1549.7
H17	12.7	2243.5	72	4.5	1475.5
H18	12.7	1914.5	73	4.3	1411.2
H19	13.3	1774.0	72	4.1	1579.6
H20	13.1	1624.5	71	4.1	1599.0
H21	12.9	1835.5	72	4.1	1525.0
H22	13.3	1987.5	73	4.1	1364.9
H23	12.7	2362.0	73	3.9	1495.4
H24	12.9	1988.5	73	4.4	1667.5
H29	12.9	2727.0	74	4.3	1444.6
H26	12.8	1770.5	72	4.4	1656.7
H27	13.5	1598.5	71	4.3	1719.4
H28	13.5	1826.5	71	4.2	1647.8
H29	12.7	2030.5	72	4.3	1528.7

H30	13.2	2400.5	71	4.2	1544.2
R元	13.8	1657.5	67	4.3	1777.3
R2 (2020)	13.8	2391.0	70	4.2	1546.0
R3	13.7	2093.0	69	4.3	1784.9
R4	13.6	2113.5	69	4.2	1657.0
R5	14.6	2088.0	68	4.0	1877.9
R6	14.4	2404.0	69	4.0	1636.4
平年値 (1991~2020)	13.0	1986.8	72	4.3	1538.8

□平均気温、年間降水量

(単位：℃、mm)



【2024（令和6）年の日本の天候の特徴】

年平均気温は全国的にかなり高く、特に東・西日本と沖縄・奄美で記録的な高温となった。

北日本日本海側と北日本太平洋側はかなりの多照、東日本日本海側、東日本太平洋側、沖縄・奄美はかなりの多雨となった。東・西日本と沖縄・奄美を中心に前線や台風等の影響を受けやすい時期があったため、年降水量は東日本日本海側、東日本太平洋側、沖縄・奄美でかなり多かった。

出典：2024年（令和6年）の天候のまとめ（速報）（気象庁）抜粋

(2) 国内の温室効果ガスの排出量（電気・熱配分後）

単位：百万 t-CO₂

年度	エネルギー 一転換	産業	運輸	業務 その他	家庭	工業 プロセス	廃棄物	その他	合計
H2 (1990)	96.6	505.1	208.4	131.3	126.2	65.2	21.2	6.4	1160.3
H3	95.4	498.3	220.4	135.2	128.4	66.5	21.4	6.2	1171.9
H4	94.1	490.2	227.1	139.9	134.6	66.5	22.4	5.8	1180.5
H5	94.3	477.5	230.5	144.0	134.7	65.2	22.3	5.6	1174.1
H6	94.0	495.1	240.2	158.7	142.9	66.9	24.7	5.4	1227.9
H7	92.5	491.5	249.2	163.7	145.2	67.2	25.7	5.6	1240.6
H8	92.8	495.6	255.8	161.7	147.6	67.8	26.4	5.7	1253.4
H9	94.9	485.5	257.3	166.2	143.2	65.3	27.6	5.5	1245.5
H10	87.7	455.3	255.1	173.7	141.5	59.2	28.0	5.1	1205.5
H11	91.2	466.2	259.4	184.0	148.7	59.6	28.1	5.2	1242.3
H12	90.3	478.9	258.8	190.4	152.0	60.1	28.8	5.2	1264.4
H13	87.8	466.7	262.8	190.4	149.6	58.9	28.8	4.7	1249.7
H14	94.3	475.2	259.6	200.6	159.3	56.5	29.0	4.5	1279.0
H15	95.7	477.1	256.0	207.5	161.0	55.9	29.7	4.3	1287.3
H16	96.1	472.5	249.8	213.6	161.4	55.9	29.0	4.1	1282.5
H17	99.0	469.9	244.4	221.8	165.4	57.0	28.1	4.0	1289.7
H18	98.2	463.5	241.5	218.3	157.2	57.3	26.7	4.0	1266.6
H19	104.1	474.7	239.4	227.4	168.9	56.5	27.1	4.0	1302.0
H20	100.1	430.6	231.7	220.9	163.7	52.1	28.8	3.5	1231.4
H21	98.9	404.5	228.0	196.3	159.6	46.7	25.6	3.2	1162.8
H22	99.9	432.2	228.8	200.1	176.0	47.8	25.7	3.1	1213.5
H23	101.7	447.9	225.2	224.8	188.4	47.5	25.0	3.0	1263.5
H24	104.7	458.9	227.0	228.6	208.1	47.7	26.4	3.0	1304.4
H25	103.6	463.3	224.2	234.8	209.5	49.4	26.3	3.0	1314.2
H26	97.7	445.7	218.9	225.1	197.8	48.9	25.5	2.9	1262.5
H27	94.2	430.8	217.4	216.8	186.5	47.6	26.1	2.7	1222.2
H28	98.2	420.2	215.4	211.7	180.7	47.2	26.1	2.7	1202.1
H29	92.3	412.4	213.3	206.8	184.7	47.9	26.6	2.6	1186.5
H30	90.0	403.8	210.2	199.7	160.3	47.2	27.0	2.4	1140.6
R 元	86.5	388.7	205.9	190.3	157.3	45.6	27.6	2.3	1104.1
R2	79.6	356.9	183.4	180.2	167.9	42.6	26.3	2.3	1039.2
R3	82.1	374.0	184.8	185.7	160.4	44.1	27.1	2.2	1060.3
R4	81.8	353.5	191.5	176.1	158.1	41.1	27.3	2.1	1031.5
R5	79.6	339.5	190.1	165.1	147.3	38.6	26.4	2.1	988.7

□国内温室効果ガス（CO₂）の部門別排出量（電気・熱配分後）の推移



出典：2023年度（令和5年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について（環境省）

【2023（令和5）年度の状況】

国内の温室効果ガス排出量は998.7百万t-CO₂、基準年度（2013（平成25）年度）比325.5百万t-CO₂、24.8%の減少となっています。部門別に見ると、産業部門は基準年度比123.8百万t-CO₂、26.7%の減少、運輸部門は34.1百万t-CO₂、15.2%の減少、業務その他部門は69.7百万t-CO₂、29.7%の減少、家庭部門は62.2百万t-CO₂、29.7%の減少となっています。

エネルギー起源CO₂排出量は全ての部門で前年度（2022年度）から減少しています。

「電気・熱配分」とは

直接排出量は、製油所、発電所等における石油製品製造や発電に伴う排出量を「エネルギー転換部門」からの排出として計算したものです。一方で、間接排出量とは、その排出量を最終需要部門の消費量に応じて配分して計算したものです。

日本の部門別CO₂排出量については、「総合エネルギー統計」に準じて、化石燃料の燃焼によるCO₂排出量を部門（あるいはさらにその細分類）ごとに示しています。

【電気・熱配分前排出量】と【電気・熱配分後排出量】の二通りの値があり、両者の違いは、発電や熱の生産のための化石燃料の燃焼による排出量を、どの部門に配分するか、という点にあります。

【電気・熱配分後排出量】は、発電や熱の生産に伴う排出量を、電力や熱の消費量に応じて各部門に配分した後の値です。

出典：デコ活サイト よくある質問（全国地球温暖化防止活動センター）

(3) 山形県内の温室効果ガスの排出量

単位：千 t-CO₂

部門		H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30
二酸化炭素	エネルギー転換部門	279	256	271	272	269	273
	産業部門	2,661	2,578	2,386	2,494	2,459	2,433
	民生家庭部門	2,022	1,950	1,852	1,798	1,848	1,758
	民生業務部門	1,654	1,599	1,512	1,515	1,496	1,464
	運輸部門	2,258	2,296	2,208	2,188	2,176	2,163
	廃棄物部門	219	230	276	271	268	275
	二酸化炭素合計	9,094	8,909	8,505	8,538	8,516	8,366
他6ガス		1,013	1,019	1,013	1,082	1,106	1,102
合計		10,108	9,929	9,518	9,619	9,623	9,468
部門		R元	R2	R3	R4	H25比	
二酸化炭素	エネルギー転換部門	276	244	280	241	-13.7%	
	産業部門	2,338	2,289	2,356	2,082	-21.8%	
	民生家庭部門	1,787	1,570	1,621	1,484	-26.6%	
	民生業務部門	1,452	1,317	1,396	1,295	-21.7%	
	運輸部門	2,077	1,877	1,848	1,860	-17.6%	
	廃棄物部門	291	289	281	284	29.6%	
	二酸化炭素合計	8,222	7,587	7,782	7,246	-20.3%	
他6ガス		1,195	1,250	1,260	1,223		
合計		9,418	8,835	9,042	8,469	-16.2%	

出典：山形県

※1 端数処理の都合上、各数字と合計値が一致しない場合がある。

※2 エネルギー転換部門（電気事業、ガス事業）、産業部門（製造業、鉱業・建設業、農林水産業）、民生家庭部門（住宅）、民生業務部門（商業施設、官公庁など）、運輸部門（自動車、鉄道、船舶、航空）、廃棄物部門（一般廃棄物、産業廃棄物）、他6ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）

※3 三フッ化窒素は、山形県地球温暖化対策実行計画の中間見直し（H29年3月）に合わせ、温室効果ガスの対象に追加

【2022（令和4）年度の状況】

山形県内の温室効果ガス排出量は8,469千t-CO₂、基準年度（2013（平成25）年度）比1,639千t-CO₂、16.2%の減少となっています。主な減少要因としては、産業・民生部門においては電力消費量の減少及び電力の排出係数の改善（前年度比-3.8%）、運輸部門においては次世代自動車保有割合の増加（基準年度比+17.8%）等が挙げられます。

温室効果ガス全体の排出量は減少傾向で推移しており、2022（令和4）年度は前年度と比較して減少しています。

なお、県内の2022（令和4）年度における二酸化炭素排出量の内訳は、製造業24.1%、自動車25.1%、家庭20.5%、業務17.9%となっており、4部門で全体の約9割を占めています。

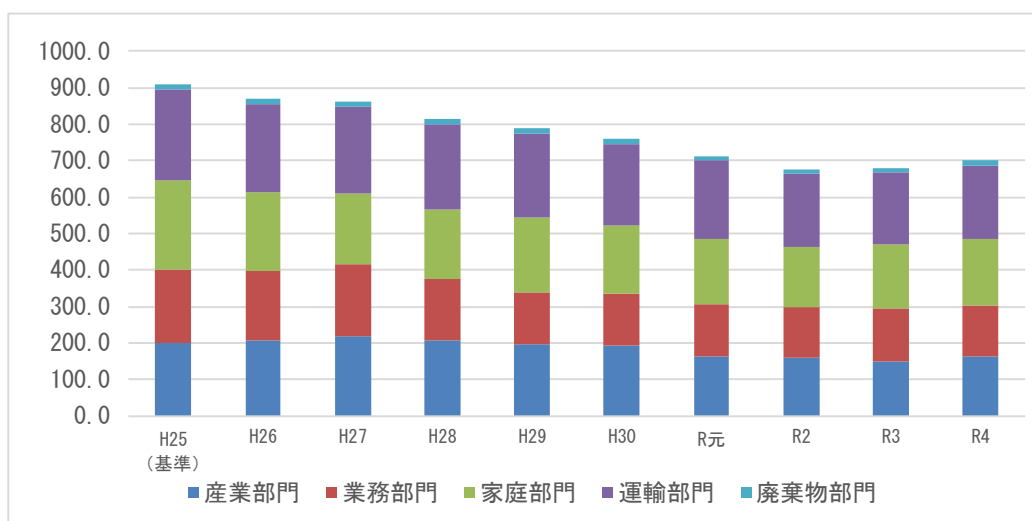
(4) 酒田市内の温室効果ガスの排出量

単位：千 t-CO₂

	H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30
産業部門	200.2	207.2	219.4	207.3	194.8	190.6
業務部門	200.6	191.2	195.7	166.6	143.9	145.4
家庭部門	246.6	215.6	193.7	192.7	204.7	184.3
運輸部門	248.1	241.1	237.5	233.9	231.2	225.6
廃棄物部門	15.4	14.4	14.9	12.6	15.0	12.5
合計	910.8	869.5	861.2	813.2	789.5	758.4
	R元	R2	R3	R4	H25比	
産業部門	163.4	159.9	147.2	163.3	-18.4%	
業務部門	142.5	138.6	145.8	139.3	-30.6%	
家庭部門	177.6	166.1	176.7	183.3	-25.7%	
運輸部門	218.6	198.6	197.4	199.8	-19.5%	
廃棄物部門	10.6	10.7	10.5	15.5	0.6%	
合計	712.7	673.9	677.6	701.2	-23.0%	

□酒田市内の温室効果ガスの排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)



【2022 (令和4) 年度の状況】

酒田市内の温室効果ガス排出量は 701.2 千 t-CO₂、基準年度 (2013 (平成 25) 年度) 比 209.5 千 t-CO₂、23.0%の減少となっています。

温室効果ガス全体の排出量は減少傾向で推移していますが、2022 (令和4) 年度は前年度と比較して増加しています。

(5) 酒田市役所の温室効果ガスの排出量

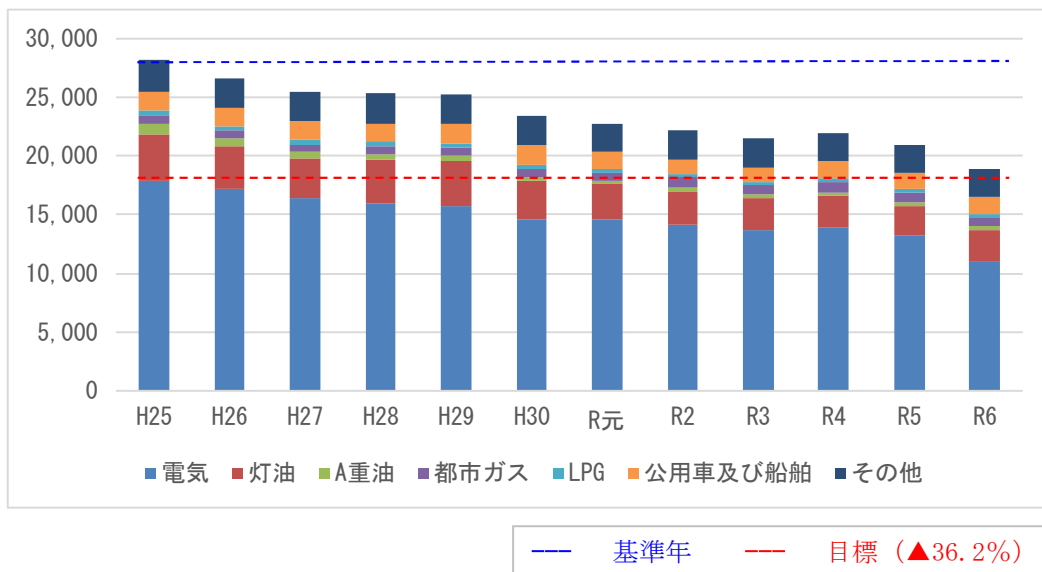
①市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況

単位：t-CO₂

算定事項	H25 (基準)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H25比 [%]
電気	17,859.0	16,412.5	15,973.5	15,694.7	14,609.3	14,538.7	14,138.0	13,659.1	13,913.0	13,238.7	10,946.2	-38.7
灯油	3,935.6	3,352.0	3,655.0	3,823.6	3,312.6	3,079.6	2,844.6	2,746.9	2,712.0	2,496.9	2,722.6	-30.8
A重油 (船舶除く)	971.2	567.7	502.0	458.0	313.0	266.1	322.9	278.4	262.2	297.5	392.6	-59.6
都市ガス	644.5	641.8	701.9	730.6	680.8	709.8	866.1	815.3	856.0	796.4	662.4	2.8
LPG	397.3	359.9	402.4	384.4	335.9	305.3	259.9	305.6	312.5	362.6	337.9	-15.0
公用車 及び船舶	1,664.0	1,584.5	1,553.8	1,605.0	1,643.3	1,497.5	1,229.7	1,232.6	1,460.0	1,407.8	1,402.3	-15.7
その他	2,669.7	2,500.1	2,528.7	2,514.7	2,488.4	2,380.4	2,480.4	2,443.5	2,386.6	2,358.4	2,407.2	-9.8
総排出量	28,141.3	25,418.5	25,317.2	25,232.3	23,387.9	22,778.9	22,144.3	21,481.5	21,902.3	20,958.1	18,871.2	-32.9

□温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)



【2024（令和6）年度の状況】

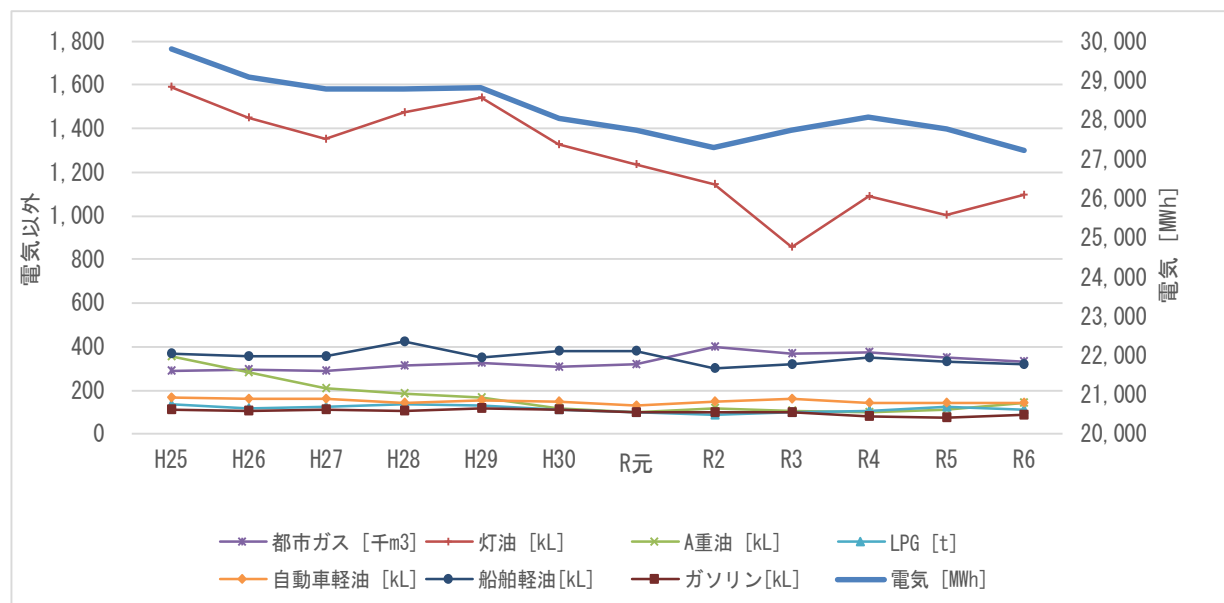
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は 18,871.2t-CO₂、基準年度（2013（平成 25）年度）比 9,270.1t-CO₂、32.9%の減少となっています。

発生源別では、電気の使用に伴うものが全体の約 58.0%を占め、次いで灯油、公用車及び船舶の燃料の順になっています。

②酒田市役所の燃料等使用量

	H25 (基準)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H25 比[%]
電気 [MWh]	29,815	28,784	28,793	28,806	28,041	27,739	27,279	27,734	28,055	27,754	27,229	-8.7
灯油 [kL]	1,591	1,352	1,474	1,544	1,330	1,237	1,142	857	1,089	1,003	1,094	-31.2
A重油 [kL]	358	209	185	169	115	98	119	103	97	110	145	-59.5
都市ガス [千m ³]	289	288	315	328	305	318	397	366	373	347	334	15.6
LPG [t]	134	121	135	128	112	101	86	99	104	121	113	-15.7
軽油 [kL]	168	159	140	156	147	132	146	161	141	142	144	-14.3
船舶軽 油[kL]	367	354	424	348	380	380	299	320	348	334	322	-12.3
ガソリン [kL]	112	113	106	116	110	102	102	97	80	76	85	-24.1
水道使用量 [千m ³]	303	276	263	249	275	240	202	232	161	216	212	-30.0

□燃料等使用量の推移



【2024（令和6）年度の状況】

市の燃料等使用量については、平成25年度比、A重油 213kL、59.5%、灯油 497kL、31.2%、ガソリン 27kL、24.1%の減少となっており、都市ガス使用量を除く項目で減少しています。

2. 資源循環に関する状況

ごみの処理量の推移や資源物の回収状況、ごみ減量化の取組、不法投棄、し尿及び浄化槽汚泥の処理、海洋漂着ごみに関するデータとなります。

下表のごみの分別区分、排出方法によりデータを取りまとめています。

○ごみの分別の区分

可燃ごみ	厨芥類、繊維類（古布等）、木・竹類、プラスチック・ビニール類、ゴム・革類、飲料用びんの金属性キャップ（H19.2～回収）
不燃ごみ	資源物・・・びん・缶類、金属類 ペットボトル・・・ペットボトル（飲料・しょう油） 埋立物・・・ガラス・陶器類、灰・砂類
粗大ごみ	家電製品（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及びパソコンを除く）、家具類、自転車、ふとん等
紙類資源	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙製容器（紙パック）、雑紙
廃食用油	廃食用油（H19.7～回収）
使用済小型家電	使用済小型家電・指定回収品目（H28.1～イベント回収）
自己処理物	適正処理困難物（タイヤ・消火器等）

○ごみの排出方法

家庭系ごみ	可燃ごみ、資源物、ペットボトル、埋立物（指定ごみ袋） 粗大ごみ（本人立会い・外へ搬出） 紙類資源（ひもで縛る） 廃食用油（2ℓまでのペットボトルか食用油が入っていた容器） 使用済小型家電（指定なし）
事業系ごみ	事業者自らの搬入または許可業者によって、指定された処理施設に搬入 排出の形態は家庭系ごみに準ずる

○家庭系ごみの収集・処理方法

収集方法	集積所（ごみステーション）方式で、指定された日の午前8時までに集積所に出されたごみを市の委託事業者が収集する。（可燃ごみ、資源物、ペットボトル、埋立物が対象）	
処理方法 （持ち込み先）	ごみ処理施設（広栄町）	可燃ごみ、粗大ごみ
	リサイクルセンター（北沢）	資源物、ペットボトル、埋立物
	資源ステーション（市内各所）	紙類資源（八幡：びん、缶回収）

(1) ごみ処理量の推移

①排出別ごみ処理量の推移

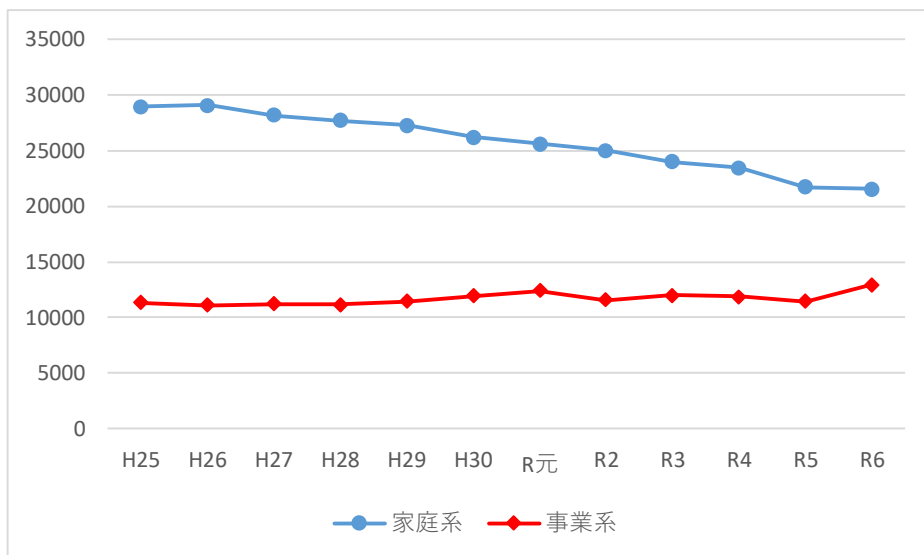
単位：t

年度	家庭系		事業系		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	28,935	-628	11,346	273	40,281	-355
H26	29,069	134	11,096	-250	40,165	-116
H27	28,167	-902	11,196	100	39,363	-802
H28	27,675	-492	11,134	-62	38,810	-553
H29	27,264	-411	11,466	332	38,730	-80
H30	26,194	-1,070	11,909	443	38,103	-627
R元	25,583	-611	12,426	517	38,009	-94
R2	25,009	-574	11,587	-839	36,596	-1,413
R3	23,990	-1,019	12,000	413	35,991	-605
R4	23,437	-553	11,861	-139	35,297	-694
R5	21,749	-1,688	11,443	-418	33,191	-2,106
R6	21,512	-237	12,956	1,513	34,468	1,277

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

□排出別ごみ処理量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

家庭系ごみ排出量については21,512 t、前年度比237 t、1.1%の減少となっている一方、事業系ごみ排出量については12,956 t、前年度比1,513 t、13.2%の増加となっています。

事業系ごみ排出量が増加した要因としては、令和6年7月25日からの大雨災害に伴い災害廃棄物が大量に発生したことなどが推測されます。

②種類別ごみ処理量の推移

単位：t

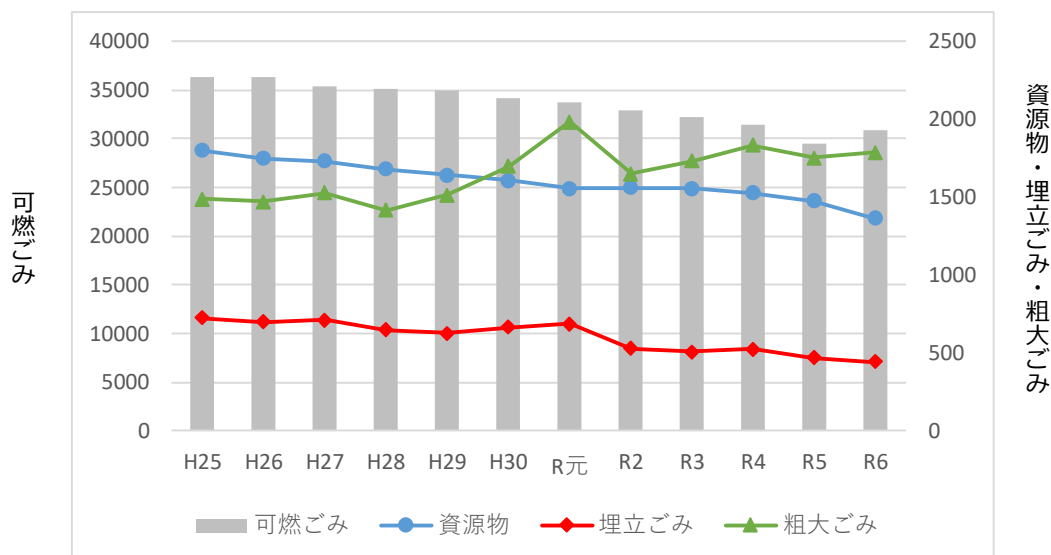
年度	可燃ごみ		資源物		埋立ごみ		粗大ごみ		水銀ごみ		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	36,272	-477	1,798	-14	725	-18	1,486	153	—	—	40,281	-355
H26	36,249	-23	1,748	-50	697	-28	1,471	-15	—	—	40,165	-116
H27	35,395	-854	1,732	-16	713	16	1,524	53	—	—	39,363	-802
H28	35,064	-331	1,681	-51	647	-66	1,417	-107	—	—	38,810	-553
H29	34,952	-112	1,641	-40	626	-21	1,511	94	—	—	38,730	-80
H30	34,134	-818	1,608	-33	666	40	1,695	184	—	—	38,103	-627
R元	33,786	-348	1,556	-52	684	18	1,982	287	—	—	38,009	-94
R2	32,841	-945	1,558	2	528	-156	1,648	-334	21	—	36,596	-1,413
R3	32,166	-675	1,556	-2	507	-21	1,732	84	29	8	35,991	-605
R4	31,382	-784	1,527	-29	525	18	1,832	100	31	2	35,297	-694
R5	29,465	-1,917	1,474	-53	470	-55	1,751	-81	30	-1	33,191	-2,106
R6	30,844	1,378	1,365	-109	445	-25	1,785	34	29	-1	34,468	1,277

※1 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

※2 令和2年度より水銀使用廃製品の分別回収を開始。

□種類別ごみ処理量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

可燃ごみは30,844t、前年度比1,378t、4.6%、粗大ごみは1,785t、前年度比34t、1.9%の増加となっています。資源物、埋立ごみ、水銀ごみについては前年度比で減少となっています。

③ 1人1日当たりの排出量

単位：g

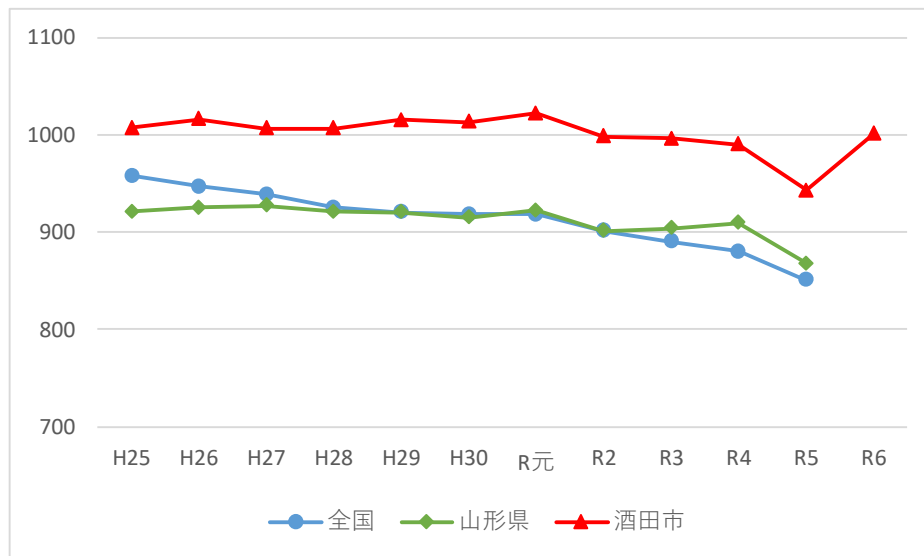
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	958	947	939	925	920	918	918	901	890	880	851	—
山形県	921	925	927	921	920	915	922	901	904	909	868	—
酒田市	1,007	1,016	1,006	1,015	1,015	1,013	1,022	998	996	990	943	1,001

※1 1人1日当たりの排出量=総ごみ量÷酒田市人口（9月末）÷年間日数（365日または366日）

※2 全国、山形県の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の「1人1日当たりの排出量（合計）」による。

□ 1人1日当たりのごみ排出量の推移（全国、山形県、酒田市）

（単位：g）



（参考） 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

単位：g

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	678	668	660	646	641	638	639	649	636	620	592	—
山形県	658	658	655	649	645	641	649	645	642	646	608	—
酒田市①	838	844	655	818	814	794	782	771	753	744	704	—
酒田市②	723	735	720	717	714	696	688	682	664	657	618	625

※1 全国、山形県、酒田市①の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の「1人1日当たりの排出量（生活系ごみ）」による。

※2 酒田市②の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量=各家庭から出る家庭系ごみ量÷酒田市人口（9月末）÷年間日数（365日または366日）

【2024（令和6）年度の状況】

近年横ばい傾向になっていますが、全国及び県平均よりは依然として多い状況が続いています。

なお、2023（令和5）年度は減少しましたが、2024（令和6）年度は、7月25日からの大規模な大雨災害に伴う災害廃棄物（事業系ごみ扱い）が発生したため増加となっています。

④リサイクル率

単位：％

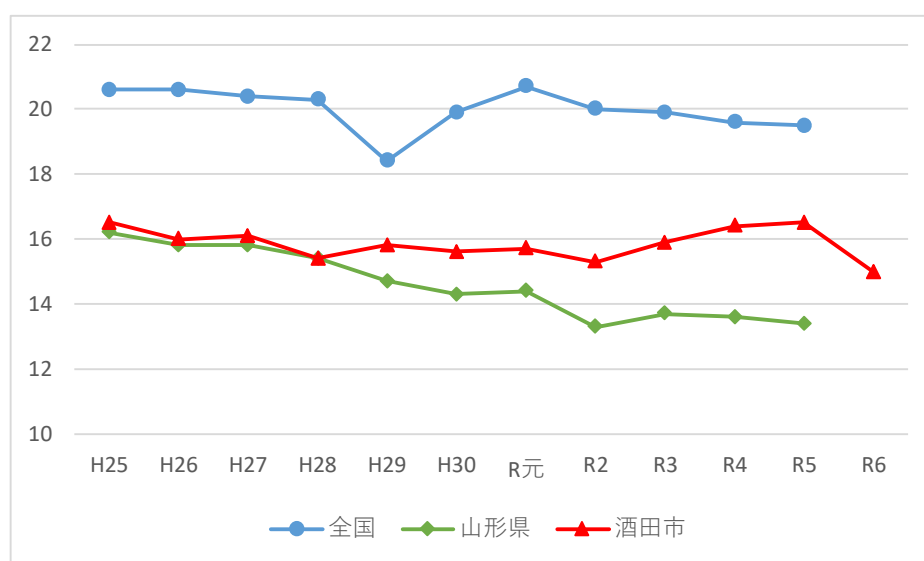
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全国	20.6	20.6	20.4	20.3	18.4	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	—
山形県	16.2	15.8	15.8	15.4	14.7	14.3	14.4	13.3	13.7	13.6	13.4	—
酒田市	16.5	16.0	16.1	15.4	15.8	15.6	15.7	15.6	15.9	16.4	16.5	15.0

※1 全国、山形県の数値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」による。

※2 酒田市のリサイクル率＝（総資源化量：直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（総ごみ量＋集団回収量）

□リサイクル率の推移（全国、山形県、酒田市）

（単位：％）



【2024（令和6）年度の状況】

2017（平成29）年度以降、山形県の値よりは高いリサイクル率となっていますが、全国値には及ばない状況が続いています。

⑤ごみ処理費用

単位：千円、人、円

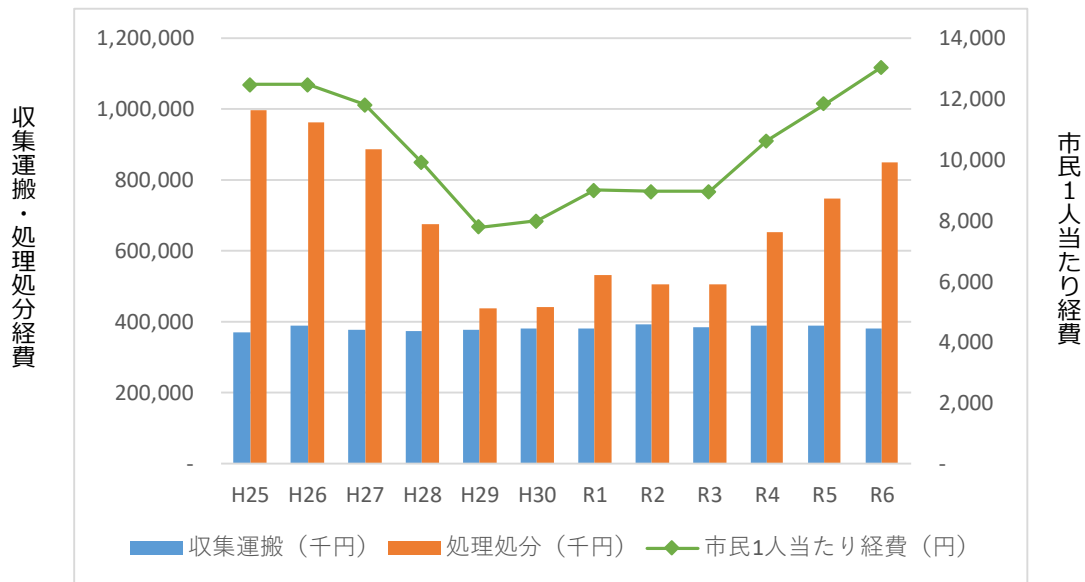
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬(千円)	370,813	389,531	375,546	371,359	375,522	379,867	381,979	393,865	383,033	386,870	389,275	379,562
処理処分(千円)	996,268	961,657	886,469	63,668	437,012	442,268	532,433	505,660	503,510	651,091	748,765	850,123
計	1,367,081	1,351,188	1,262,015	1,045,027	812,534	822,135	914,412	899,525	886,543	1,037,961	1,138,040	1,229,685
人口(人)	109,593	108,335	106,939	105,708	104,577	103,056	101,627	100,433	99,022	97,697	96,137	94,336
市民1人当たり 経費(円)	12,474	12,472	11,801	9,886	7,770	7,978	8,998	8,956	8,953	10,624	11,838	13,035

※1 収集運搬は、酒田市の「一般廃棄物処理実態調査」による。

※2 処分経量は、酒田地区広域行政組合の決算に伴う分賦金精算額による。

□ごみ処理費用の推移

(単位：千円、人、円)



【2024（令和6）年度の状況】

ごみの処理には、市民一人当たり年間 10,000 円程度の経費が掛かっています。

(2) 資源回収量の推移

①資源回収量の推移

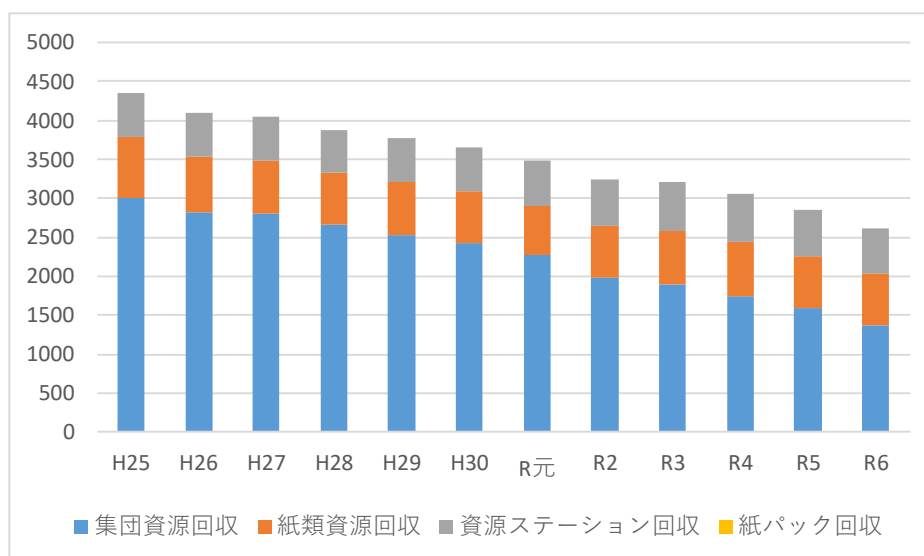
単位：t

年度	集団資源回収	紙類資源回収	資源ステーション回収	紙パック回収	実績	比較
H25	3,013	776	566	—	4,355	-49
H26	2,819	706	564	—	4,089	-266
H27	2,797	687	564	—	4,048	-41
H28	2,656	665	547	—	3,868	-180
H29	2,521	686	570	—	3,777	-91
H30	2,418	669	558	—	3,645	-132
R元	2,266	629	582	—	3,477	-168
R2	1,976	663	597	—	3,236	-241
R3	1,892	694	622	—	3,208	-28
R4	1,745	691	625	—	3,061	-147
R5	1,584	675	587	—	2,846	-215
R6	1,369	660	585	—	2,614	-232

※「④店頭回収の状況」は除く。

□資源回収量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

資源回収量は2,614t、前年度比232t、8.2%の減少となっています。全体として、近年減少傾向にあります。

②施設回収量の推移

単位：t

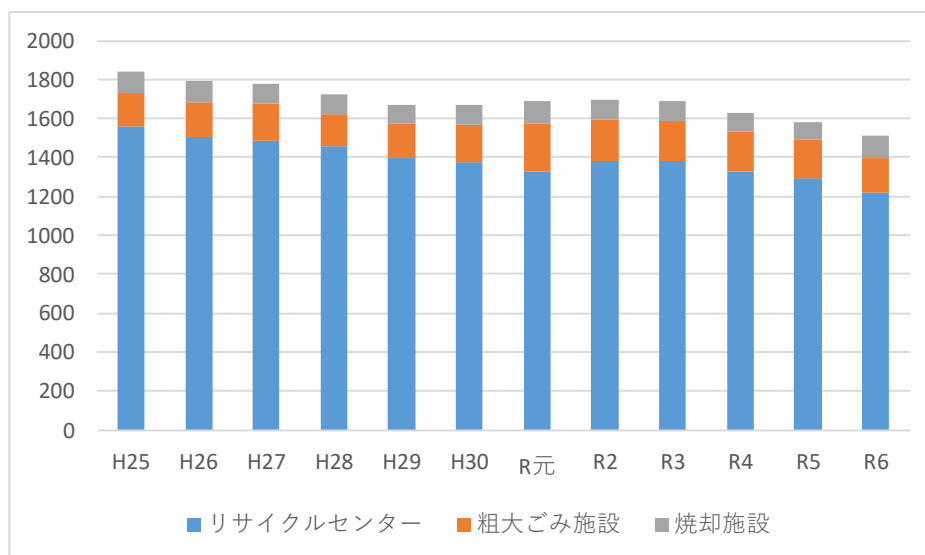
年度	リサイクルセンター				粗大ごみ 施設	焼却施設	合計	
	ビン缶類	ペットボトル	水銀ごみ	小計			実績	比較
H25	1,303	254	—	1,557	175	106	1,838	-11
H26	1,246	258	—	1,504	178	111	1,793	-45
H27	1,226	258	—	1,484	191	104	1,779	-14
H28	1,193	263	—	1,456	167	99	1,722	-57
H29	1,143	254	—	1,397	177	98	1,672	-50
H30	1,097	276	—	1,373	195	103	1,671	-1
R元	1,054	277	—	1,331	242	115	1,688	17
R2	1,072	291	18	1,381	213	104	1,698	10
R3	1,035	318	28	1,381	209	101	1,691	-7
R4	986	312	28	1,326	210	89	1,625	-66
R5	948	315	30	1,293	197	93	1,583	-42
R6	882	308	29	1,219	176	114	1,509	-74

※1 酒田地区広域行政組合全体の数値を構成市町の搬入量で按分したもの。

※2 令和2年度より水銀使用廃製品の分別回収を開始。

□施設別回収量の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

ごみ処理施設における回収量は1,509t、前年度比74t、4.7%の減少となっています。全体として、近年減少傾向にあります。

③溶融スラグの再生利用

単位：t

年度	酒田地区広域行政組合					酒田市	
	繰越量	発生量	合計	資源化量	残量	実績	比較
H25	45	1,439	1,484	1,409	75	1,101	-14
H26	75	1,510	1,585	1,453	132	1,135	34
H27	132	1,480	1,612	1,499	163	1,133	-2
H28	163	1,436	1,599	1,207	392	939	-194
H29	392	1,462	1,854	1,300	554	1,006	67
H30	554	1,388	1,942	1,231	711	954	-52
R元	711	1,450	2,161	1,466	695	1,128	174
R2	696	1,393	2,089	1,426	663	1,101	27
R3	176	1,470	1,646	1,500	146	1,162	61
R4	139	1,392	1,531	874	657	674	-488
R5	625	1,363	1,988	1,274	714	981	307
R6	678	1,480	2,158	1,080	1,078	832	-149

【2024（令和6）年度の状況】

酒田地区広域行政組合全体の発生量は1,480tとなっています。なお、可燃ごみと粗大ごみの搬入量の合計で按分した酒田市分の数量は、832tとなっています。

「溶融スラグ」とは

酒田地区広域行政組合のごみ処理施設焼却炉から排出される。ごみ焼却灰などを高温で溶融・冷却し得られるガラス状の固形物で道路の下層路盤材、インターロッキングブロックの材料として、再資源化し利用されています。

④店頭回収の状況

単位：kg

年度	紙パック	白色トレイ	古紙	アルミ・スチール缶	ペットボトル	合計	比較
H25	29,195	33,320				62,515	487
H26	30,057	28,426				58,483	-4,032
H27	23,981	21,285				45,266	-13,217
H28	22,317	22,397				44,714	-552
H29	23,086	25,268				48,354	3,640
H30	23,161	28,838				51,999	3,645
R元	23,738	27,886				51,624	-375
R2	24,474	31,159				55,633	4,009
R3	23,974	31,184				55,158	-475
R4	20,624	27,820	359,904	23,106	20,510	451,964	
R5	22,231	25,685	295,712	18,664	28,051	390,343	-61,621
R6	21,870	22,843	479,843	14,521	29,866	568,943	178,600

※令和4年度より古紙、アルミ・スチール缶、ペットボトルの回収量を追加

※本調査は、市内の主なスーパーマーケットにおける回収量を対象としている。

⑤廃食用油の回収状況

単位：日、ℓ

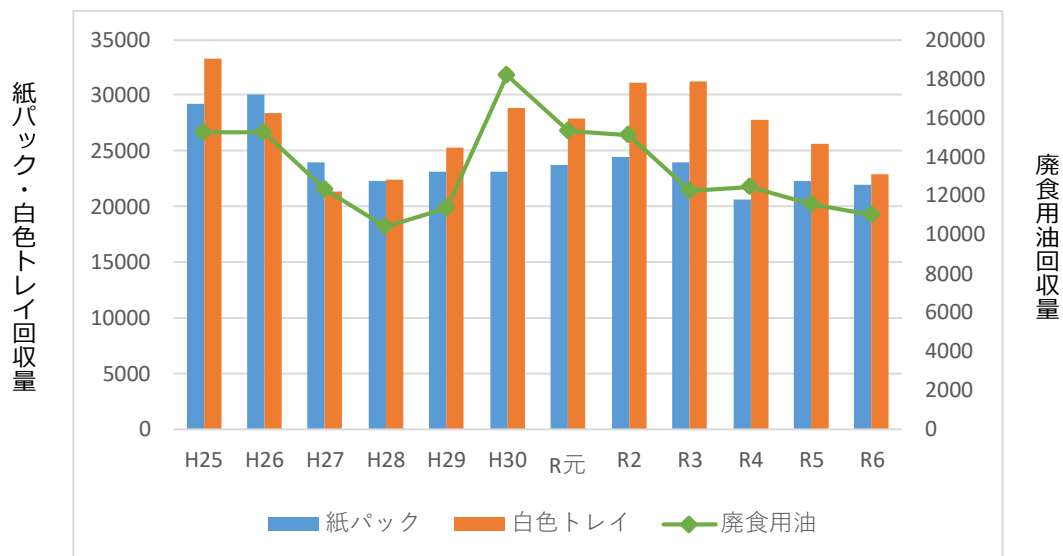
年度	回収日数	回収量	1日当たり回収量	回収量比較
H25	207	15,245	73.6	—
H26	207	15,246	73.6	1
H27	208	12,271	59.0	-2,975
H28	207	10,396	50.2	-1,875
H29	206	11,355	55.1	959
H30	206	18,180	88.3	6,825
R元	208	15,300	73.6	-2,880
R2	206	15,120	73.4	-180
R3	208	12,240	58.8	-2,880
R4	207	12,420	60.0	180
R5	206	11,520	55.9	-900
R6	207	10,980	53.0	-540

【2024（令和6）年度の状況】

2018（平成30）年4月より回収した廃食用油については、事業者へ売却し、動物用飼料として再利用されています。

□店頭回収 (紙パック・白色トレイ)、廃食用油の回収の推移

(単位：kg、ℓ)



(3) ごみ減量化の取組

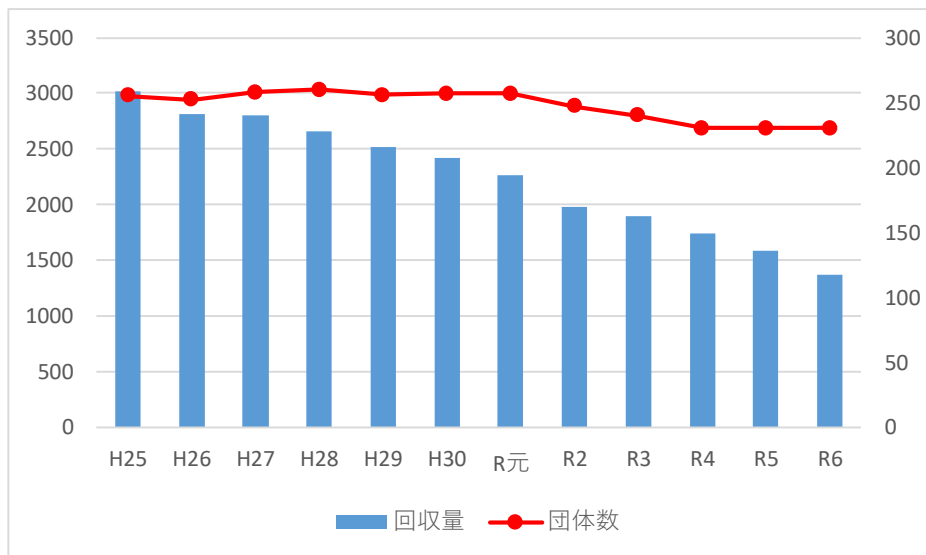
① 集団資源回収状況

単位：t

年度	新聞紙	段ボール	雑誌	紙バック	ペットボトル	ビン類	金属類	合計		団体数	報償金 (千円)
								実績	比較		
H25	1,518	801	550	17	14	57	56	3,013	-19	255	12,054
H26	1,450	742	502	16	12	47	50	2,819	-194	252	11,267
H27	1,396	781	497	16	13	46	48	2,797	-22	258	11,186
H28	1,309	756	476	15	15	41	44	2,656	-141	260	10,625
H29	1,229	717	467	14	15	39	40	2,521	-135	256	10,086
H30	1,169	709	444	14	9	37	36	2,418	-103	252	9,673
R元	1,037	701	442	15	7	29	35	2,266	-151	257	9,070
R2	862	643	398	15	5	19	34	1,976	-290	247	7,902
R3	849	631	348	14	3	14	33	1,892	-84	240	7,566
R4	763	625	299	14	2	11	31	1,745	-147	230	6,979
R5	666	597	268	13	2	9	29	1,584	-167	230	6,335
R6	539	536	255	9	2	5	23	1,369	-215	230	5,508

□ 集団資源回収量と団体数の推移

(単位：t)



【2024（令和6）年度の状況】

集団資源回収量は1,369t、前年度比215t、13.6%の減少となっています。近年回収量は減少傾向が続いています。

②資源ステーション回収状況

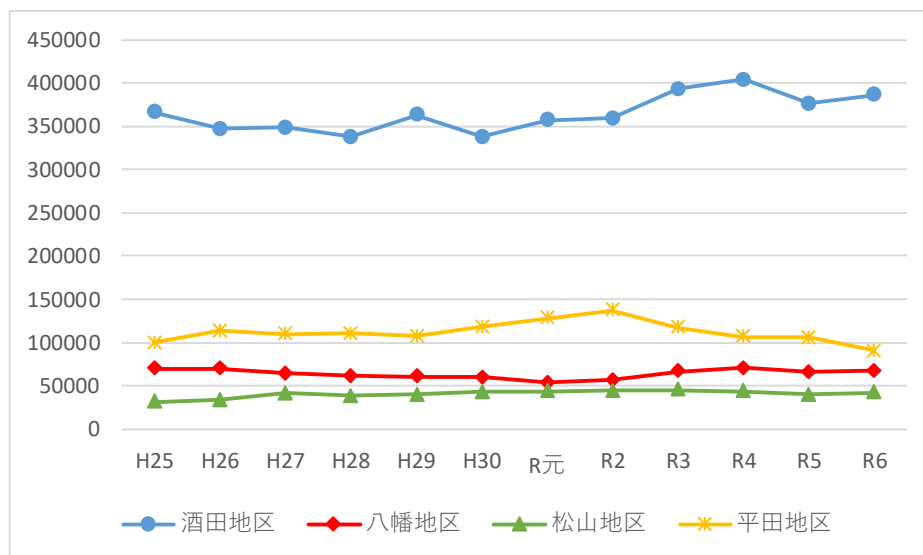
i) 地区別回収量

単位：kg

年度	酒田地区		八幡地区		松山地区		平田地区		合計	
	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較	実績	比較
H25	365,835	6,238	69,424	3,558	31,422	2,045	99,480	-15,080	566,161	-3,239
H26	346,759	-19,076	70,081	657	33,544	2,122	113,410	13,930	563,794	-2,367
H27	348,343	1,584	64,228	-5,835	40,983	7,439	110,000	-3,410	563,554	-240
H28	337,503	-10,840	61,393	-2,835	38,187	-2,796	110,130	130	547,213	-16,341
H29	362,900	25,397	60,332	-1,061	39,739	1,552	107,070	-3,060	570,041	22,828
H30	337,649	25,251	59,829	-503	42,516	2,777	118,410	11,340	558,404	-11,637
R元	356,881	19,232	53,477	-6,352	43,472	956	128,020	9,610	581,850	23,446
R2	359,238	2,357	56,320	2,843	44,205	733	137,420	9,400	597,183	15,333
R3	392,550	33,312	66,902	10,582	45,415	1,210	117,190	-20,230	622,057	24,874
R4	403,853	11,303	70,693	3,791	43,920	-1,495	106,280	-10,910	624,746	2,689
R5	376,164	-27,689	66,257	-4,436	39,450	-4,470	105,510	-770	587,381	-37,365
R6	385,550	9,386	67,441	1,184	41,840	2,390	90,310	-15,200	585,141	-1,970

□資源ステーションの地区別回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

資源ステーションでの回収量は 585,141 kg、前年度比 1,970 kg、0.4%の減少となっています。

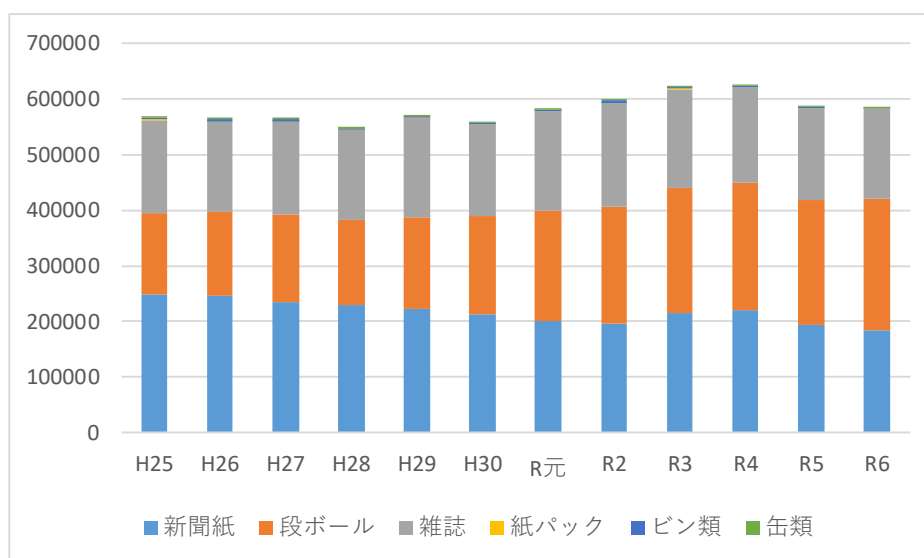
なお、資源ステーションは、酒田地区 5 か所、八幡地区 1 か所、松山地区 1 か所、平田地区 2 か所に設置されています。

ii) 品目別回収量

年度	紙類 (kg)					ビン類				缶類 (アルミ) (kg)	合計 (kg)
	新聞紙	段ボール	雑誌	紙パ ック	計	一升瓶	ビール 瓶	計 (本)	計 (kg)		
H25	249,040	145,017	168,492	314	562,863	1,982	1,616	3,598	2,691	607	566,161
H26	245,191	151,014	163,655	178	560,038	2,045	2,009	4,054	2,947	808	563,793
H27	233,526	157,557	168,507	236	559,826	2,120	1,788	3,908	2,908	820	563,554
H28	229,130	154,179	160,339	97	543,745	2,187	1,393	3,580	2,774	694	547,213
H29	223,510	162,647	180,252	136	566,585	2,209	1,281	3,490	2,739	717	570,041
H30	213,708	176,490	164,260	195	554,653	2,439	1,777	4,216	3,206	546	558,405
R元	200,793	198,256	179,112	79	578,240	2,402	1,263	3,665	2,913	696	581,849
R2	195,207	212,315	185,615	135	593,272	2,793	1,394	4,187	3,350	561	597,183
R3	215,904	224,677	177,025	191	617,797	2,969	1,101	4,070	3,371	888	622,056
R4	219,850	230,588	169,737	187	620,362	3,115	760	3,875	3,339	1,045	624,746
R5	194,112	223,792	164,392	211	582,507	2,598	940	3,538	2,938	1,936	587,381
R6	184,740	234,810	163,068	96	582,714	1,302	395	1,697	1,434	993	585,141

□資源ステーションの品目別回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

紙類は前年度比 207kg、0.04%の増加、ビン類は前年度比 1,504kg、51.2%の減少、缶類（アルミ）は前年度比 943kg、48.7%の減少となっています。

③紙類資源回収状況

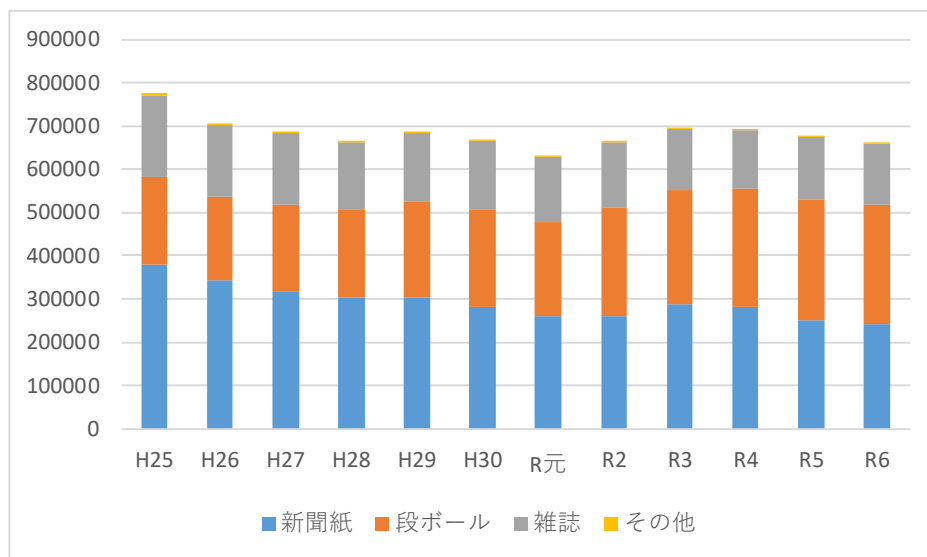
単位：kg

年度	新聞紙	段ボール	雑誌	その他	合計	比較
H25	380,740	202,445	186,985	5,418	775,588	-17,948
H26	342,228	193,109	167,362	3,180	705,879	-69,709
H27	317,985	198,428	167,012	3,789	687,214	-18,665
H28	301,765	204,819	155,535	2,996	665,115	-22,099
H29	303,509	219,149	160,255	2,678	685,656	20,541
H30	282,098	222,253	161,669	2,494	668,514	17,142
R元	258,980	219,350	149,397	1,047	628,774	-39,740
R2	261,511	249,329	151,207	1,008	663,055	34,281
R3	288,365	262,036	142,860	1,018	694,279	31,224
R4	281,059	273,995	135,255	1,044	691,353	-2,926
R5	250,292	280,379	143,460	1,204	675,335	-16,018
R6	240,675	276,984	140,900	1,433	659,992	-15,243

※松山地区は、平成18年度から回収を行っている。

□紙類資源回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

紙類資源回収量は659,992 kg、前年度比15,243 kg、2.3%の減少となっています。

④使用済小型家電・古着回収状況

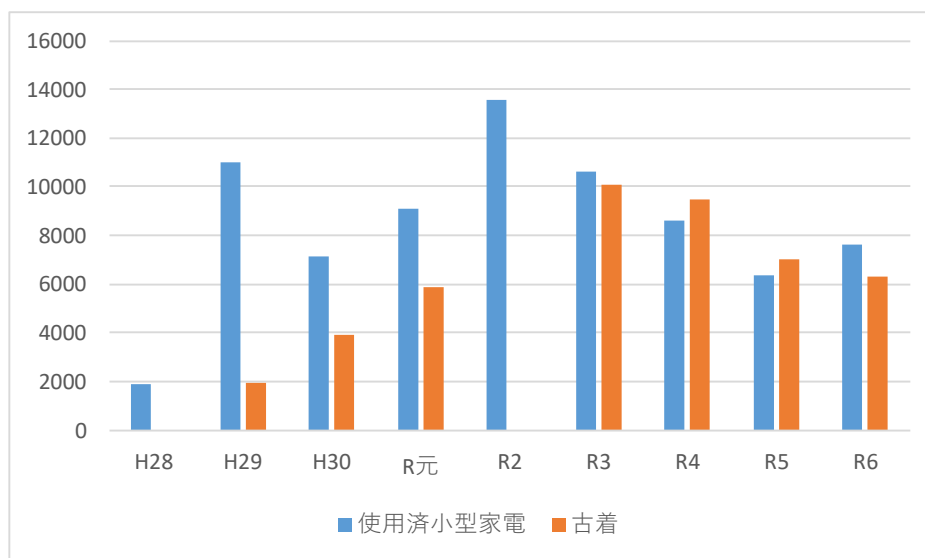
単位：kg

年度	使用済小型家電		古着	
	実績	比較	実績	比較
H28	1,892			
H29	10,992	9,100	1,950	
H30	7,133	-3,859	3,910	1,960
R元	9,091	1,958	5,870	1,960
R2	13,589	4,498	—	—
R3	10,617	-2,972	10,060	4,190
R4	8,608	-2,009	9,460	-600
R5	6,356	-2,252	7,050	-2,410
R6	7,620	1,264	6,300	-750

※令和2年度の古着回収は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施していない。

□使用済小型家電・古着回収量の推移

(単位：kg)



【2024（令和6）年度の状況】

使用済小型家電は7,620 kg、前年度比1,264 kg、19.9%の増加となっており、古着は6,300 kg、前年度比750 kg、10.6%の減少となっています。

(4) 不法投棄の状況

①不法投棄の件数

単位：件

年度	家電 5品目	パソコン	自転車	タイヤ	その他	合計	比較
H25	50	2	11	15	52	130	22
H26	35	1	12	16	37	101	-29
H27	31	3	13	7	19	73	-28
H28	12	0	5	11	29	57	-16
H29	12	0	7	9	22	50	-7
H30	9	0	0	11	16	36	-14
R元	12	0	4	14	57	87	51
R2	14	0	2	6	51	73	-14
R3	12	0	4	11	47	74	1
R4	11	0	2	10	38	61	-13
R5	16	0	6	17	66	105	44
R6	12	0	4	20	65	101	-4

②不法投棄されたごみの数

単位：台、本

年度	家電5品目		パソコン		自転車	タイヤ
	台数	比較	台数	比較		
H25	105	14	2	-4	14	88
H26	84	-21	1	-1	21	78
H27	44	-40	3	2	15	108
H28	20	-24	0	-3	5	40
H29	21	1	0	0	8	37
H30	20	-1	0	0	0	34
R元	22	2	0	0	4	35
R2	23	1	0	0	2	22
R3	9	-14	0	0	4	11
R4	11	2	0	0	2	17
R5	16	5	0	0	6	17
R6	12	-4	0	0	4	20

【2024（令和6）年度の状況】

通報件数は前年度比4件の減少となり、家電5品目が前年度比4台の減少となっています。

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

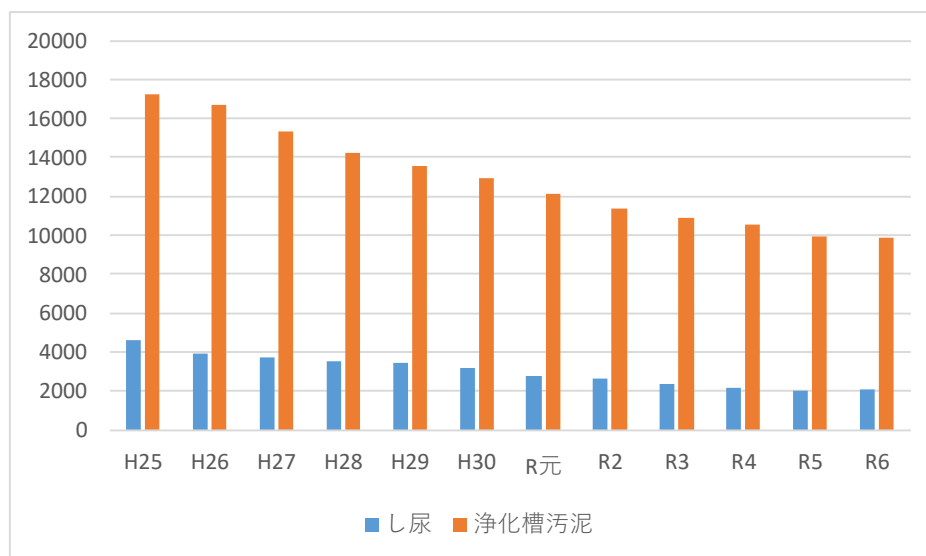
①し尿及び浄化槽汚泥の処理量

単位：k1

年度	し尿		浄化槽汚泥	
	実績	比較	実績	比較
H25	4,612	-126	17,254	-982
H26	3,961	-651	16,659	-595
H27	3,719	-242	15,318	-1,341
H28	3,500	-219	14,237	-1,081
H29	3,452	-48	13,552	-685
H30	3,216	-236	12,958	-594
R元	2,767	-449	12,129	-829
R2	2,648	-119	11,395	-734
R3	2,386	-262	10,879	-516
R4	2,197	-190	10,577	-302
R5	2,053	-144	9,935	-642
R6	2,068	15	9,871	-64

□し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：k1)



【2024（令和6）年度の状況】

し尿及び浄化槽汚泥処理量とも減少傾向にあります。

し尿については2,068k1、前年度比15k1、0.7%の増加となっています。

浄化槽汚泥については9,871k1、前年度比64k1、0.6%の減少となっています。

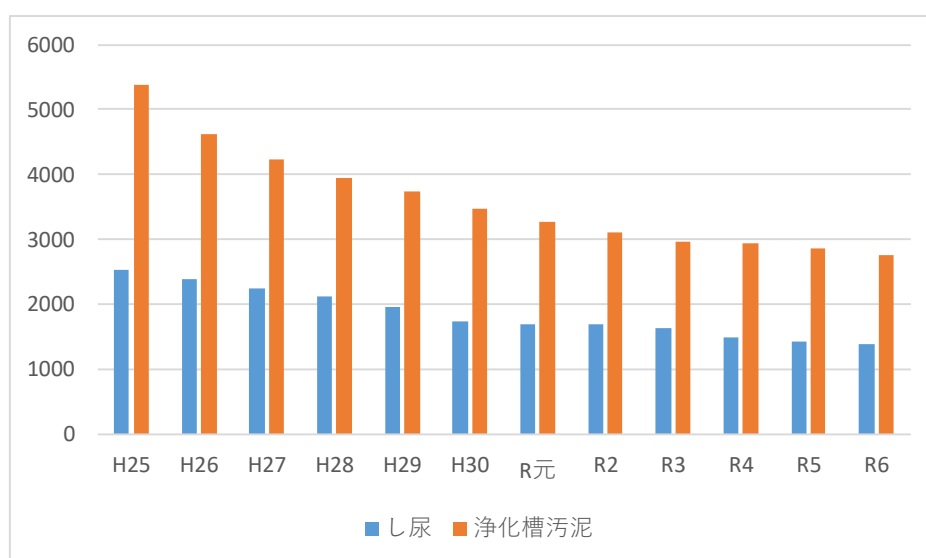
②し尿及び浄化槽汚泥世帯数

単位：世帯

年度	し尿		浄化槽汚泥	
	実績	比較	実績	比較
H25	2,541	-101	5,377	-589
H26	2,396	-145	4,610	-767
H27	2,235	-161	4,226	-384
H28	2,112	-123	3,948	-278
H29	1,958	-154	3,739	-209
H30	1,741	-217	3,463	-276
R元	1,701	-40	3,268	-276
R2	1,683	-18	3,108	-160
R3	1,636	-47	2,969	-139
R4	1,491	-145	2,933	-36
R5	1,420	-71	2,850	-83
R6	1,386	-102	2,759	-91

□し尿及び浄化槽処理世帯数の推移

(単位：世帯)



【2024（令和6）年度の状況】

し尿及び浄化槽汚泥処理世帯数とも減少傾向にあります。

し尿処理世帯数については1,386世帯、前年度比102世帯、6.9%の減少となっています。

浄化槽処理世帯数については2,759世帯、前年度比91世帯、3.2%の減少となっています。

(6) 海岸漂着ごみに係るボランティア清掃の状況

単位：回、団体、人、t

年度	実施延べ回数	参加団体数	参加者数	回収量
H25	18	21	—	7.2
H26	25	18	3,658	11.1
H27	35	23	3,285	10.3
H28	47	31	4,315	19.2
H29	39	29	3,305	14.0
H30	42	31	3,690	15.0
R元	36	23	3,168	12.9
R2	20	15	1,053	5.0
R3	26	22	1,837	7.2
R4	31	24	2,476	11.6
R5	32	26	1,833	11.2
R6	28	23	1,985	8.6

【2024（令和6）年度の状況】

23 団体（1,985 人）により延べ 28 回のボランティア清掃が庄内海岸などで行われ、8.6t もの海岸漂着ごみが回収されています。

3. 自然環境に関する状況

(1) 酒田市の生き物（魚類等生息状況調査）

新井田川本線、小牧川で実施された魚類等生息調査の内容、市域の土地利用の状況に関するデータとなります。

魚類等生息調査は平成 17 年～平成 26 年に実施されたものです。小牧川は平成 17 年～平成 23 年、平成 26 年実施に実施されたものです。

①新井田川本線魚類等生息調査結果（調査期間：H17 年～H26 年）

		年度	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H26 年
		調査回数	1 回	1 回	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
魚 類	コイ科	オイカワ	●				●			●
		ウグイ	●	●	●					●
		ウケクチウグイ						●		
		マルタウグイ					●	●		
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●	●	●	●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ	●	●					●	
		ギンブナ		●				●	●	
		フナ類			●	●	●	●		●
	ドジョウ科	ドジョウ						●	●	
	ナマズ科	ナマズ		●		●	●	●		
	ボラ科	ボラ	●	●	●	●		●		●
		メナダ	●	●	●		●	●	●	●
	スズキ科	スズキ			●	●	●	●		●
	ハゼ科	アシシロハゼ						●		
		ヌマチチブ					●	●		●
		ハゼ	●	●	●	●	●	●		●
		シマウキゴリ							●	●
		スミウキゴリ								●
アシシロハゼ									●	
甲 殻 類	イワガニ科	モクズガニ		●		●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ								●
計			7	10	8	8	11	15	9	15

【調査概要】

新井田川水系は、新井田川、幸福川、寺田川、境川、平田川、豊川の 6 河川から構成されています。流路延長は、約 35 キロメートルで、ほぼ落差の無い緩やかな流れになっています。

生息種としては、「フナ類」「コイ」「ナマズ」などが、従来から確認されていますが、平成 26

年度の調査では「スミウキゴリ」「ヌマエビ」が新たに確認されています。

②小牧川魚類等生息調査結果（調査期間：H17年～H23年、H26年）

		年度	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H26年	
		調査回数	5	9	8	6	7	6	6	6	
魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメアンモシーテス幼生	●	●	●	●		●	●		
		スナヤツメ南方系アンモシーテス幼生				●				●	
	アユ科	アユ		●		●	●	●	●	●	
	サケ科	サケ									●
		サクラマス		●	●						
	コイ科	オイカワ		●		●	●	●	●	●	●
		ウグイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		ウケクチウグイ				●					
		アブラハヤ		●			●				
		タモロコ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		モツゴ		●	●	●	●	●	●		
		ビワヒガイ	●	●	●			●			●
		カマツカ				●	●		●	●	●
		ニゴイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		コイ		●			●	●	●	●	●
		ゲンゴロウブナ		●		●					
		ギンブナ	●	●	●	●	●	●	●	●	
		フナ類									●
		タイリクバラタナゴ	●	●	●	●	●	●	●		
	ヤリタナゴ					●					
	ドジョウ科	ドジョウ		●	●	●	●	●	●	●	●
		シマドジョウ					●				
	ナマズ科	ナマズ	●	●	●	●	●	●	●		
	ギギ科	ギギ		●	●		●	●			
	メダカ科	メダカ			●	●		●			
	ボラ科	ボラ	●		●		●				
		メナダ		●	●	●	●	●	●		
	スズキ科	スズキ				●	●	●		●	
	サンフィッシュ科	オオクチバス						●		●	
		ブルーギル		●	●						

		年度	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H26年
魚類	ハゼ科	トウヨシノボリ			●	●	●	●		
		ヨシノボリ					●			
		ヌマチチブ					●	●	●	●
		ビリシゴ	●	●	●	●				
		シマウキゴリ		●	●	●	●	●	●	●
		スミウキゴリ				●				
		ハゼ	●	●	●	●	●	●	●	●
	アシシロハゼ			●	●					
	カジカ科	アユカケ					●	●		
	カレイ科	ヌマガレイ					●		●	●
ニシン科	コハダ			●						
甲殻類	イワガニ科	モクズガニ	●	●	●	●	●	●	●	●
	ヌマエビ科	ヌマエビ	●		●					
	テナガエビ科	スジエビ			●					
	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ			●					●
貝類	イシガイ科	マツカサガイ	●		●	●				
		ヨコハマシジラガイ				●		●	●	●
		ドブガイ	●	●	●	●	●	●	●	●
	タニシ科	マルタニシ	●	●	●	●	●	●	●	
	シジミ科	マシジミ	●	●	●	●	●	●	●	
	モノアラガイ科	モノアラガイ		●						
	カワニナ科	カワニナ	●	●	●	●	●	●	●	●
計			18	28	31	32	30	29	22	23

【調査概要】

小牧川は、流路延長約3キロメートルで、水深は浅く冬期間の水量低下が著しい河川です。河川のほぼ全域で両岸及び川底がコンクリートで護岸されており、両岸に堆積した砂泥や、護岸されていない一部の川底が魚類等の生息環境となっています。

酒田本港からの遡上や最上川からの流下によって、特殊な生態系となっており、「マシジミ」が生息していることから、湧水が存在しているほか、重要種である「スナヤツメ」「カワヤツメ」も確認されています。

(2) 土地利用状況

単位：km² (各年1月1日)

区分	H29	H30	R元	R2	R3
総面積	602.97	602.97	602.97	602.97	602.97
田	105.31	105.21	105.12	105.07	105.04
畑	21.52	21.43	21.39	21.25	21.22
宅地	28.80	29.51	29.58	29.56	29.63
山林	380.25	380.65	381.23	381.32	381.44
原野	17.21	16.74	16.11	16.11	15.99
雑種地	6.72	6.48	6.53	6.55	6.53
その他	43.16	42.95	43.01	43.11	43.12
区分	R4	R5	R6	R7	
総面積	602.98	602.98	602.98	602.98	100.00%
田	105.03	105.00	104.95	104.87	17.39%
畑	21.15	21.14	21.09	21.04	3.50%
宅地	29.72	29.98	30.03	30.05	4.98%
山林	381.40	380.95	380.92	380.72	63.14%
原野	15.95	15.50	15.50	15.34	2.54%
雑種地	6.55	6.56	6.59	6.99	1.16%
その他	43.18	43.85	43.90	43.97	7.29%

資料：酒田市

(参考) 公園の状況

単位：箇所、ha

	H30		R元		R2		R3	
	(H30.4.1)		(H31.4.1)		(R2.4.1)		(R3.4.1)	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
都市公園	143	176.4	143	176.4	143	176.3	143	176.3
酒田市公園	13	7.0	13	9.9	14	10.1	14	10.1
農村公園	34	5.2	34	5.2	34	5.2	34	5.2
農村広場	15	57.3	15	57.3	15	57.3	15	57.3
	R4		R5		R6		R7	
	(R4.4.1)		(R5.4.1)		(R6.4.1)		(R7.4.1)	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
都市公園	143	176.3	143	176.3	143	176.3	143	176.3
酒田市公園	14	10.1	14	10.1	14	10.1	14	10.1
農村公園	34	5.2	34	5.2	34	5.2	34	5.2
農村広場	15	57.3	15	57.3	15	57.3	15	57.3

資料：酒田市

(3) 鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）の利用状況

平成12年にオープンした鳥海イヌワシみらい館は、山形県と秋田県の県境に位置する鳥海山南麓にあり、環境省が設置した全国に8か所ある野生生物センターのひとつで、本州では唯一の施設です。市の鳥「イヌワシ」やクマタカをはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。

センターの有効な利活用を推進することを目的に環境省、山形県、酒田市が「猛禽類保護センター活用協議会」を設置し、施設の維持管理や利用者への展示解説を行うほか、自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。

開館から10周年を迎えた平成22年に愛称「鳥海イヌワシみらい館」とマスコットキャラクター「ワッシーくん」が公募により選ばれました。

□来館者数等の推移

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
観 察 会	117	143	138	218	204	152	137	29	74	66	148	90
学校教育 等支援※	730	459	627	459	433	651	512	134	215	97	235	167
総来館者	5,098	5,130	5,934	6,430	6,431	9,460	7,811	6,007	6,217	7,274	4,455	3,740

※保育園含む

(4) 傷病鳥獣救護の状況

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っており、救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多くありました。

野生鳥獣を救護した場合、ハクチョウなどの水鳥については、酒田飽海野鳥救護所[※]へ搬送します。それ以外の鳥獣については、県内にある別の救護所へ搬送する場合があります。救護所において自然復帰できるように処置を行い、回復してから自然へ帰すこととなります。

□保護の推移

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
保護件数	20	28	15	15	21	19	34	54	51	27	12	9
うち 白鳥	—	—	—	—	—	—	—	23	27	17	10	6

※高病原性インフルエンザの流行状況により、対応レベルが上昇した場合、野鳥救護所が一時的閉鎖されることがある。

4. 大気・水環境に関する状況

酒田市の大気環境や河川水質、海域水質の測定結果に関するデータとなります。

大気環境については測定物質ごとに、河川水質、海域水質については測定場所ごとに取りまとめています。

(1) 大気環境

○測定地点及び測定項目（令和7年3月31日現在）

測定局名	所在地	測定項目					
		二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	有害大気汚染物質
県測定局 酒田若浜局	若浜町 1-40 (山形県庄内総合支庁 酒田農業技術普及課敷地内)	○	○	○	○	○	○

○環境基準

物質	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	(長期的評価) 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、(短期的評価) 1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

○長期的評価の方法

物質	評価方法
二酸化窒素	1日平均値における年間98%値（年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値）を環境基準と比較して評価する。
二酸化硫黄	1日平均値における2%除外値（年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値）を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。
浮遊粒子状物質	
微小粒子状物質	長期基準に関する評価は、年間における1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

※大気汚染の評価方法は、物質によっては短期的評価と長期的評価の2つの方法がある。短期的評価は、測定を行った日または時間について環境基準と照らし合わせ、基準を達成しているかどうかで判断する。長期的評価については上記に示す。

①二酸化硫黄（SO₂） 年平均値の推移

二酸化硫黄は、主として重油、石炭等の化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼過程で酸化されることにより生成される硫黄酸化物の一種で、工場・事業場等が主な発生源です。また、二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。1961（昭和36）年頃より発生した「四日市ぜんそく」の原因物質の一つです。

単位：ppm

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.001	0.001	0.001	1時間値の 1日平均値 0.04以下
H26	0.001	0.001	0.001	
H27	0.001	0.001	0.001	
H28	0.001	0.001	0.001	
H29	0.001	0.001	0.001	
H30	0.001	0.001	0.001	
R元	0.001	0.001	0.001	
R2	0.001	0.001	0.001	
R3	-	-	0.001	
R4	-	-	0.001	
R5	-	-	0.001	
R6	-	-	0.001	

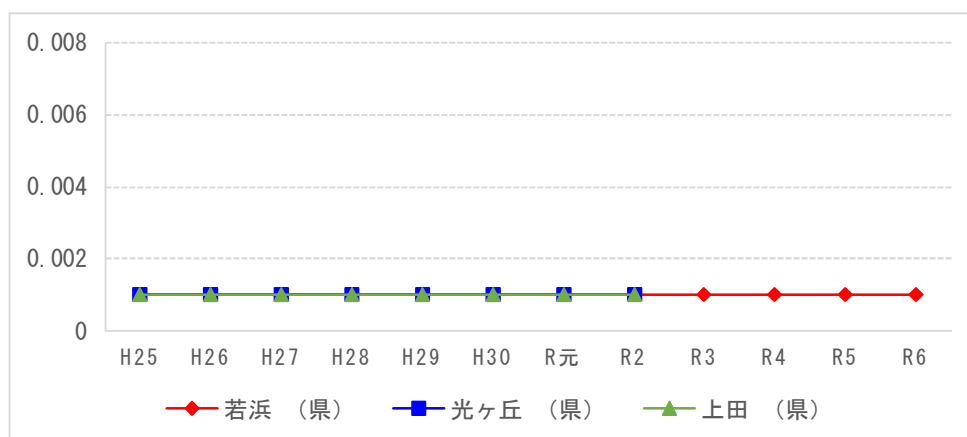
※1 光ヶ丘局及び上田局は令和2年度をもって廃止

資料：山形県

※2 測定値は1日平均値の年間2%除外値（年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外したもの）

□二酸化硫黄の年平均値の推移

（単位：ppm）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

②二酸化窒素（NO2） 年平均値の推移

二酸化窒素は、空気中の窒素及び燃料中の窒素分が、燃焼により酸化されてできるものであり、発生源としては、工場などの固定発生源の他、自動車等の移動発生源の占める割合も高くなっています。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患や「光化学スモッグ」の原因ともなります。

単位：ppm

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.010	0.004	0.010	1時間値の 1日平均値 0.06以下
H26	0.008	0.004	0.009	
H27	0.007	0.004	0.007	
H28	0.005	0.003	0.012	
H29	0.007	0.004	0.009	
H30	0.006	0.003	0.009	
R元	0.006	0.003	0.007	
R2	0.006	0.003	0.007	
R3	-	-	0.008	
R4	-	-	0.007	
R5	-	-	0.006	
R6	-	-	0.006	

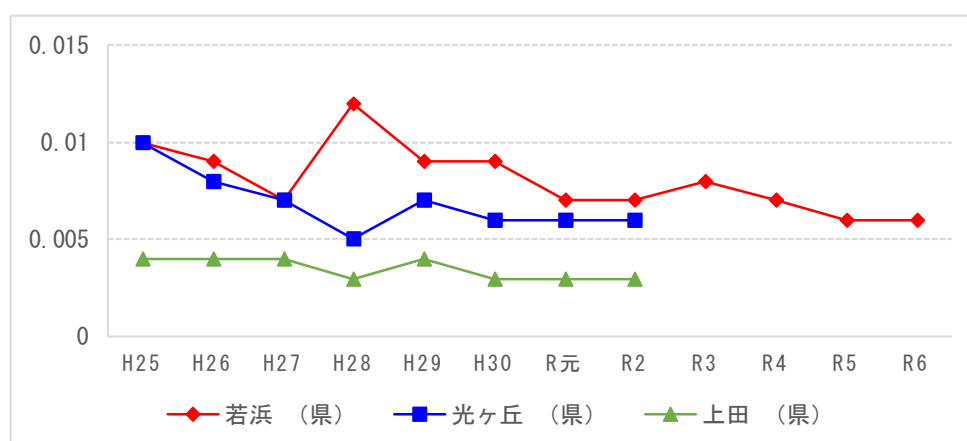
※1 光ヶ丘局及び上田局は令和2年度をもって廃止

資料：山形県

※2 測定値は1日平均値の年間98%値（年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの）

□二酸化窒素の年平均値の推移

（単位：ppm）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

③浮遊粒子状物質（SPM） 年平均値の推移

大気中を浮遊する粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんを浮遊粒子状物質といい、工場のボイラーや焼却炉が主な発生源です。なお、砂塵など自然由来のものも含まれ、環境基準が定められています。

単位： mg/m^3

年度	県測定局			環境基準
	光ヶ丘	上田	若浜	
H25	0.050	0.047	0.040	1時間値の 1日平均値 0.1以下
H26	0.043	0.041	0.042	
H27	0.041	0.038	0.038	
H28	0.032	0.027	0.030	
H29	0.034	0.030	0.031	
H30	0.037	0.032	0.037	
R元	0.034	0.026	0.023	
R2	0.031	0.027	0.029	
R3	-	-	0.019	
R4	-	-	0.020	
R5	-	-	0.028	
R6	-	-	0.028	

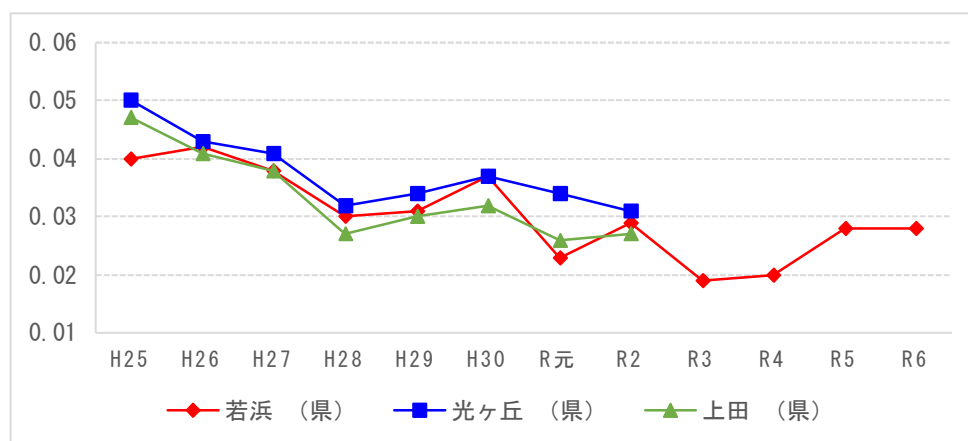
※1 光ヶ丘局及び上田局は令和2年度をもって廃止

資料：山形県

※2 測定値は1日平均値の年間2%除外値（年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外したもの）

□浮遊粒子状物質の年平均値の推移

（単位： mg/m^3 ）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

④光化学オキシダント（OX） 1時間値の最高値の推移

光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線を受けて光化学反応し、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称で、「光化学スモッグ」の原因とされています。

単位：ppm

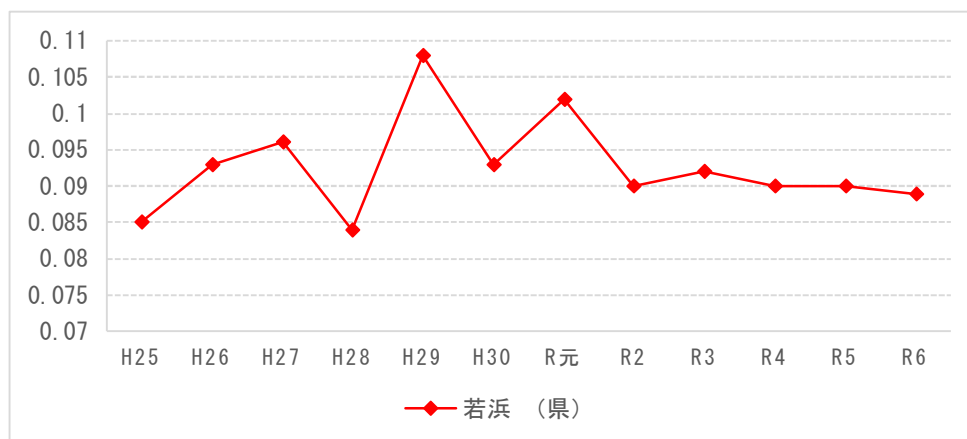
年度	県測定局（若浜）	環境基準
	昼間の1時間値の最高値	
H25	0.085	1時間値 0.06以下
H26	0.093	
H27	0.096	
H28	0.084	
H29	0.108	
H30	0.093	
R元	0.102	
R2	0.090	
R3	0.092	
R4	0.090	
R5	0.090	
R6	0.089	

※測定値は昼間（5時～20時の15時間）の1時間値の最高値

資料：山形県

□光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の推移

（単位：ppm）



【測定概要】

環境基準を達成できなかったものの、屋外活動自粛を促す注意報発令基準（0.12ppm）を下回っています。

⑤微小粒子状物質（PM2.5） 平均値の推移

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が2.5 μm以下のものをいい、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生させる施設が主な発生源で、黄砂や大陸からの越境汚染によるものもあります。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩等のほか、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。

単位：μg/m³

年度	県測定局（若浜）		環境基準
	1年平均値	1日平均値	
H25	9.4	34.5	長期基準：15以下 （1年平均値） かつ 短期基準：35以下 （1日平均値）
H26	10.5	31.7	
H27	9.3	27.0	
H28	8.0	19.1	
H29	6.6	21.2	
H30	6.6	25.8	
R元	6.2	17.6	
R2	6.8	17.7	
R3	5.7	16.0	
R4	8.2	18.8	
R5	8.2	20.4	
R6	7.8	20.2	

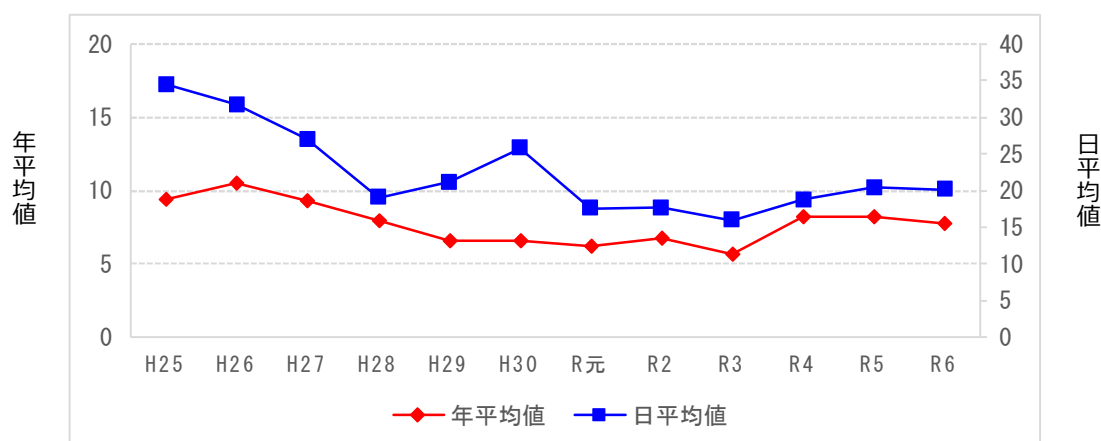
※1 平成24、25年度は光ヶ丘局で測定

資料：山形県

※2 測定値のうち「1日平均値」は1日平均値の年間98%値（年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの）

□微小粒子状物質の年平均値の推移

（単位：μg/m³）



【測定概要】

長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しており、年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

⑥酸性雨 平均値の推移

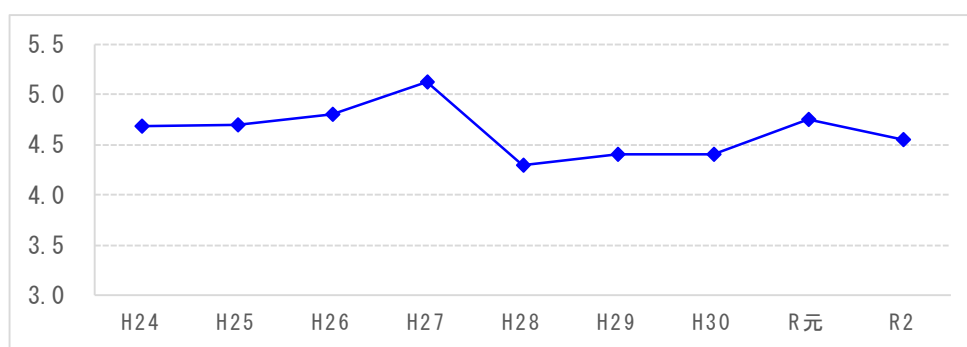
酸性雨とは、水素イオン濃度(pH)が5.6以下の雨をいい、石炭や石油などの燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物が原因といわれています。また、全国的に酸性化の傾向にあり国境を越える地球規模の環境問題となっています。そして酸性雨による影響としては、樹木の枯死、湖沼に住む魚に対する被害、文化財や建造物の損傷などの被害が指摘されています。

単位：pH

年度	測定地点 広栄町三丁目 133 番地 (旧管理棟敷地内)	
	最小値～最大値	平均値
H27	4.8～5.6	5.1
H28	4.0～4.6	4.3
H29	4.2～4.6	4.4
H30	4.1～4.6	4.4
R元	4.5～5.1	4.75
R2 (測定終了)	4.3～4.7	4.55

□pHの年平均値の推移

(単位：pH)



※平成26年度までは、山形県において若浜町で測定

【測定概要】

2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までの間、「やまがた酸性雨ネットワーク」による共同調査として、酸性雨の調査を行ってきました。（1987（昭和62）年度から平成26年度までは、山形県において、若浜局で雨水等の調査を実施）

「やまがた酸性雨ネットワーク」では、これまでの調査で県内の酸性雨の状況を十分に把握できた上、安定して改善傾向にあることから、2020（令和2）年度をもって測定を終了しています。

⑦酸性雪 平均値の推移

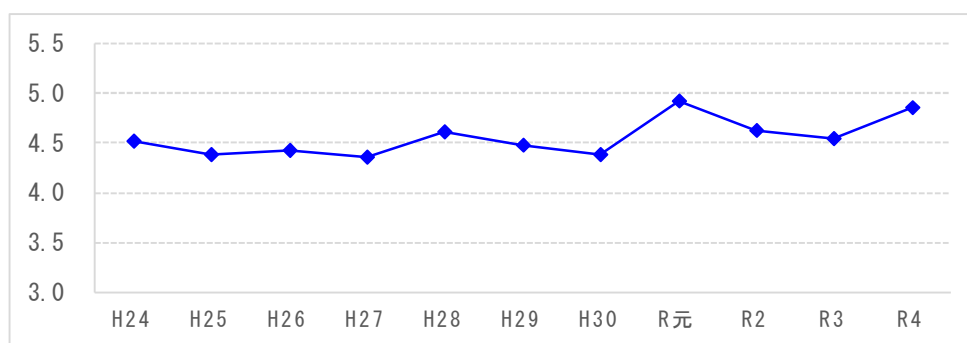
酸性雪とは、酸性雨と同様に、化石燃料などを燃やしたときに生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などによって雪が酸性化したものです。

単位：pH

測定地点 年度	広栄町三丁目 133 番地 (旧管理棟敷地内)	
	最小値～最大値	平均値
H25	4.3～4.9	4.39
H26	4.1～4.7	4.37
H27	4.1～4.5	4.29
H28	4.5～4.9	4.61
H29	4.4～4.5	4.48
H30	4.1～4.7	4.38
R元	4.8～5.2	4.93
R2	4.4～4.9	4.63
R3	3.9～4.8	4.54
R4 (測定終了)	4.4～5.1	4.85

□pH の年平均値の推移

(単位：pH)



【測定概要】

2021（平成13）年度から2022（令和4）年度までの間、東北都市環境問題対策協議会による共同調査として、酸性雪の調査を行ってきました。調査を開始した2021（平成13）年度以降、ほぼpH4.3から5.0の範囲で推移しており、依然として酸性化していることが認められます。

東北都市環境問題対策協議会では、これまでの調査で東北管内の酸性雪の状況を十分に把握できたことから、2022（令和4）年度をもって測定を終了しています。

⑧放射線量 測定値の推移

本市では、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、2011（平成23）年7月より、県と市が連携して空間放射線量率の測定を実施してきました。

単位：マイクロシーベルト/時間

年度	酒田市測定				県測定
	一條小	黒森小	浜田小	松山小	酒田東高校
	カウント	グランド	グランド	グランド	グランド
H23	0.04～0.08	0.04～0.08	0.05～0.08	0.03～0.07	0.03～0.06
H24	0.04～0.06	0.05～0.08	0.05～0.07	0.02～0.08	0.03～0.06
H25	0.03～0.06	0.05～0.07	0.04～0.06	0.03～0.06	0.03～0.06
H26	0.04～0.06	0.05～0.07	0.05～0.06	0.03～0.05	0.04～0.07
H27	0.04～0.06	0.04～0.07	-	0.03～0.06	0.05～0.06
H28	0.04～0.06	0.06～0.07	-	0.03～0.06	0.04～0.06
H29	-	-	-	-	0.05
H30	-	-	-	-	0.04～0.05
R元	-	-	-	-	0.05

※国際放射線防護委員会(ICRP)の一般住民の放射線被ばくの安全基準：年間1ミリシーベルト(=0.19マイクロシーベルト/時間)以下

【測定概要】

各地点での空間放射線量が健康に影響のない水準で維持されている状況を踏まえ、同計画が改正されたことに伴い、2019（令和元）年度をもって測定を終了しています。

(2) 河川水質

① 類型指定

水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、1971（昭和46）年5月25日に最上川及び京田川が指定されたことを始めとして下表のとおりとなっています。

また、環境基準達成のため1972（昭和47）年3月29日に、最上川及び京田川に山形県公害防止条例による上乗せ排水基準が適用され、1974（昭和49）年11月1日からは同条例の一部改正により赤川及び新井田川にも上乗せ基準が適用されました。

○ 河川の類型指定一覧

水域名	類型	達成期間	設定年月日
最上川	A	ロ	S46. 5. 25
	生物A	イ	H30. 3. 16
京田川	A	イ	H13. 4. 17
赤川	A	イ	S49. 4. 1
	生物A	イ	H29. 2. 17
新井田川	B	イ	H26. 3. 4
日向川	A	ロ	S49. 4. 1
	生物A	イ	H28. 3. 4
藤島川	A	イ	H13. 4. 17
荒瀬川	A	イ	H18. 3. 22
相沢川	A	イ	H19. 3. 30
豊川	A	イ	H31. 2. 22

《 類型の分類 》

- 「A」 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
- 「B」 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- 「生物A」 イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域である

《 達成期間の分類 》

- 「イ」 直ちに達成
- 「ロ」 5年以内で可及的すみやかに達成
- 「ハ」 5年を超える期間で可

②河川 BOD 平均値、75%値の推移

山形県では、公共用水域の測定計画に基づいて酒田市内 11 地点で調査を行っており、酒田市内ではこれを補完するものとして 1 地点で調査を行っています。

BOD とは、水中にどの程度の微生物が生息しているかを示すもので、河川の汚染の程度を示す指標の一つになっています。

単位：mg/l

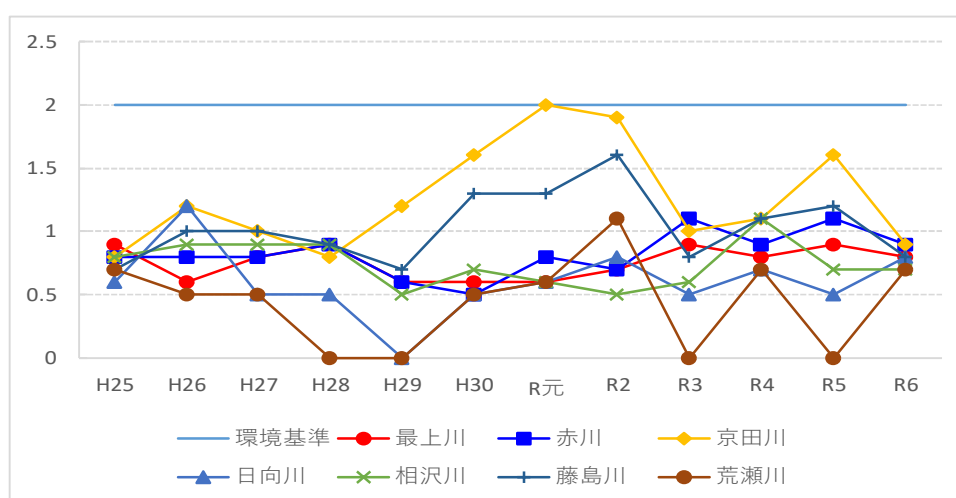
測定地点	最上川		赤川	京田川	京田川	新井田川	小牧川	豊川	日向川	相沢川	藤島川	荒瀬川
	両羽橋	砂越	新川橋	亀井橋	山田橋	浜田橋	中島橋	豊橋	日向橋	宝永橋	昭和橋	八幡橋
測定機関	国	国	国	県	市	県	県	県	県	県	県	県
H25	0.9	0.8	0.8	0.8	1.5	1.9	3.4	1.0	0.6	0.8	0.7	0.7
H26	0.6	0.6	0.8	1.2	1.3	1.6	2.9	0.8	1.2	0.9	1.0	0.5
H27	0.8	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	2.1	0.8	0.5	0.9	1.0	0.5
H28	0.9	1.0	0.9	0.8	1.9	1.3	1.7	0.9	0.5	0.9	0.9	<0.5
H29	0.6	0.7	0.6	1.2	1.1	1.4	1.6	1.0	<0.5	0.5	0.7	<0.5
H30	0.6	0.7	0.5	1.6	1.1	2.1	2.4	1.2	0.5	0.7	1.3	0.5
R元	0.6	0.7	0.8	2.0	1.7	2.7	2.1	0.9	0.6	0.6	1.3	0.6
R2	0.7	0.8	0.7	1.9	1.6	4.5	2.6	1.9	0.8	0.5	1.6	1.1
R3	0.9	0.9	1.1	1.0	1.2	1.7	1.5	0.7	0.5	0.6	0.8	<0.5
R4	0.8	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	1.4	1.2	0.7	1.1	1.1	0.7
R5	0.9	1.1	1.1	1.6	1.3	1.6	1.7	1.1	0.5	0.7	1.2	<0.5
R6	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.7	1.2	1.3	0.8	0.7	0.8	0.7
環境基準	A類型					B類型	類型指定なし	A類型				
	2 mg/l 以下					3 mg/l 以下		2 mg/l 以下				

※平成 25 年度までは平均値、平成 26 年度以降は 75%値の数値を記載

※■は環境基準地点

□環境基準地点（A類型）での BOD 平均値、75%値の推移

(単位：mg/l)



※測定値が「<0.5」の場合、「0」で表示

【測定概要】

いずれも環境基準を達成しており、75%値の推移は、年度間で差はあるものの、水質に大きな変化はなく推移しています。

○環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当河川
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	20 CFU/100ml 以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	300 CFU/100ml 以下	最上川、赤川 日向川、京田川 藤島川、荒瀬川 相沢川、豊川
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	100 CFU/100ml 以下	新井田川
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上		
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊物が 認められ ないこと	2mg/1 以上		

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

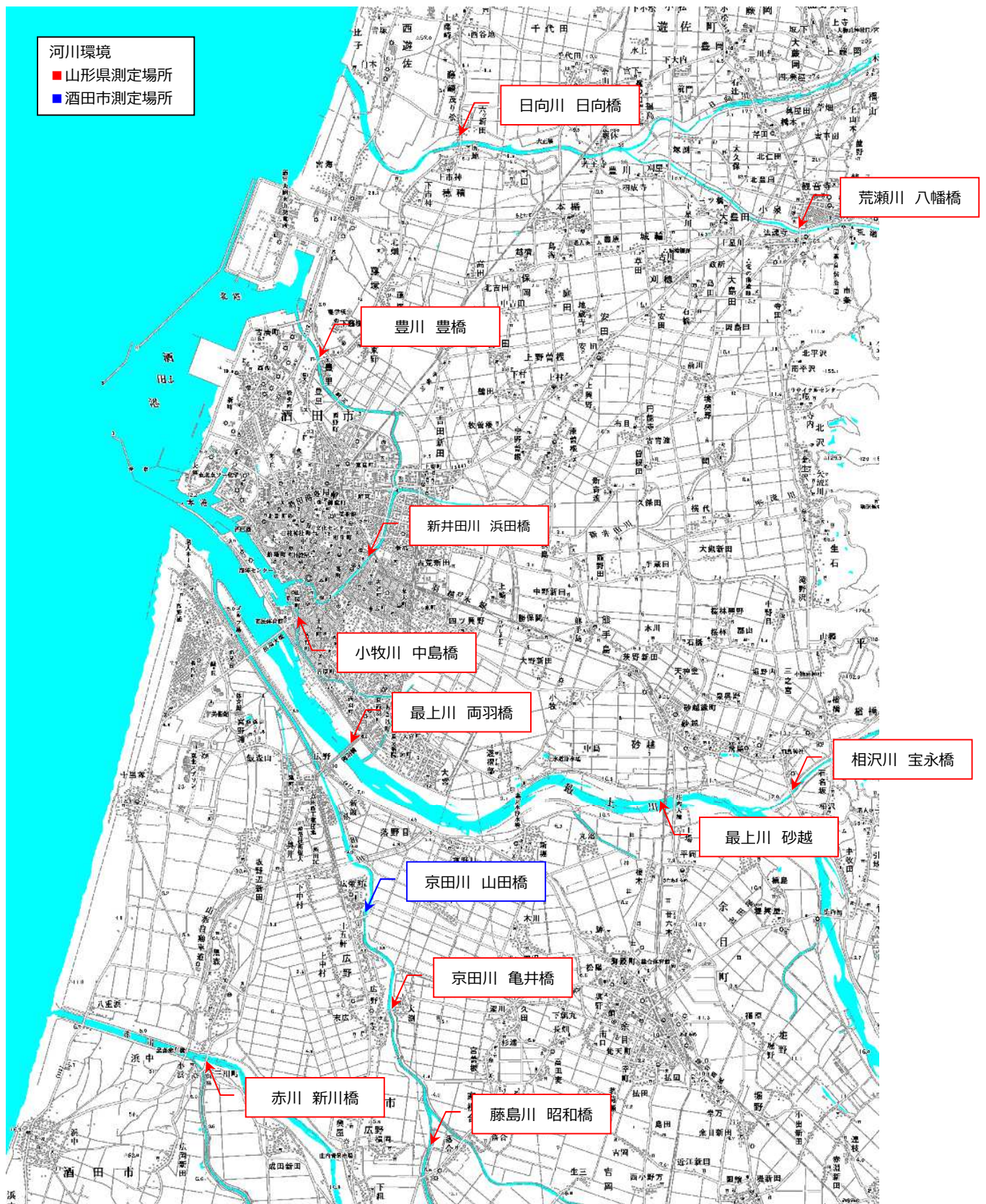
水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度



出典：「国土地理院発行 5万分の1 数値地図（宮城・山形）」任意に拡大したものであり、実際の縮尺とは異なります。

(3) 海域水質

① 類型指定

1977（昭和 52）年 3 月 11 日に酒田港本港地区水域、1983（昭和 58）年 3 月 11 日には酒田港外港地区及び北港地区水域について水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされています。また、2018（平成 30）年 3 月 16 日には酒田港の第 1 区域及び第 4 区域の水域について、状況変化や調査結果に基づき、A 類型から B 類型に改正がなされています。

なお、酒田北港地区の開発に伴う公害を未然に防止するため、1973（昭和 48）年 4 月に酒田北港地域公害防止基本計画が策定され、維持基準が定められています。

○ 海域の類型指定一覧

水域名	類型	達成期間	設定年月日
酒田港（第 1 区域）	B	イ	H30. 3. 16
酒田港（第 2 区域）	B	イ	S58. 3. 11
酒田港（第 3 区域）	B	ハ	S58. 3. 11
酒田港（第 4 区域）	B	イ	H30. 3. 16
酒田港（第 5 区域）	B	イ	S58. 3. 11

《 類型の分類 》

- 「A」 水道 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
「B」 水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの

《 達成期間の分類 》

- 「イ」 直ちに達成
「ハ」 5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

②海域 COD 平均値、75%値の推移

山形県では、公共用水域の測定計画に基づいて酒田港 10 地点で調査を行っています。

COD とは、湖沼や海域などの水の汚れの度合を示す指標です。水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表します。

単位：mg/l

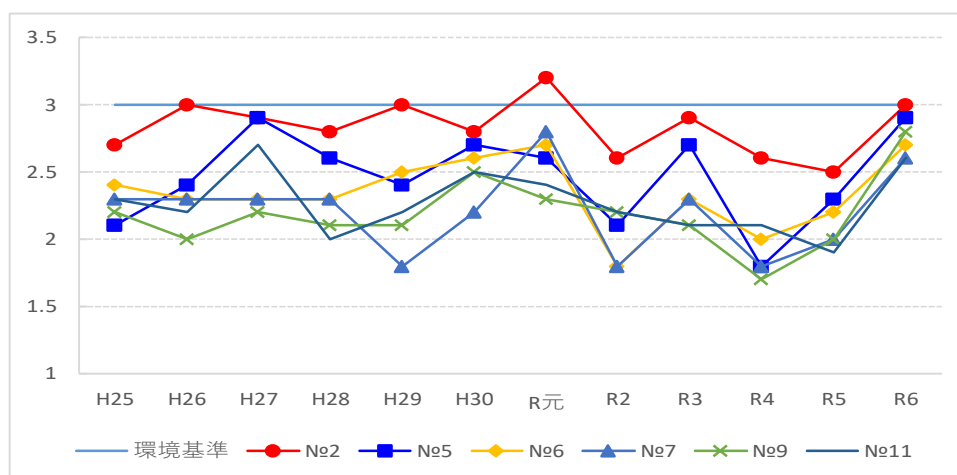
測定地点	酒田港 (第1区域)	酒田港 (第2区域)	酒田港 (第2区域)	酒田港 (第3区域)	酒田港 (第3区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第4区域)	酒田港 (第5区域)	酒田港 (酒田港)
	No.6	No.5	No.4	No.2	No.1	No.7	No.9	No.8	No.11	No.13
測定機関	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県
H25	2.4	2.1	2.4	2.7	3.0	2.3	2.2	2.2	2.3	1.8
H26	2.3	2.4	2.4	3.0	3.3	2.3	2.0	1.9	2.2	1.9
H27	2.3	2.9	1.9	2.9	3.0	2.3	2.2	2.4	2.7	1.7
H28	2.3	2.6	2.4	2.8	3.1	2.3	2.1	2.1	2.0	1.3
H29	2.5	2.4	1.6	3.0	3.9	1.8	2.1	2.1	2.2	1.4
H30	2.6	2.7	2.2	2.8	3.0	2.2	2.5	2.4	2.5	1.8
R元	2.7	2.6	2.8	3.2	3.2	2.8	2.3	2.4	2.4	2.1
R2	1.8	2.1	1.8	2.6	2.8	1.8	2.2	2.1	2.2	1.2
R3	2.3	2.7	2.4	2.9	3.0	2.3	2.1	2.1	2.1	1.5
R4	2.0	1.8	2.1	2.6	3.4	1.8	1.7	1.7	2.1	1.9
R5	2.2	2.3	2.2	2.5	2.7	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7
R6	2.7	2.9	2.8	3.0	3.1	2.6	2.8	2.3	2.6	2.1
環境基準	B類型									類型指 定なし
	3 mg/l 以下									

※平成 25 年度までは平均値、平成 26 年度以降は 75% 値の数値を記載

※■は環境基準地点

□環境基準地点（B類型）での COD 平均値、75%値の推移

(単位：mg/l)



【測定概要】

近年はいずれも環境基準を達成しており、75%値の推移は、年度間で差はあるものの、水質に大きな変化はなく推移しています。

○環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)	
A	水道1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1 以下	7.5mg/1 以上	20 CFU/100ml 以下	検出され ないこと	-
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1 以下	5mg/1 以上	-	検出され ないこと	第1・ 2・3・4・ 5区域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1 以下	2mg/1 以上	-	-	-

（備考）水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産2級の水産生物用

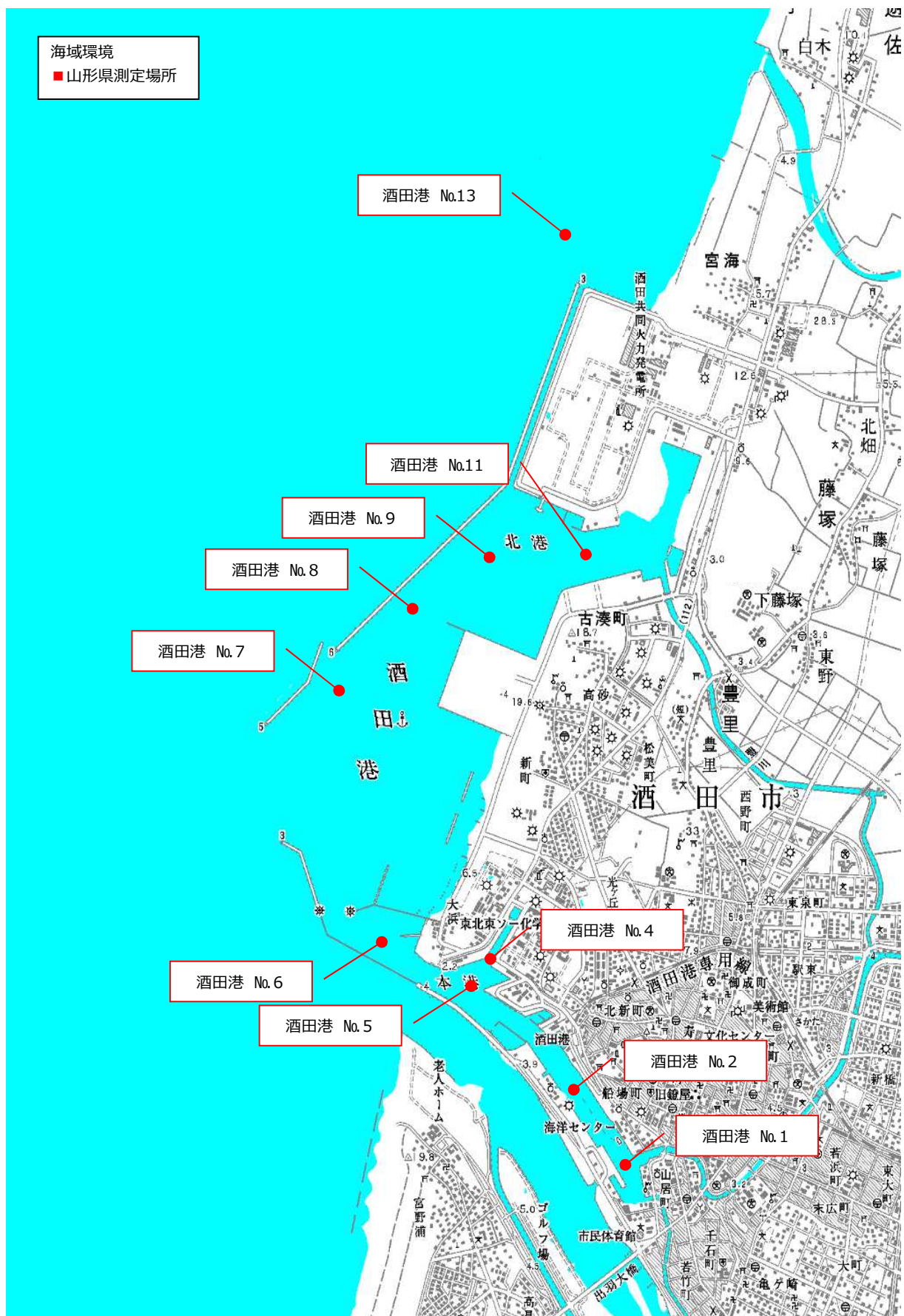
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

○酒田北港地域公害防止基本計画に基づく維持基準

項目	維持基準
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/1 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/1
大腸菌群数	1,000MPN/100ml
n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと
温度	酒田港湾水域から同水域外に流出する温排水の温度は酒田港湾水域以外の海域における測定水温の平均値±平均偏差の値の範囲内とする。

（注）この維持基準は温度を除き環境基準のA類型に相当する。



出典：「国土地理院発行 5万分の1 数値地図（宮城・山形）」任意に拡大したものであり、実際の縮尺とは異なります。

(参考) 生活排水処理施設 整備状況 (令和7年3月31日現在)

	酒田市全体						
	酒田市公共下水道	酒田市流域関連公共下水道	公共下水道計	農集排処理区	簡易排水(柏谷沢)	合併処理浄化槽	
	単独公共下水道	庄内処理区					
行政区域内人口(人)	93,102						
計画処理区域面積(ha)	2,022.87	721.80	2,744.67	1,080.40	1.00	集合処理区域以外全て	3,826.07
計画人口(人)	58,760	14,740	73,500	21,350	50	5,773	101,533
整備面積(ha)	1,902.44	642.45	2,544.89	1,080.40	1.00		3,623.08
処理区域面積(ha)	1,902.44	642.25	2,544.89	1,080.40	1.00		3,623.08
処理区域内人口(人)	60,319	14,577	74,896	13,831	4	3,086	93,684
処理区域内世帯数(世帯)	28,662	6,453	35,115	5,320	2	1,194	41,840
水洗化人口(人)	56,296	12,540	68,836	12,524	2	2,995	85,725
水洗化世帯数(世帯)	26,493	5,389	31,882	4,697	1	1,155	37,754
水洗化率(%)	93.3	86.0	91.9	90.6	50.0	97.1	91.9
普及率(%)	64.8	15.7	80.4	14.9	0.0	3.3	98.6
計画区域内普及率(%)	99.8	98.8	99.6	100.0	100.0	75.7	98.6

資料：酒田市

5. 生活環境に関する状況

市に寄せられ公害及び生活環境に関する苦情相談内容と自動車騒音測定の結果、大型獣類の目撃件数、主に市が主催する地域美化活動に関するデータとなります。

公害苦情等については、典型7公害とそれ以外の苦情相談（愛護動物の飼養、野良猫、野鳥など）、油流出事故の区分で取りまとめています。

（1）公害苦情等

①公害苦情等処理件数の推移

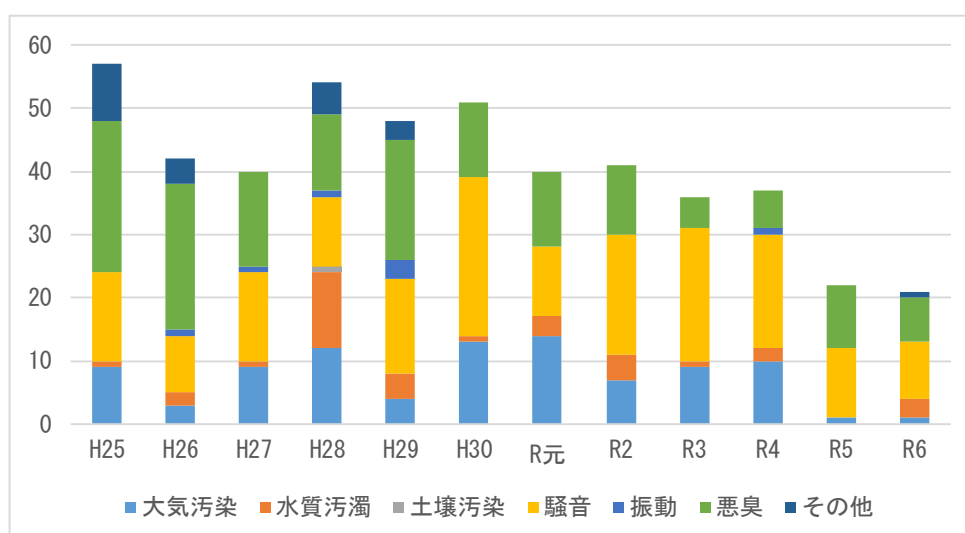
単位：件

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
典型7公害	大気汚染	9	3	9	12	4	13	14	7	9	10	1	1
	水質汚濁	1	2	1	12	4	1	3	4	1	2	0	3
	土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	14	9	14	11	15	25	11	19	21	18	11	9
	振動	0	1	1	1	3	0	0	0	0	1	0	0
	悪臭	24	23	15	12	19	12	12	11	5	6	10	7
	計	48	38	40	49	45	51	40	41	36	37	22	20
その他	害虫発生	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	空地管理	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1
合計		57	42	40	54	48	51	40	41	36	37	22	21

※典型7公害のうち、地盤沈下については、発生していないため項目はない。

□公害苦情等処理件数

(単位：件)



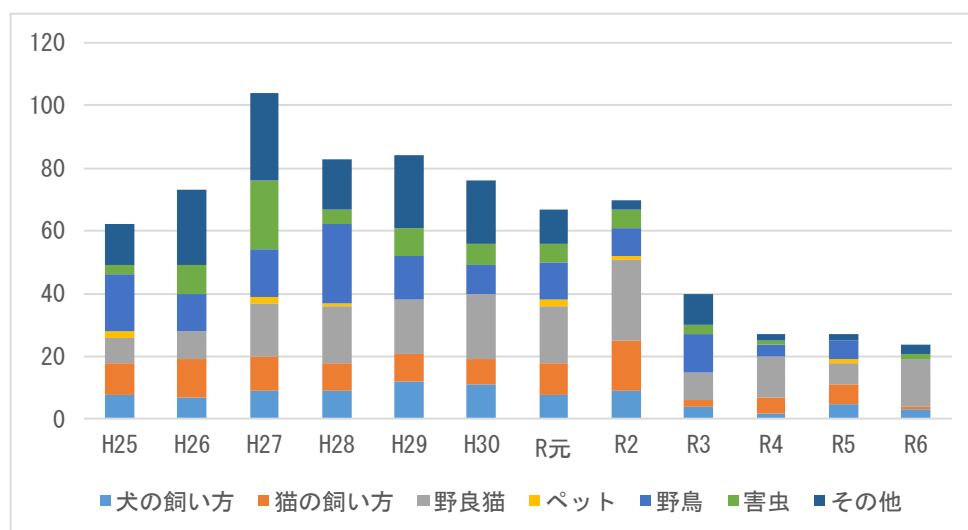
②公害以外の相談件数の推移

単位：件

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公害以外	犬の飼い方 (騒音を除く)	8	7	9	9	12	11	8	9	4	2	5	3
	猫の飼い方	10	12	11	9	9	8	10	16	2	5	6	1
	野良猫関係	8	9	17	18	17	21	18	26	9	13	17	15
	ペット関係 (犬猫以外)	2	0	2	1	0	0	2	1	0	0	1	0
	野鳥関係	18	12	15	25	14	9	12	9	12	4	6	0
	害虫関係	3	9	22	5	9	7	6	6	3	1	0	2
	その他	13	24	28	16	23	20	11	3	10	2	2	3
	計	62	73	104	83	84	76	67	70	40	27	37	24
油流出事故		39	27	21	7	13	26	24	33	15	16	19	10
合計		101	100	125	90	97	102	91	103	55	43	56	34

□公害以外の相談件数

(単位：件)



【2024（令和6）年度の状況】

公害等苦情と環境関係の相談の総件数（油流出事故を除く）は45件でした。そのうち公害等の苦情は21件と、前年度と比較してもほぼ同程度となっています。

典型7公害を種類別に見ると、①騒音9件、②悪臭7件、③水質汚濁3件となっています。事業所の作業音や家庭の生活騒音、野焼きや焼却炉の煙などが主な原因です。

公害苦情以外の相談については、①野良猫関係15件、②犬の飼い方（騒音を除く）3件、③害虫2件となっています。

一方、油流出事故は減少傾向にあるものの、10件程度で推移しています。

(2) 騒音・振動

騒音や振動の苦情は、各種の公害のなかでも日常生活に最も関係が深く、そのために発生源も多種多様となっています。

環境基本法第16条で、生活環境を保全し、人の健康を保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、騒音にかかる環境基準（表5-2）が定められており、自動車からの騒音や振動の限度の基準を定める自動車交通騒音要請限度（道路交通振動限度値）については（表5-3）のとおり定められています。

騒音・振動規制法及び県生活環境の保全等に関する条例では、指定地域内において特定施設を設置する場合、規制基準（表5-4、表5-5）が設けられており、特定施設を設置又は変更する場合は、市町村長に対し事前に届け出るよう義務付けられています。


また、建設工事として行われる作業のうち、指定地域内において特定の建設作業を行う場合にも、規制基準（表5-6、表5-7）が設けられており、市町村長に対し事前に届け出るよう義務付けられています。

工場や建設現場以外からの騒音対策として、県生活環境の保全等に関する条例では、指定地域内の飲食店営業等から発生するカラオケなどの営業騒音について、深夜での音量を制限するとともに住居地域などでのカラオケ装置等の使用を制限しています。また、拡声機騒音についても、商業宣伝放送に係る音量等が制限されています。

(参考) 騒音レベルと音の大きさの目安

騒音レベル	音の大きさの目安
120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガード下
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄の車内
70 dB	電話のベル、騒々しい街中
60 dB	静かな自動車、普通の会話
50 dB	静かな事務所
40 dB	図書館
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方1m）

**音を出す際は、
周囲に十分
配慮しましょう。**



①自動車交通騒音の状況

ア) 環境基準適合状況

単位：％

年度	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
H25	100.0	0.0	0.0	0.0
H26	100.0	0.0	0.0	0.0
H27	97.5	0.0	0.9	1.6
H28	97.5	0.0	0.8	1.7
H29	99.3	0.0	0.4	0.3
H30	99.3	0.0	0.4	0.3
R元	99.7	0.0	0.2	0.1
R2	99.7	0.0	0.2	0.1
R3	99.8	0.0	0.1	0.1
R4	99.8	0.0	0.1	0.1
R5	99.9	0.0	0.1	0.1
R6	99.5	0.0	0.3	0.1

□自動車騒音測定結果（2023（令和5）年度）

区分	評価区 間延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)					
			住宅等戸数 A+B+C+D (戸)	昼夜とも 基準値以下 A (戸)	昼のみ 基準値以下 B (戸)	夜のみ 基準値以下 C (戸)	昼夜とも 基準値超 過 D (戸)	
酒田市	全体 (%)	36.7	43	4,156 (100)	4,151 (99.9)	0 (0.0)	4 (0.1)	1 (0.1)
	一般国道 (%)	18.7	22	1,459 (100)	1,454 (99.7)	0 (0.0)	4 (0.3)	1 (0.1)
	県道 (%)	18.0	21	2,697 (100)	2,697 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
全国	全体 (%)	69,463	44,928	9,519.2(千) (100)	9,043.9(千) (95.0)	207.8(千) (2.2)	33.2(千) (0.3)	234.2(千) (2.5)

※全国の数値は「令和5年度自動車交通騒音の状況について」(R7.3.11報道発表)(環境省)より抜粋

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

【測定概要】

自動車交通騒音は、概ね良好な状態にあるといえます。ほぼ環境基準を満たしている状況が継続しています。

○環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル) 単位：dB

地域 類型	あてはめ地域	一般地域		道路に面する地域		
		時間の区分		道路規模等	時間の区分	
		昼間 6時～ 22時	夜間 22時～ 6時		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	50以下	40以下	/		
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55以下	45以下	2車線以上	60以下	55以下
				幹線に近接	70以下	65以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55以下	45以下	2車線以上	65以下	60以下
				幹線に近接	70以下	65以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60以下	50以下	2車線以上	65以下	60以下
				幹線に近接	70以下	65以下

(注) 1 上表は航空機騒音・鉄道騒音・建設作業騒音には適用しない。

2 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分いう。

3 「幹線」とは高速自動車国道、国道、県道、自動車専用道路、4車線以上の市道をいう。

「近隣」とは2車線以下の道路については道路端から15メートル、2車線を越える道路については道路端から20メートルに特定された範囲をいう。

○騒音規制法に基づく自動車交通騒音要請限度

(等価騒音レベル) 単位：dB

地域 類型	あてはめ地域	道路規模等	時間の区分	
		車線	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		幹線に近接	75	70
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		幹線に近接		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 幹線に近接	75	70

○振動規制法に基づく道路交通振動限度値

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65 dB

②特定工場・特定施設、特定建設作業の状況（令和6年度末）

ア) 騒音・振動規制法に基づく特定工場及び特定施設数

単位：件

	特定工場等実数		特定施設総数	
	騒音	振動	騒音	振動
金属加工機械	26	20	123	138
空気圧縮機等	84	56	473	154
土石用破碎機等	3	4	15	14
建設用資材製造機械	1	-	3	-
木材加工機械	12	4	58	5
印刷機械	7	4	45	11
鋳型造型機	-	1	1	11
合計	133	89	718	333

イ) 県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場及び特定施設数

単位：件

	特定工場等実数		特定施設総数	
	騒音	振動	騒音	振動
金属加工機械	5		55	
空気圧縮機等	41		126	
繊維機械	5		226	
建設用資材製造機械	2	2	3	2
穀物用製粉機	1		1	
石材加工機械	2		5	
起重機械	2		17	
合計	58	2	433	2

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分			
		朝	昼間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～21時	21時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45	45
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域	65	70	65	55

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		8時～19時	19時～翌8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

ウ) 騒音規制法に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
コンクリートプラント等を 設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バックホウ、トラクターショベル 及びブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	3	2	2	0	0
合 計	1	1	0	1	0	0	2	3	5	3	2	1

エ) 振動規制法に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装板破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	0	0	1	1	1	0	1	3	4	3	2	1
合 計	0	0	1	1	1	0	1	3	7	3	2	1

オ) 山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
試すい機、さく井機を使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
路面切断機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ディーゼル機関又は ガソリン機関を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業種類	規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
	区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
騒音規制法	くい打・くい抜機等作業	85 dB		19時	22時	10時間/日	14時間/日	6日	日曜日及び休日		
	びょう打機作業										
	さく岩機作業										
	空気圧縮機作業										
	コンクリートプラント等作業										
	バックホウ作業										
	トラクターショベル作業										
	ブルドーザー作業										
県条例	試すい機等作業	85 dB		19時	22時	10時間/日	14時間/日	6日	日曜日及び休日		
	路面切断機作業										
	ディーゼル機関等作業										

○振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

作業種類	規制項目	基準値		作業禁止時間		最大作業時間数		最大連続作業日数		作業禁止日	
	区域区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
振動規制法	くい打・くい抜機等作業	75 dB		19時	22時	10時間/日	14時間/日	6日	日曜日及び休日		
	鋼球作業										
	舗装版破砕機作業										
	ブレイカー作業										

(注) 1 基準値（騒音の大きさ）は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。

2 1号区域及び2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

(1) 1号区域

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

イ 工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地境界から80mまでの区域

(2) 2号区域

工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域

※上記のほか「山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準」、「山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声器を用いる商業宣伝に関する基準」がある。

○環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	Lden 57dB 以下
II	Lden 62dB 以下

(注) I をあてはめる地域は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域とする。II をあてはめる地域は、I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく飲食店深夜営業等に係る騒音に関する基準

区域の区分	規制項目	音量基準	音響機器の使用制限
	時間区分	22時～翌6時まで	
第1種区域・第2種区域		45 dB	カラオケ装置 ジュークボックス
第3種区域・第4種区域		55 dB	

(注) 第1種・第2種区域は23時から翌6時までの間はカラオケ、ジュークボックスを使用してはならない。ただし、これらの音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りではない。

○山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機を用いる商業宣伝に関する基準

拡声機の使用方法	規制の内容	
航空機による 商業宣伝放送	禁 止	
店頭、街頭、自動車等 に設置するなどして 使用する商業宣伝放送	1 指定地域のうち、病院等施設の敷地の周囲50mの区域において禁止。	
	2 指定地域のうち、1以外の区域においては次の基準を遵守すること。 (1) 19時から翌8時までの間においては、使用しないこと。 (2) 区域の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。	
	住居系区域(第1種・第2種区域)	55 dB
商工業系区域(第3種・第4種区域)	70 dB	

(3) 悪臭

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。一般的に、「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においは個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいとして感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。

悪臭防止法では、事業活動に伴って工場や事業場から出される悪臭を規制しています。規制の対象となるのは規制地域内のすべての工場・事業場で、規制方法としては特定悪臭物質(22物質)の濃度による規制と、臭気指数(嗅覚を用いた測定法による基準)による規制の2つがあります。

具体的な規制基準と規制地域については、平成24年度より酒田市で設定しており、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法(嗅覚測定法)」を採用しており、臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導をしています。

○悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

- ・工場等の敷地境界線の地表における規制基準(大気中の許容限度)

区域の区分	A区域	B区域	C区域
臭気指数	12	15	19

(注) 区域の区分は、次のとおりである。

A区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域(以下「用途地域」という。)のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C区域：用途地域のうち、工業地域の区域

- ・工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(注) 2号基準については環境省ホームページ掲載の「よくわかる臭気指数規制2号基準」や「においシミュレーター(臭気指数規制第2号基準算定ソフト)」等を参照。

- ・排出水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準(排出水中の濃度の許容限度)

工場等の敷地境界線の地表における規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の3に規定する方法により算出した臭気指数とする。

■基準適用範囲のイメージ



※悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準「工場等の敷地境界線の地表における規制基準(大気中の許容限度)」、「工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準」等については同法を参照のこと。

○悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準

・工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

特定悪臭物質		区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
1 アンモニア	(ppm)	1	2	5
2 メチルメルカプタン	(ppm)	0.002	0.004	0.01
3 硫化水素	(ppm)	0.02	0.06	0.2
4 硫化メチル	(ppm)	0.01	0.05	0.2
5 二硫化メチル	(ppm)	0.009	0.03	0.1
6 トリメチルアミン	(ppm)	0.005	0.02	0.07
7 アセチアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
8 プロピオンアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
9 ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.03	0.08
10 イソブチルアルデヒド	(ppm)	0.02	0.07	0.2
11 ノルマルバレルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.02	0.05
12 イソバレルアルデヒド	(ppm)	0.003	0.006	0.01
13 イソブタノール	(ppm)	0.9	4	20
14 酢酸エチル	(ppm)	3	7	20
15 メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	3	6
16 トルエン	(ppm)	10	30	60
17 スチレン	(ppm)	0.4	0.8	2
18 キシレン	(ppm)	1	2	5
19 プロピオン酸	(ppm)	0.03	0.07	0.2
20 ノルマル酪酸	(ppm)	0.001	0.002	0.006
21 ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
22 イソ吉草酸	(ppm)	0.001	0.004	0.01

(注) 区域の区分は、次のとおりである。

A区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域

B区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

C区域：用途地域のうち、工業地域の区域

- ・工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準
 排水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準

(排水水中の濃度の許容限度)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に 排出される排水の量	区域の区分		
		A区域	B区域	C区域
1 メチルメルカプタン (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を越える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素 (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を越える場合	0.005	0.02	0.05
3 硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.01	0.07	0.3
4 二硫化メチル (mg/l)	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を越え、 0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を越える場合	0.03	0.09	0.3

(注) 区域の区分は、次のとおりである。

- A区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
- B区域：用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- C区域：用途地域のうち、工業地域の区域

(4) 発生源監視

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止（環境保全）協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

①水質汚濁発生源立入調査

協定を締結している3事業者（4工場）に対し、排水についての立入調査を年1～2回実施しています。令和6年度における立入調査の結果、いずれの事業者においても協定を遵守していることを確認しました。

企業等名	調査項目	立入回数
イーグル工業㈱	pH、BOD、SS、油分、溶解性鉄、亜鉛、総クロム、シアン、六価クロム	2
㈱アライドマテリアル第一工場	pH、BOD、SS、油分、フッ素、亜鉛、銅、シアン	2
㈱アライドマテリアル第二工場	pH、BOD、SS、油分、フッ素、亜鉛、銅、シアン、ニッケル、モリブデン	2
(社)山形県系統豚普及センター	pH、BOD、SS、油分、大腸菌群数	1

※pH：水素イオン濃度指数、BOD：生物化学的酸素要求量、SS：浮遊物質量

②悪臭発生源立入調査

市が覚書の立会人となっている1事業者に対し、悪臭についての立入調査を年1回実施しています。令和6年度における立入調査の結果、協定を遵守していることを確認しました。

企業等名	調査項目	立入回数
㈱グリーンシステム（敷地境界2地点）	悪臭（嗅覚測定/臭気指数）	1

(5) 地域の美化活動

①まちをきれいにする運動の参加状況

【活動の概要】環境美化運動をとおして地域への愛着や地域防犯力の向上を図るため、毎年、市街地地域において、市民、事業所の皆さんと協力して、道路や側溝、公園などの清掃を実施しています。

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
酒田								
春季	7,533	7,736	7,408	—	6,726	6,384	6,691	6,722
秋季	6,409	7,068	6,324	6,105	—	5,527	4,651	5,193
小計	13,942	14,804	13,732	6,105	6,726	11,911	11,342	11,915
平田								
春季	1,589	1,486	1,441	1,047	1,384	1,561	1,471	1,449
秋季	1,439	1,438	1,456	1,498	1,362	1,424	1,237	1,336
小計	3,028	2,924	2,897	2,545	2,746	2,985	2,708	2,785
春季	9,122	9,222	8,849	1,047	8,110	7,945	8,162	8,171
秋季	7,848	8,506	7,780	7,603	1,362	6,951	5,888	6,529
合計	16,970	17,728	16,629	8,650	9,472	14,896	14,050	14,700

②きれいな川で住みよいふるさと運動の参加状況

【活動の概要】河川・海岸愛護に対する県民意識の醸成と、美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、県民、自治体、関係団体の積極的な参加と協力のもと、1977（昭和52）年から行われてきた活動です。県民河川・海岸愛護デーを設定し、県民の参加を得て、河川敷及び海浜地の清掃、空き缶やゴミの収集、除草作業、草花の植栽などの愛護活動を実施しています。

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1回目								
酒田	420	373	513	—	391	358	332	340
八幡	1,380	1,327	1,330	—	1,760	1,760	1,700	1,300
松山	50	50	50	—	94	120	120	120
平田	612	515	474	—	467	407	451	374
小計	2,462	2,265	2,367	—	2,712	2,645	2,603	2,134
2回目								
酒田	130	155	—	163	—	—	—	—
平田	—	—	35	82	—	—	—	25
小計	130	155	35	245	—	—	—	25
合計	2,592	2,420	2,402	245	2,712	2,645	2,603	2,159

(6) 大型獣類の状況

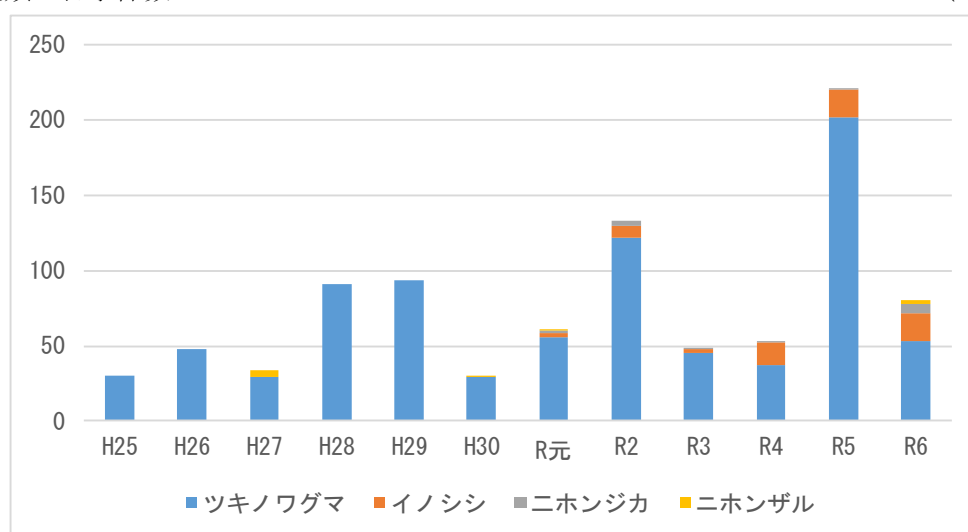
単位：件

目撃別	ツキノワグマ	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル
H25	30			
H26	48			
H27	29			5
H28	91			
H29	94			
H30	29			1
R元	56	2	2	1
R2	122	8	3	
R3	45	3	1	
R4	37	15	1	
R5	202	18	1	
R6	53	19	2	2

※大型獣類：法律上の明確な定義はないが、一般的に人間や農作物に被害を与える可能性のある、大型で危険性の高い哺乳類を指す。

□大型獣類の目撃件数

(単位：件)



【2024（令和6）年度の状況】

ツキノワグマについては、隔年で増減はあるものの近年増加傾向にあります。イノシシについては、2018（平成30）年以降、毎年目撃され、増加傾向にあります。

生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、許可を受けて、野生鳥獣を捕獲することが認められています。この権限は、環境大臣や都道府県知事にありますが、山形県においては、許可権限の一部が市町村に移譲されており、一部の鳥獣の捕獲については酒田市長が許可しています。

10 付録

酒田市の特徴的な生物【植物編】

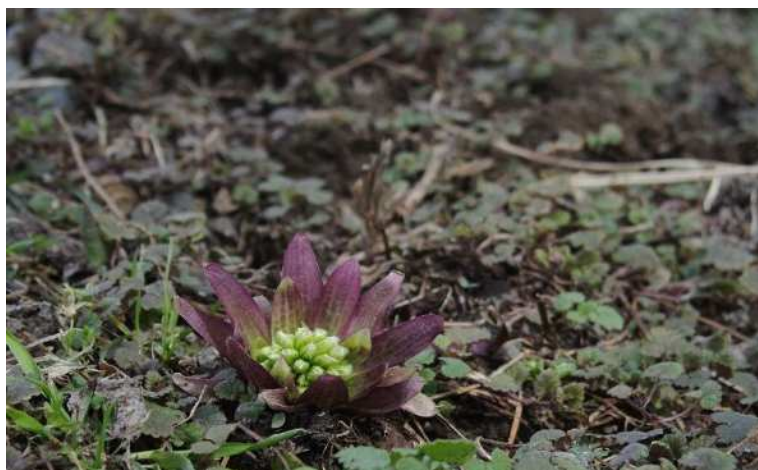
※転載や2次利用を禁止します。

※酒田市環境基本計画の策定に当たり、庄内海岸いきもの調査グループから提供されたものです。

(第2次酒田市環境基本計画【資料編】掲載)



カタクリ
科名/属名 ユリ科/カタクリ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 青沢
撮影日 2013年5月



フキ
科名/属名 キク科/フキ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 新出
撮影日 2015年5月



フジ
科名/属名 マメ科/フジ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 下黒川
撮影日 2013年5月



ハマヒルガオ

科名/属名
ヒルガオ科/ヒルガオ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
十里塚

撮影日
2012年6月



ハマボウフウ

科名/属名
セリ科/ハマボウフウ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
十里塚

撮影日
2014年6月



ニッコウキスゲ

科名/属名
ススキノキ科/ワスレグサ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
鳥海山南麓

撮影日
2013年8月



ススキ
科名/属名 イネ科/ススキ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 大台野
撮影日 2014年9月



ブナ
科名/属名 ブナ科/ブナ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 鳥海山南麓
撮影日 2013年9月



ブナを主体とする紅葉
科名/属名 ブナ科/ブナ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 鳥海山南麓
撮影日 2012年10月



ハウチワカエデ

科名/属名
ムクロジ科/カエデ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
鳥海山南麓

撮影日
2014年10日



エビネ

科名/属名
ラン科/エビネ属

山形県レッドリスト
絶滅危惧 I B 類 (EN)

撮影場所
下青沢

撮影日
2017年5月



イチョウウキゴケ

科名/属名
ウキゴケ科/イチョウウキゴケ属

山形県レッドリスト
準絶滅危惧 (NT)

撮影場所
大蔵

撮影日
2017年7月

酒田市の特徴的な生物【動物編】

※転載や2次利用を禁止します。

※酒田市環境基本計画の策定に当たり、庄内海岸いきもの調査グループから提供されたものです。

(第2次酒田市環境基本計画【資料編】掲載)



ホンドタヌキ

科名/属名

イヌ科/タヌキ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

下黒川

撮影日

2012年9月



ハクビシン

科名/属名

ジャコウネコ科/ハクビシン属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

湯ノ台

撮影日

2014年3月



ツキノワグマ

科名/属名

クマ科/クマ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

下青沢

撮影日

2017年6月



ニホンカモシカ

科名/属名

ウシ科/カモシカ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

下黒川

撮影日

2014年6月



トウホクノウサギ

科名/属名

ウサギ科/ノウサギ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

湯ノ台

撮影日

2014年4月



ニホンリス

科名/属名

リス科/リス属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

上草津

撮影日

2013年9月



アナグマ
科名/属名 イタチ科/アナグマ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 中野俣
撮影日 2015年4月



ホンドギツネ
科名/属名 イヌ科/キツネ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 宮海
撮影日 2020年6月



イノシシ
科名/属名 イノシシ科/イノシシ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 湯ノ台
撮影日 2015年12月



イソヒヨドリ
科名/属名 ヒタキ科/イソヒヨドリ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 入船町
撮影日 2015年4月



キビタキ
科名/属名 ヒタキ科/キビタキ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 飛島
撮影日 2013年5月



スズメ
科名/属名 スズメ科/スズメ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 鶴田
撮影日 2020年5月



キジ
科名/属名 キジ科/キジ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 黒森
撮影日 2020年6月



ノスリ
科名/属名 タカ科/ノスリ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 湯ノ台
撮影日 2014年9月



カワセミ
科名/属名 カワセミ科/カワセミ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 常禅寺
撮影日 2021年1月



オオハクチョウ
(奥にヒシクイ)

科名/属名
カモ科/ハクチョウ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
飯森山

撮影日
2015年2月



ダイシャクシギ

科名/属名
シギ科/ダイシャクシギ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
大浜

撮影日
2013年3月



クマタカ

科名/属名
タカ科/クマタカ属

山形県レッドリスト
絶滅危惧IB類 (EN)

撮影場所
八幡地区

撮影日
2017年4月



トラフズク
科名/属名 フクロウ科/トラフズク属
山形県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
撮影場所 酒田地区
撮影日 2020年4月



ウミネコ
科名/属名 カモメ科/カモメ属
山形県レッドリスト 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
撮影場所 飛島
撮影日 2015年4月



オオタカ
科名/属名 タカ科/ハイタカ属
山形県レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類 (EN)
撮影場所 酒田地区
撮影日 2015年6月



オシドリ
科名/属名 カモ科/オシドリ属
山形県レッドリスト 準絶滅危惧 (NT)
撮影場所 麓
撮影日 2012年6月



イヌワシ
科名/属名 タカ科/イヌワシ属
山形県レッドリスト 絶滅危惧 I A 類 (CR)
撮影場所 升田
撮影日 2016年8月



オオヒシクイ
科名/属名 カモ科/マガン属
山形県レッドリスト 準絶滅危惧 (NT)
撮影場所 宮野浦
撮影日 2017年2月



アズマヒキガエル

科名/属名

ヒキガエル科/ヒキガエル属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

新出

撮影日

2012年5月



ハコネサンショウウオ

科名/属名

サンショウウオ科/ハコネサンショウウオ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

草津

撮影日

2013年5月



トウホクサンショウウオ

科名/属名

サンショウウオ科/サンショウウオ属

山形県レッドリスト

準絶滅危惧 (NT)

撮影場所

新出

撮影日

2018年4月



アカハライモリ

科名/属名

イモリ科/イモリ属

山形県レッドリスト
準絶滅危惧 (NT)

撮影場所

新出

撮影日

2010年5月



モリアオガエル

科名/属名

アオガエル科/アオガエル属

山形県レッドリスト
準絶滅危惧 (NT)

撮影場所

湯ノ台

撮影日

2020年6月



カナヘビ

科名/属名

カナヘビ科/カナヘビ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所

下黒川

撮影日

2012年7月



マムシ
科名/属名 クサリヘビ科/マムシ属
山形県レッドリスト 指定なし
撮影場所 升田
撮影日 2011年9月



ヤマカガシ
科名/属名 ナミヘビ科/ヤマカガシ属
山形県レッドリスト 準絶滅危惧 (NT)
撮影場所 升田
撮影日 2020年6月



ホトケドジョウ
科名/属名 ドジョウ科/ホトケドジョウ属
山形県レッドリスト 絶滅危惧 I B 類 (EN)
撮影場所 赤剥
撮影日 2014年6月



アカザ
科名/属名 アカザ科/アカザ属
山形県レッドリスト 絶滅危惧 I B 類 (EN)
撮影場所 小林
撮影日 2010 年 10 月



キタノメダカ
科名/属名 メダカ科/メダカ属
山形県レッドリスト 絶滅危惧 II 類 (VU)
撮影場所 北俣
撮影日 2020 年 11 月



マルタニシ
科名/属名 タニシ科/タニシ属
山形県レッドリスト 準絶滅危惧 (NT)
撮影場所 山谷
撮影日 2020 年 7 月



オオミズクサハムシ

科名/属名

ハムシ科/ミズクサハムシ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

草津

撮影日

2013年6月



アカスジカメムシ

科名/属名

カメムシ科/アカスジカメムシ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

北沢

撮影日

2013年6月



アオスジアゲハ

科名/属名

アゲハチョウ科/アオスジアゲハ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

宮海

撮影日

2014年7月



二ホンミツバチ

科名/属名
ミツバチ科/ミツバチ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
坂野辺新田

撮影日
2019年7月



エゾゼミ

科名/属名
セミ科/エゾゼミ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
草津

撮影日
2013年8月



カブトムシ

科名/属名
コガネムシ科/カブトムシ属

山形県レッドリスト
指定なし

撮影場所
坂野辺新田

撮影日
2020年8月



ノコギリクワガタ

科名/属名

クワガタムシ科/ノコギリクワガタ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

坂野辺新田

撮影日

2020年8月



ルリボシカミキリ

科名/属名

カミキリムシ科/ルリボシカミキリ属

山形県レッドリスト

指定なし

撮影場所

坂野辺新田

撮影日

2020年8月



エゾゲンゴロウモドキ

科名/属名

ゲンゴロウ科/ゲンゴロウモドキ属

山形県レッドリスト

絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

撮影場所

飼育個体 (酒田産)

撮影日

2020年11月



マルコガタノゲンゴロウ

科名/属名

ゲンゴロウ科/ゲンゴロウ属

山形県レッドリスト

絶滅危惧 I A 類 (CR)

撮影場所

非公開

撮影日

2020年10月



モートンイトトンボ

科名/属名

イトトンボ科/モートンイトトンボ属

山形県レッドリスト

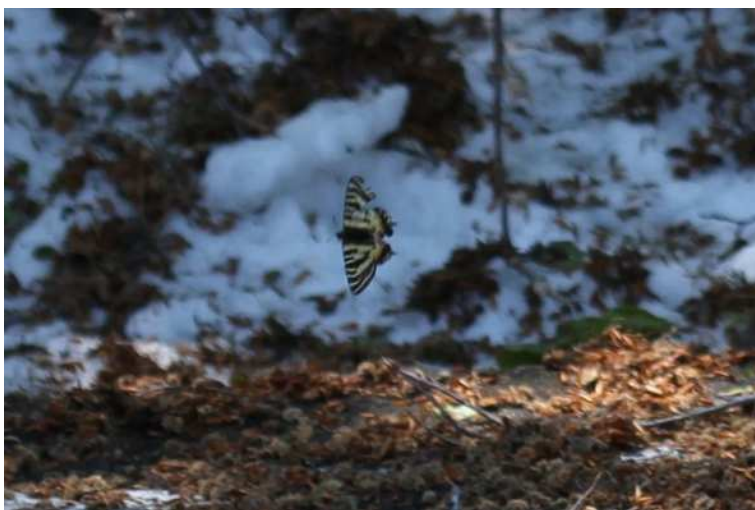
準絶滅危惧 (NT)

撮影場所

泥沢

撮影日

2008年6月



ヒメギフチョウ

科名/属名

アゲハチョウ科/ギフチョウ属

山形県レッドリスト

準絶滅危惧 (NT)

撮影場所

升田

撮影日

2015年5月

【山形県版レッドリストカテゴリー】

絶滅 (EX)	過去に生育したことが確認され、すでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (EW)	栽培下、飼育下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	現時点では絶滅の危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD)	「絶滅危惧」に移行する可能性はあるが、評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

※太枠内の絶滅危惧Ⅰ類 (CR、EN) と絶滅危惧Ⅱ類 (VU) に該当する種が絶滅危惧種

※山形県版レッドリストカテゴリー及びその定義は、環境省レッドリストカテゴリー (2013年) に準拠している。

※文章、画像等の無断転載等を禁止します。

第3次酒田市環境基本計画【資料編】

令和8年3月発行

発行・編集 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目 133 番地

TEL 0234-31-0933

FAX 0234-31-0932

E-mail kankyo@city.sakata.lg.jp